

# 大規模マンションは コミュニティはできるか

「政策情報かわさき」編集部

## 1 インタビュー

### 大規模マンション セゾール川崎の 取り組み



セゾール川崎ハイライズ  
自治会長 篠原倫彦

(緑を作ることから)

はじめは、敷地内の植栽の維持管理、つまり木と花のお世話からだった。当時セゾール京町の庭木は、なかなか根

が張らず、一シーズンを超えることなく枯れてしまうこともしばしばだった。掘り起こしてみると、運んできたそのままの状態、根がビニールシートで覆われて出てきた。そんな杜撰な作業にも、業者には年七〇〇万円が支払われていた。

「業者任せでは心こもった管理はできない。自分たちの暮すマンションは自分たちの手で良くしよう」と、住民に呼びかけて有志を募り、グリーンクラブを結成、植栽、施肥、消毒、堆肥作りなどを自分たちの手で行った。グリーンクラブのメンバー三五人には管理組合から謝礼が支払われたが、年間一〇〇万円の経費が節減できた。そして占有公園六、〇〇〇平方メートル、公開空地二三、〇〇〇平方メートルを含む二六、〇〇〇平方メートルの敷地は、四季折々の花木で彩られるようになった。

(大規模マンションの草分け)

築一八年が経過した建物は、五棟いずれもが一〇階を超える高層階を持つにもかかわらず、エレベーターは三階に一階しかと

まらない。八〇年代後半は、バリアフリーは優先順位の高い課題ではなかったようだ。

東洋製鋼の工場跡地に建つセゾール京町は、川崎駅からバスで一〇分。敷地の横を通る道を一本隔てて、そこはもう横浜市鶴見区だ。全五四〇世帯の大半は、東京、横浜から移り住んできたという。

棟ごとにカギが必要なことはもちろん、敷地中央の管理棟には警備員が二四時間体制で常駐し、七四台の防犯カメラで監視をするなど、セキュリティには万全の体制を敷いている。

管理棟に隣接する駐車場は屋根があるのはもちろん、鳩の糞害対応までなされており、CATVの放送設備は、住民手作りの番組を流している。

いたれりつくせりの設備と管理体制が整っているセゾール京町だが、ではコミュニティ作りという点ではどうかというと、「管理組合だけでは、住民同士の融和は図れない」とは、自治会長の篠原さんの言葉だ。

(セゾールの取り組み)

マンション内の植栽の維持管理から始まった住民の自主的な取り組みは、ごみの分別回収に広がりを見せ、アルミ缶回収から得る月一、二、〇〇〇円の現金収入は、毎月の花代に充てられている。

このように、セゾール京町の取り組みの特徴は、その課題解決能力の高さにある。

たとえば自転車問題では、一時期マンション内の自転車が増えすぎ、収容能力七〇〇台に対し一、三〇〇台もの自転車が増え、原則として自転車は一台と決め、また、管理組合から時給を出すこととして、ボランティアの自転車整備員を募り、配置した。さらに年間一、五〇〇円を支払えば自由に使える、共用自転車を購入し住民のニーズにも応えたのである。

また、野良猫の問題もあった。もともとセゾールでは、当時は珍しい「ペット可」のマンションだったことも手伝い、敷地内に野良猫が増えた。そこで住民有志によるペットクラブを立ち上げ、野良猫に避妊手術を施した上で、クラブ員が敷地内で猫を育てることとした。いわゆる地域猫の取り組みである。

この他にも、阪神大震災後に敷地内に防災倉庫を設け機材や食料を保管したり、建物内の倉庫を改装して高齢者向けの談話室をオープンさせたり、夏祭りやもちつきイベントを開催したり、俳句の会、陶器の会、シニア&レディースゴルフ愛好会と各種サークルを立ち上げたりと、さまざまな取り組みがなされている。

五四〇世帯が集まって住めば、当然多く

の問題がでてくるわけだが、その一つ一つに住民の力をあわせて取り組む姿は、まさに地域コミュニティそのものといえる。

### （秘訣は自治会と管理組合の協力）

平成一八年一月二五日号の「せそーるだより」には、「新春を迎えて」として、自治会会長・管理組合理事長がそれぞれ文章を寄せている。

年に四回発行されるこの広報誌は、各種サークルの活動紹介から始まって、管理組合の取り組み、年男・年女の住民の新年の抱負、イベントや、行政への要請の結果報告など、盛りだくさんの八ページ構成で、発行者には自治会長と管理組合理事長が仲良く並んでいる。

一般にセソールほどの大規模マンションになると、マンション内で一つの自治会ができ、管理組合と構成員がほぼ重なる。にもかかわらず、自治会と管理組合がうまく行かない例をよく耳にする。

いわく「管理組合はお金を持っているので威張っている」「自治会のお遊び的な活動に大切な管理費を渡すわけには行かない」「どうせ一年我慢すれば役員の任期は終わるのだから」などなど。

そもそも管理組合は、区分所有者により構成され、個人の意思で加入を拒否したり勝手に脱退することはできない組織であり、その目的は会計、メンテナンス、法律面などのマンション運営の根幹を支えることにある。一方で自治会は参加は任意であり、組織としてのあいまいさがあるものの、その目的は居住者の交流を活性化させ、より楽しく快適なマンションライフを送ることにある。

セソール京町の篠原さんは、自治会長を勤めて一年目で、現在も管理組合理事長との関係は非常に良好である。また、自治会、管理組合双方の役員は、メンバーが一部重なっており、再任されることが多く、それぞれの組織のあり方に理解を持っている。長く役員を勤めるのは、それだけでも苦労があると思われるが、コミュニティの活性化のためには、そういった「人」の存在が欠かせないということかもしれない。

### （これからの大規模マンション）

「四マンション懇談会」なる集まりが、すでに三回を数えている。セソール京町、リジエンヌ京町、サンスクエア川崎、パークシティ新川崎の四つの大規模マンションの自治会役員と管理組合役員が、定期的に会合を持ち、現在直面している課題やその取り組みについて情報交換を行う会合である。

これまで見てきたセソール京町の例からも分かるように、大規模マンションには固有の問題がいくつ也存在する。そしてそれらの課題を解決するノウハウは確実に存在するのである。

最近のマンションの広告には、セキュリティの高さや、ホテル並みの快適さをうたう宣伝文句が踊っている。確かに、都市に暮らすひとつの利点として、近所付き合いのわずらわしさから逃れることが挙げられるかもしれない。しかし、大規模マンションの自治会のさまざまな取り組みから見えてくるのは、近所付き合いを消し去った生活ではなく、新しいコミュニティのありかたではないだろうか。

篠原さんは言う、「設備が整っていても



セソール京町と管理棟

それだけではだめ。高齢化してくれば寂しくもなる。災害時に助けてくれるのは、結局近所さんなんだよね」と。

今年篠原さんは、川崎区まちづくりクラブを代表して「川崎駅周辺総合整備計画策定協議会」に委員として参加している。そこで篠原さんは、川崎駅前中心市街地のリアフリー化を求めて、積極的に発言を行っている。

マンションの自治会から、地域の自治、そしてターミナル駅のまち作りへと、その活

躍のフィールドは広がっているようだ。

「大規模マンションにコミュニティはできるか」。いくつかの条件が必要であるとの留保はつくものの、この問いへのこたえは「イエス」といえそうである。

# 大規模マンションコンド 形成される コミュニティを サポートする活動の 実践と展望



コミュニティサポートネット  
取締役 生駒みを

ここ数年、不動産業界はミニバブルに沸いている。工場の移転や、企業の福利厚生見直しによる社員寮の廃止など、国の都市再生事業の流れもあって、比較的交通の便のよい場所にまとまった大ききの土地が売りに出され、そこに大規模マンションの建設が進められている。

象徴的な例がタワーマンションだが、見晴らしのよさと、都会的な暮らし、そして昨今とみに人々の話題に上るようになったセキユリティのよさなどがうけ、大規模マンションは日本人の家選びの選択肢の中に、それなりの位置を得たといえそうである。

川崎市内でいえば、鹿島田、武蔵小杉、溝口などが挙げられるが、現在最も注目を集めているのが、川崎駅西口に三井不動産などが建設中の、ラゾーナ川崎だろう。川崎駅の東西自由通路から直結されるこの商・



シニア世代の情報誌「楽楽」

住・遊複合施設は、川崎駅三丁目となるシネマコンプレックスの存在など、話題に事欠かない。

このラゾーナの販売促進用のホームページ「スマートライフ川崎」(二〇〇四年一月〜二〇〇五年秋)やパンフレット「スマートライフブック」の作成のための情報収集・編集・更新に携わったのがCSNだ。ホームページ、パンフレットはどちらも川崎駅周辺のエリアガイドといった趣で、文化・芸術・スポーツ施設から始まって、レストラン・ブティック・アミューズメント施設、公園や多摩川河川敷のくつろぎスポット、保育園や学校、医療・金融機関などの紹介と、生活全般に関わる情報を満載。マンションの機能紹介というよりは、そこに住むことによって得られる快適な生活に重きをおいたまじの紹介になっている。

## (地域の人材を活用)

CSNは一九九八年に設立された、コミュニティビジネスの有限会社だ。地域のつながりの薄さに危機感を抱いた女性たちが、代表の生駒みを氏を中心に、四人で三五〇万円を出資して立ち上げた。活動の内容は、家事代行・病院への付き添い・保育園児の送迎や一時預かり・植木の水やり・ベットの世話などの「ライフサポート事業」と、パソコンデータ入力・翻訳・セミナーの企画・講師派遣など「専門技術事業」の二部門で展開している。

事業の担い手は、サービスを提供できる登録スタッフの一六〇人で、宮前区などの新興住宅地が中心のためか、三〇代から五〇代の主婦がほとんどの構成となっている。生駒氏によれば「サービスの受け手は女性が多いので、サービス提供者も女性のニーズが高い。もともと地域の主婦の能力や創造力を活かして、まちの元気をつくり出したいと考えてきた。社宅やマンションが多く、転勤で移り住んできた人など、近所づきあいが少なく、周りに友だちもいない人が多い。一方で、子育て中でも、自分の特技や趣味、能力を生かしたいという女性が多い」とのこと。

## (地域を元気にする仕掛け)

CSNが定期的に発行している「CSNニュース」は、地域のイベント情報や、地域で活動しているグループの情報、季節の話題などが中心の構成となっている。既に三五号を数える「CSNニュース」は、毎月二万部弱を宮前区を中心にポスティングをしている。取材から制作、印刷、配布まで、全てCSNのスタッフで行っており、スタッフのスキルアップにもつながっている。

ここ数年は、シニア世代の情報誌「楽楽(らくらくしょう)」(地域で活躍している高齢者の活動紹介誌で、川崎市高齢者住宅サービスクが発行)、みやまえ子育てガイド「とことこ」(子育て中の若い母親をターゲットに絞った地域の情報冊子。宮前区保健福祉サービスク発行)など、行政が発行する冊子の制作にも携わっている。

## (大規模マンションのコミュニティづくり)

「子育て交流会を開きます〜気軽に遊びにきてね!〜」「夏休み陶芸体験教室〜すきな形でつくっちゃおう〜」「親子リトミック〜見て、聞いて、感じて、自分で表現〜」、これらはCSNが発行している、横浜市青葉区の大規模マンション住民向けニュースレターの記事である。

タイトルからもわかるように、CSNではこれらのイベントを企画運営しながら、コミュニティ作りのサポートを行っている。子育て中の若い親子にターゲットを絞ったこれらの取り組みは、マンション入居者間の交流を促すのが目的だが、企画運営のルール作りやガイドブック作成などを通じて、数年後には入居者自身が活動の担い手となるような工夫も行っている。

マンション管理では、管理組合や自治会の活動の難しさがよく言われるが、マンション住民のニーズを的確に掴み、血の通ったコミュニティづくりの手助けをするCSNのような存在が、ますます必要となってくるのかもしれない。

# 身近な住まい周辺の魅力ある景観づくり

はじめに

平成一七年四月、まちづくり局計画部に景観・まちづくり支援課（以下、「支援課」という）が創設されました。これまでの川崎市都市景観条例に基づく良好な景観形成を継承すると共に、地区計画及び建築協定などの制度を活用し、地域との協働のまちづくりを進めています。

また、景観法が平成一六年一二月に施行されたことを受けて、本市では、平成二〇年度からの景観法活用を目指し、検討しています。

本稿では、景観に関する法制度の歴史、景観法や川崎市都市景観条例の特徴、本市の景観まちづくりとその事例を紹介いたします。

## 1 景観法

### （一）これまでの法制度

これまでの国の考えは、経済性を優先し、日本全国どこでも同じものをつくるのが基本でした。美しいものをつくるということが軽視され、すでに良好な景観が形成されてきた地区を守る法制度となっていました。

### ① 風致地区・美観地区

法制度としては、大正八年から始まった風致地区、美観地区があります。

風致地区は、自然の景観を維持し、名勝・史跡や都市空間における自然環境の保全を図るために定められました。本市でも、昭和九年に多摩川、日吉台地区の二ヶ所が風致地区に指定されました。

美観地区は、市街地の美観を維持するために定められた、地方自治体が指定できる制度のひとつです。建築物の配置や構造が、公園などの公共施設と調和均整のとれた建築美を保っている地区において、その美観を守るため、建築物に制限が加えられます。

全国的に美観地区が運用されている地区は少なく、本市にはありませんが、京都市、岡山県倉敷市において運用されています。

なお、後に景観法の施行により、美観地区は廃止され、景観地区（図1参照）へ移行しています。

### ② 歴史的保存地区・重要伝統的建造物群保存地区

昭和四一年には、古都における歴史的風土を保全するために、古都保存法に基づく歴史的保存地区の制度が、また、昭和五〇

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課

## 速水竜

年には、歴史的街並みを形成している地区の伝統的な建造物群を守るために、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地

### 景観計画の区域（都市計画区域外でも指定可能）

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能
- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

### 景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり



### 景観地区（都市計画）

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例により定めることが可能



### 景観重要建築物・樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携



図1 景観法（行政規制と支援の仕組み） 出典：国土交通省ホームページ

区の制度ができました。

### （二）景観法の趣旨

最近、全国的に景観に関する訴訟が増加し、また、住民の景観に対する考え方が変化してきました。東京都国立市では、低層住宅地において高さ四メートルのマンションが建設されました。周辺住民は、景観や日照に影響があるとして、二〇メートルを越える部分について撤去を求め、訴訟にまで発展し、大きな話題となりました。

本市においても建築物の高さやデザインなどについて、要望や問い合わせが数多く寄せられるようになり、良好な景観形成に対する市民の関心が高まってきました。

これらの景観をめぐる状況の変化に対応するために、平成一六年一二月、景観法が施行されました。

### （三）景観法の特徴

景観法は、従来の景観に関する法制度とは異なり、新たに良好な景観を創出するための様々な仕組みがあります。現在ある地方自治体の自主条例を補充し、一定の強制力を付与することができます。地方自治体は、景観行政団体となり、地域特性を活かした基準を柔軟に定めることができます。

また、景観法には、国、地方自治体、事業者、住民

の責務を定めています。そして、住民の責務として良好な景観形成に積極的な役割を果たすように努めなければならないと明記されています。

### ① 景観行政団体

景観法において、景観行政団体が景観法に基づく施策を実施する主体となることが定義されています。さらに、都道府県、指定都市及び中核市については、自動的に景観行政団体となることが定められています。本市は、平成一六年一二月の景観法の施行にもならない、景観行政団体となりました。

### ② 景観計画

景観法には、様々な規制や緩和などの制度があります(図1参照)。それらの基本となるのが景観計画であり、景観行政団体が策定します。

この景観計画において、景観計画区域、景観の形成に関する方針、景観計画区域内における行為の制限などを定めます。

景観計画の区域内において、一定の行為(建築物の建築など)をする際に届出が必要になり、景観行政団体は届出内容を確認し、基準に適合しない場合には、行為の変更などを勧告します。さらに、建築物等の形態意匠については、変更命令を出すことができます。

また、景観計画区域内の景観上重要な公共施設について、管理者の同意を得て、景観重要公共施設として位置付け、景観計画に基づく公共施設の整備を行うことができます。

### ③ 景観地区

届出・勧告による緩やかな規制を行う景観計画に対して、より積極的に景観の形成を図っていくための制度が景観地区です。これは美観地区を発展させたものです。

従来の美観地区は市街地の美観の維持が目的でしたが、景観地区は市街地の良好な景観の形成を目的としているため、新たに良好な景観を形成していこうとする地区についても指定が可能です。

景観地区では、建築物のデザインや色彩の基準について必ず定め、建築物の高さや壁面の位置、敷地面積の制限などについては、必要なものを定めます。

その特徴は、建築物のデザインや色彩が都市計画に定められた制限に適合していなければならぬことで、市町村長の認定がない場合は建築物を建てることのできないという認定制度があります。

④ 景観重要建造物・景観重要樹木  
地域にとつて景観上重要な単体の建造物や樹木を守るために景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度があります。指定を受けると改築や伐採等の際に景観行政団体の許可が必要です。

景観重要建造物については、外観を保全していく必要があるため、相続税などの減税措置や建築基準法の規制緩和があります。

⑤ 景観協定  
住民が参加しやすい制度として、景観に関することを住民間で協議し、決めることができる景観協定があります。建築物や緑に関すること、また、建築物の前に花のプランターを設置することや清掃活動の回数などのソフトなルールを決めたい場合に、良好な景観の形成に関する事項であれば自由に定めることができます。

⑥ 景観整備機構  
景観法に基づく様々な事業に対し、行政以外でその役割を担う団体(公益法人やNPO法人など)について、景観整備機構と

して指定することができます。

指定を受けた団体は、主に景観に関するアドバイザー派遣や情報提供などの援助、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができます。

### (4) 川崎市における景観法の活用

現在、本市では景観法の様々な制度を活用するため、市全域を景観計画区域とすることを検討しています。

平成一八年度には、今後の景観施策の取り組みを検討すると共に、景観計画や景観法に基づく委任条例の策定を行っていく予定です。しかし、景観計画区域内の届出対象範囲や行為制限の基準をはじめ、屋外広告物や公共施設の取り扱い、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定基準や支援措置の検討など多くの課題が残されています。

## 2 川崎市都市景観条例

### (1) 各都市の景観形成の取り組み

昭和四〇年代から昭和五〇年代にかけて、各都市における景観形成の取り組みが始まりました。歴史的なものだけではなく、一般市街地についても考えられるようになり、昭和四四年に宮城県で全国初の景観条例「沿道修景美化条例」が制定されました。他の多くの都市においても地域の特性を活かした都市景観が意識されるようになりました。これまでに民間建築物の届出や地域での景観のルール等を制度化するために、約五〇〇〇の地方自治体において景観条例が制定されました。

### (2) 川崎市都市景観条例制定の背景

本市は、昭和五〇年代後半から川崎駅や

新百合ヶ丘駅の駅周辺の都市拠点を中心に景観形成に取り組み始めました。その後、地下街アゼリア・川崎駅東口広場、新百合ヶ丘駅周辺において、実際にその街なみが形成され、都市のイメージを一新するような都市景観が形成されました。そして、武蔵小杉駅や溝口駅周辺においても、同様に取り組んできました。これらの手法は行政が主導的な役割を果たし、民間事業を誘導し、都市拠点の顔づくりを行ったものでした。

平成になると、景観の形成は都市拠点だけでなく、郊外部においても検討されるようになりました。さらに、その手法も地域が主体となり、市と市民が協働で取り組む方法へ変化してきました。そこで、民間建築物の届出や地域での景観のルール等を制度化し、継続的に良好な景観形成に取り組むために、平成七年四月に川崎市都市景観条例が施行されました。

### (3) 川崎市都市景観条例の特徴

この条例は、「市と市民が協働して行う次代に誇れる、魅力ある川崎らしさの発見と創造」を基本理念としています。

市民と協力して都市景観の形成を進めていくことを目的とし、都市景観形成地区における地元協議会の認定制度など、市民の手による景観づくりに重点を置いていることが特徴になっています。

### ① 都市景観形成地区

景観形成を促進する必要がある地区を都市景観形成地区として指定し、地区の関係住民が設立する景観形成協議会と市の協議を経て、景観形成の方針・基準を定め、地区内の建築行為の届出や公共事業の推進によって都

地区名	所在地 (記載された町名の一部の地区)	地区面積 (ha)	地区指定	景観形成方針 ・基準策定
たちばな通地区	川崎駅前本町、砂子2丁目、 東田町	0.6	H 9. 11. 7	H10. 4. 23
新百合丘駅 周辺地区	麻生区上麻生1~3丁目、 万福寺1~2丁目、万福寺	52.7	H10. 8. 17	H12. 2. 17
川崎駅西口 大宮町地区	幸区大宮町、柳町	8.2	H12. 1. 28	H12. 5. 2
大山街道地区	高津区溝口2~4丁目、 二子1~2丁目	—	H17. 3. 18	H18. 1. 11 (溝口地区)
武蔵小杉周辺 地区	中原区上丸子、下沼部、 中丸子、市ノ坪、小杉、新丸子東3丁目、 小杉3丁目、新丸子町	37.0	H17. 7. 1	H17. 12. 1 (方針のみ)
新百合山手地区	万福寺、古沢、千代ヶ丘1丁目、 千代ヶ丘4丁目	36.4	H17. 12. 1	—

図2 都市景観形成地区の指定状況 (平成18年2月現在)

このアンケート結果からは、自分の住んでいる地域の景観をもっと良くしていきたいと、市民の皆さんが感じていることが分かりました。また、「好きな景観、残した

①都市景観に関する市民意識調査  
平成一七年一二月に、一三歳以上の五、〇〇〇人の市民を対象に、川崎市の景観に対する印象や思いを今後の景観行政に反映させるため、都市景観に関する市民意識調査のアンケートを実施しました。

②大規模建築物等の届出制度  
大規模建築物等は周辺地域の都市景観の形成に寄与するものとなるように助言・指導し、外観デザインなどを誘導する制度です。市全域を対象に高さが三メートルを超える、又は延べ面積が一万平方米を超える建築物等を届出対象とし、年間約一〇〇件の届出があります。

③川崎市の今後の景観まちづくり  
これまで、川崎市都市景観条例に基づき、市と市民の協働による景観形成に取り組んできましたが、市民の景観への関心の高まりと共に、市民のまちづくり活動への参加意欲も増してきました。そこで、より効果的にまちづくりを推進するために、積極的に地域のまちづくり活動を支援する担当課が必要と考えられるようになりました。

(一)身近な住まい周辺の魅力ある景観づくりへ  
最近、地域において歴史や文化、さらには小さな緑までも景観資源として考えられるようになりました。その一方、低層住宅地などで経済性を優先した中高層マンションが計画されることが増えてきたこともあり、市民は身近な住まい周辺の景観に対して関心を持つようになってきました。

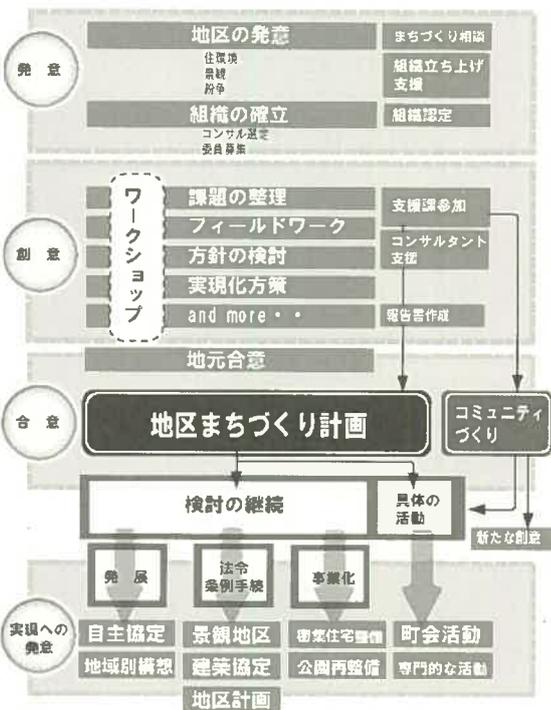


図3 初動期まちづくりの推進

図3 都市景観形成地区の指定状況 (平成18年2月現在)

①都市景観形成の推進  
良好な景観形成の推進を図るため、都市景観形成地区の指定と方針基準の作成を行います。また、ルールづくりを通して地域

(二)景観・まちづくり支援課  
平成一七年度から始動した支援課は、現在、三つの業務に重点をおいて取り組んでいます。

比較的境界周辺の都市拠点に重点を置いてきました。今後、地域の自然的要素や文化的要素を重視しながら地域の特色を活かし、まちづくりを進めていくことが大切であると考えられます。

これまで、本市の景観づくりの施策は、「い」との問いでは、多摩川、二ヶ領用水、等々力緑地、生田緑地などの回答が多数ありました。

③まちづくり活動の支援  
市民が主体的にまちづくり活動を実践する機運が高まった地域に対して、まちづくりに関する情報の提供や学習支援、組織づ

②多摩川の景観形成ガイドラインの作成  
多摩川は市民の共有財産であり、市の都市構造を形成する骨格的資源であるため、今有している公共性のある資源特性や景観特性を活かし、多摩川の魅力を高めていく必要があります。そこで、市民、事業者と共に、多摩川の保全・活用を図り、建築・開発のあり方などの景観ルールを定めるために、多摩川の景観形成ガイドラインを作成します。

コミュニティの育成を推進します。川崎市都市景観条例を補完するために、景観法の活用を検討し、新たな景観形成の施策に取り組み、市の景観施策の基本的な考えを市民や事業者にも広く周知します。

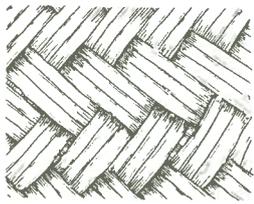
94

くりなどを支援します。さらに、必要に応じてコンサルタントを派遣し、「地区まちづくり計画」の策定を目指すと共に、地域住民の合意形成を図ります(図3参照)。そして、この住民の発意と合意に基づく「地区まちづくり」が継続的に実践されることが望まれます。

これらの業務を通して身近な住まい周辺の魅力あるまちづくりを進め、市民に分かりやすいまちづくりに努めていきます。

現在、支援課では、地域におけるまちづくり活動を支援しています。地域住民が主体となり、まち歩きのワークショップや勉強会などを通してコミュニティづくりを行い、地域資源を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

その中から、「大山街道都市景観形成地区」、「東海道川崎宿」、「井田みすぎ地区」、「二ヶ領用水宿河原堀地区」の活動を報告します。それぞれの地区には、地域の身近な課題があり、その課題の解決のために地道な活動を行い、組織を立ち上げ、運営しています。これらの活動とその活動における行政の役割などに注目してお読み下さい。



網代編み

# 1 周辺部・郊外部の都市デザイン

## 大山街道都市景観形成地区について

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課 渡邊博文

### 1 都市景観形成地区の概要

#### (1) 古くから知られる大山街道

大山街道は、現在の神奈川県伊勢原市にある大山阿夫利神社への大山詣での道として古くから知られています。

また、東海道や甲州街道の脇往還として物資を輸送する商業ルートという役割もあり、東海道の川崎宿や川崎大師に劣らず商業の中心地として発展しました。沿道には当時から建ち並ぶ建築物や蔵などが現在も一部残っています。

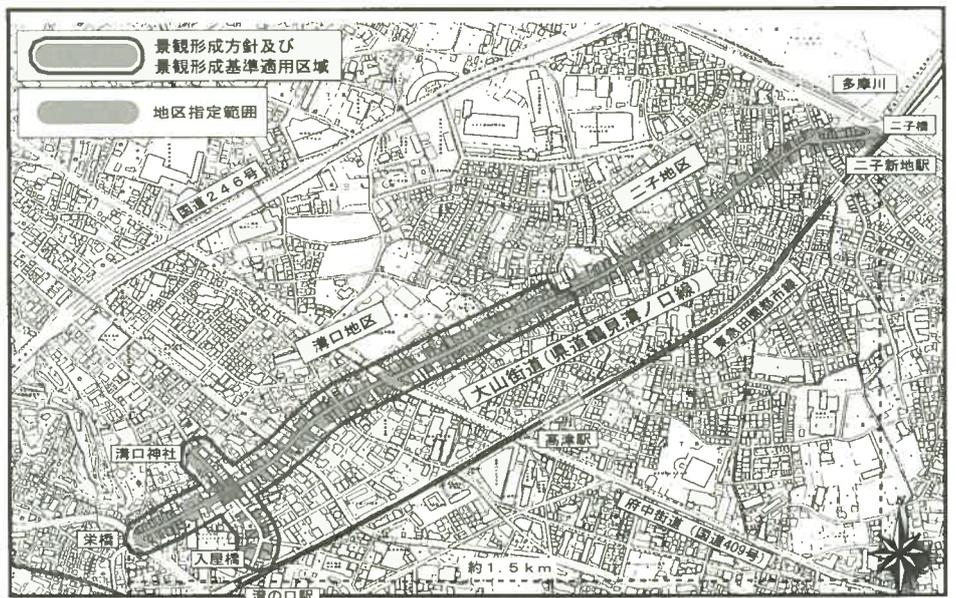
さらに、川崎市を代表する文化人であるといえる岡本かの子、岡本太郎、濱田庄司等のゆかりの地として広く知られています。

#### (2) 都市景観形成地区とは何か

川崎市都市景観条例に基づき、都市景観の形成を促進する必要がある地区として、地区の住民や事業者等からの要望を受け、本市はその地区主体の活動機運の高まり等に応じて都市景観形成地区として指定し、その地区が求める景観の形成を重点的に推進していく仕組みとなっています。

都市景観形成地区では、地区の関係住民が設立する「景観形成協議会」と本市の協

大山街道都市景観形成地区の位置図



津区と宮前区のほぼ中央を通る街道です。

今回の対象地区は、高津区の大山街道沿道市街地の溝口と二子一部の地区です。

周辺の交通基盤の状況は、本地区に並行するように北西側に国道二四六号線、南東側に東急田園都市線が通り、二子新駅、高津駅、溝の口駅が近接しています。

また、本地区を横断するように国道四〇九号線、通称府中街道が通っています。

(4) 大山街道をめぐる近年の状況

大山街道は、歴史や文化の面をはじめとして知名度の高い地区です。

ここ数年、駅や幹線道路に近い利便性の高さといった理由などから、中高層の共同住宅等の建設をはじめとする土地利用の変化が見られ、急速にその面影を失いつつあります。

また、自動車の交通量も増加していく中で、通過交通に利用される状況があります。

自動車の交通量に比べて、人が歩行するための空間に乏しいため、歩行者の安全性を確保することが地域で生活する方々の課題となりました。

### 2 地元組織の概要とこれまでの活動

#### (1) 活動組織の概要(図1参照)

大山街道に關し、まちづくり活動をして

#### (3) 地区周辺の状況

大山街道は、川崎市域を横断する形で高

働により景観形成のため具体的な方針や建築物等の基準を定めます。

大山街道地区は、川崎市が高津区の大山街道沿道のうち栄橋交差点から二子橋交差点までの区間等を大山街道都市景観形成地区として、平成一七年三月一八日に指定しました。

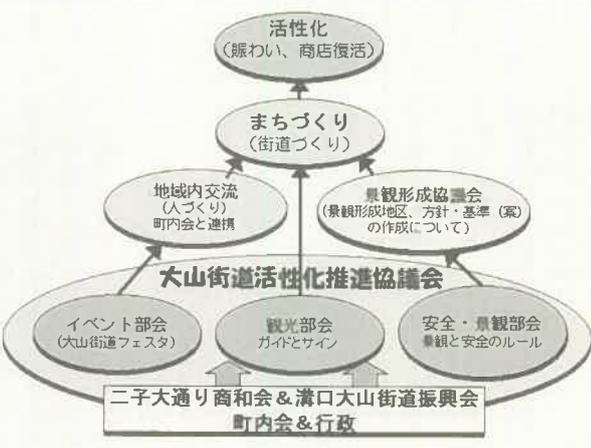


図1 組織の相互関係と街道活性化へのシナリオイメージ

いる組織として、大山街道活性化推進協議会と大山街道景観形成協議会（以下、「景観形成協議会」(3) ①）があります。

両組織は、とても密接な関係にあり、大山街道の活性化についての全般的な活動を大山街道活性化推進協議会が行い、そのうち街道の安全・景観に関する活動を景観形成協議会が担っています。

大山街道活性化推進協議会は、平成一五年五月に地元の商店会である溝口大山街道振興会と二子大通り商和会を中心とし、町内会や数名の行政委員を加えた組織として生まれました。

大山街道活性化推進協議会と川崎市の関係は、当時大山街道活性化推進協議会に高津区役所と街なみデザイン課（現在の景観・まちづくり支援課）などが行政委員として参加していたこともあり、容易に連絡

ができる関係でした。

### (2) 大山街道活性化推進協議会の活動経緯

①平成一五年度の活動  
大山街道活性化推進協議会は、大山街道沿道地域の活性化を果すためには何が必要なのかを念頭においた街道の魅力や課題抽出を行うことから始めました。

その一環として、委員自身がまちの現状を再認識するために、実際にまちを歩いてみるタウンウォッチングを実施しました。

大山街道活性化推進協議会では、この結果を踏まえて、この街道に住み続け、日常的な暮らしやすさや愛着を感じる街道にしたいという思いの再認識がされました。

そのためにこの街道に何が必要なのかについて真剣な議論を重ねてきました。

### ②平成一六年度の活動

平成一六年には、貴重なまちの資源である大山街道を商業振興、歴史文化の掘り起こし、街道沿いの安全・景観等の三つをテーマとし、これらに対応した部会を設置しました。

このうち、安全・景観部会が、後に組織化される景観形成協議会の前身的な存在となりました。

安全・景観部会は、大山街道の安全と景観面から、暮らしやすさや愛着を感じる街道に関する検討がなされ、その結果大山街道が目指すテーマを安心・暮らしやすさとしてしました。

目指すテーマを単なる理想論としないために、建築物等の建替え更新が活発化しているこの地区で、現にある建築物と新しく建築された建築物が共存できる地区としていくなどの検討をしてきました。

また、建築物等を建築する際のルールのイメージとして、

ア 街道で生活する人の安全な歩行建築物の建築する位置を工夫することなどが検討されました。

イ 愛着をもてる街道景観づくり建築物の壁面の色や看板の設置に関するなどが検討されました。

ウ 街道に対する思いと具体のルールの共有

検討した内容について、「景観ルールを考える会」というシンポジウムを開催し、たとえ数十年以上かかっても、安全でやすらぎのある街道であることが重要であるという思いの共有など、地元住民の方々への周知と合意形成活動にも取り組んできました。

こうした活動と平行して、住み続けたい街道として守っていくための景観のルールを、どのように維持管理するかについても検討されてきました。

### (3) 景観形成協議会の立ち上げとその活動

#### ①景観形成協議会

景観形成協議会は、川崎市都市景観条例に基づき、この地区における景観形成の方針とその基準(案)を川崎市と協議する団体として、川崎市長に認定を受けた組織です。

#### ②平成一七年度の活動

景観形成協議会は、建築物の建築等を行う際、街道の安全と景観に配慮した計画とするため、建築物の具体的な基準案を支援課と協議・検討してきました。

その結果、具体的な基準案のテーマを、

### 安心・暮らしやすさ

としました。テーマを実現するための基本目標・基本方針・具体的な景観形成基準として様々な検討をして、

ア 安全に配慮したまちの基準

イ 建築物の色彩基準

ウ あかりの基準

エ 広告物の基準

の四点としました。

この間、支援課は景観形成協議会において、実現したい思いを景観形成基準にするための例示や、実際に基準とした場合、建築物の建築等にどのように反映されるかなど技術的な助言を行ってきました。

### 3 地区の特徴

(1) 既成市街地での川崎市都市景観条例の活用

この地区は、既に住宅と商店とが建ち並んでいる既成市街地において、初の川崎市都市景観条例の活用事例です。また、高津区において初めての活用事例にもなりました。

これまでの活用事例としては、再開発事業や土地地区画整理事業を行って新しいまちを建設する場合に、ルール化することにより景観誘導する手法が主流でした。

また、ルール化にあたり、合意形成を図る地権者等の関係住民も比較的少なく、関係権利者の立場も同様な場合が多かったため、周知や合意形成も図りやすい状況にありました。

この地区は、一戸建ての住宅に住んでいる方や古くから街道筋で商売をされている

方など関係権利者数が多く、様々な立場の方がいました。

このため、同じ質の同じ量の情報を地区の方々に手にしていただくための工夫や手厚い周知活動、合意形成活動が必要不可欠でした。

## (2) 周知・合意形成活動の取り組み

周知活動や合意形成活動については、数回にわたり地区内の関係権利者へ、一軒一軒回って素案等の個別配付をしました。

また、インターネットのホームページの活用、地元の権利者の方々が集まる会合の場でのピーアール、数回の住民説明会開催など、様々な手法で活動を展開してきました。

支援課は、景観形成協議会ともに個別配付を行い、住民説明会開催やその運営を支援してきました。

## (3) 安心・暮らしやすさを意識した特色のあるルール

今回の地区は、テーマを実現していくため、個別具体のルールについても工夫がなされています。

例えば、一建築物の一階部分の壁面位置を大山街道沿道の境界線から一・五メートル下げたうえで歩行者が利用するための路面の段差解消などにより、生活する人の安全な歩行を確保していくことなどがあげられます。(図2参照)

また、新旧の建築物等が共存可能で愛着のある街道のために建築物の壁面の色彩、あかりの基準、広告物の基準に至るまで多くの基準があることも特徴であるといえます。

## 4 今回の成果とまとめ

### (1) 今回活動の成果

今回は、周知活動や合意形成活動を含め、熟度の高まった溝口地区において、安全と景観に関するルールの方針と基準を策定しました。

平成一八年二月一日に施行され、建築物を建築するなどの際に、川崎市都市景観条例に基づく届出が必要となり、街なみ形成に向けての第一歩をスタートすることになりました。

### (2) 諸活動を通して感じた点

本地区の景観形成協議会をはじめとする諸活動を通して、活動に取り組んでいる方の顔が地区内の住民に見えることが活動をしていく上でとても大きな要素であると感じました。

例えば、関係資料の個別配布のお手伝いをする時、川崎市職員の見えな

地元の方々は、何を始めるのだろうかという不安げな表情をされる方が少なくありませんでした。

ところが、地元の景観形成協議会メンバーの方々の顔が見えると笑顔で会話されていました。なかには、取り組みに心強い声を頂くこともありました。

また、配付時などいろいろな質問も受けましたが、川崎市が答えるよりも地元の景観形成協議会メンバーの方々が説明されるほうが、話を聞こうという姿勢がはつきりみえました。

### (3) まとめ

本地区は、住民自身が、身近な地域の魅力等を共有し、協議していく中で地域の方々の心がまとまってきました。

また、住民自身が主体であるという意識が高まり、積極的に活動に取り組むことにより、地元の住民同士が気軽に会話ができる場や雰囲気などが創出されました。

このことから、まちづくりには、その過程が大切であると考えています。

支援課は、今後も景観形成協議会を中心とした住民主体の熱心で、継続的な活動に対し、必要な支援を行っていきたくと考えています。

最後に、近年の都市化の進行により、地域社会での人間関係が希薄になっているといわれています。本地区の取り組みは、活動をする人、活動を支える人を生み、双方の交流を通じた地域社会での人間関係を育む取り組みであったといえるのではないのでしょうか。

今後、他の地区で活動の芽を出したいと感じている方々に、本地区の事例紹介等を

通しての波及効果を期待すると共に、住民同士が互いを認識し会話をもつことをはじめとして、その場を創出することへの支援も必要であると考えています。

## 2 周辺部・郊外部の都市デザイン

# 東海道川崎宿 について

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課 田村浩美

### 1 東海道川崎宿のなりたち

川崎宿は、東海道五十三次のうち日本橋から二つ目の宿場です。

徳川幕府が慶長七年(一六〇二)に東海道を制定した後、往来が多くなるにつれ、継立(宿駅から宿駅に荷物などを送ること)の負担を軽減するため、宿場が追加され、川崎宿は元和九年(一六三三)に起立(開設)しました。

川崎宿は、京口土居(旧馬嶋病院付近)から江戸口土居(六郷橋付近)までの一・五キロメートルで、小土呂・砂子・新宿・久根崎の四か村で構成していました。

六郷の渡しの名のとおり、江戸をでてから最初の川越えの場所であり、川の渡しとしての賑わいもあり、また、川崎大師平間寺の厄除け大師信仰が広まり、多くの人が訪れ、宿場も栄えました。

また、俳人松尾芭蕉が、故郷に帰る際、見送りに来た弟子たちとの別れを惜し

「麦の穂を 便りにつかむ 別れかな」と句を読みました。

この句碑は、数少ない作吟地に立てられた句碑として、大変貴重なものです。

## 2 地区の概要

東海道は、川崎市を横断する形で現在は、旧道として残っており、国道一五号線と平行して走っています。

また、すぐ西側には、京浜急行、JR東海道線が通っています。

付近には、京急川崎駅、JR川崎駅が近接しており、川崎市の中心地です。

川崎駅周辺では、様々な大規模開発事業が進行中であり、旧東海道の近くでも、複

合商業施設の「ダイス」や、アミューズメントシティ「ラ・チッタテラ」ができ、

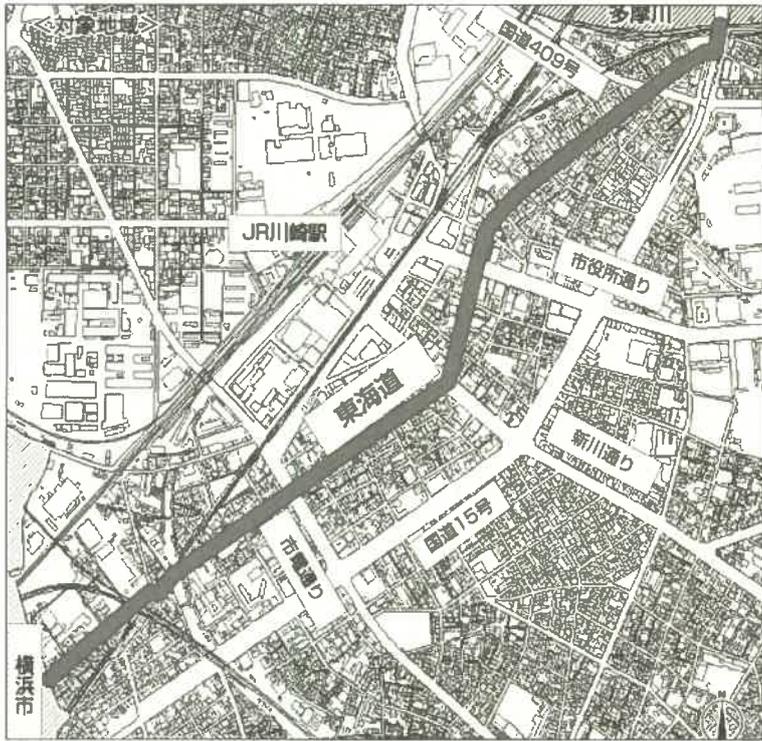
大きく生まれ変わろうとしている街道周辺です。

## 3 組織の概要

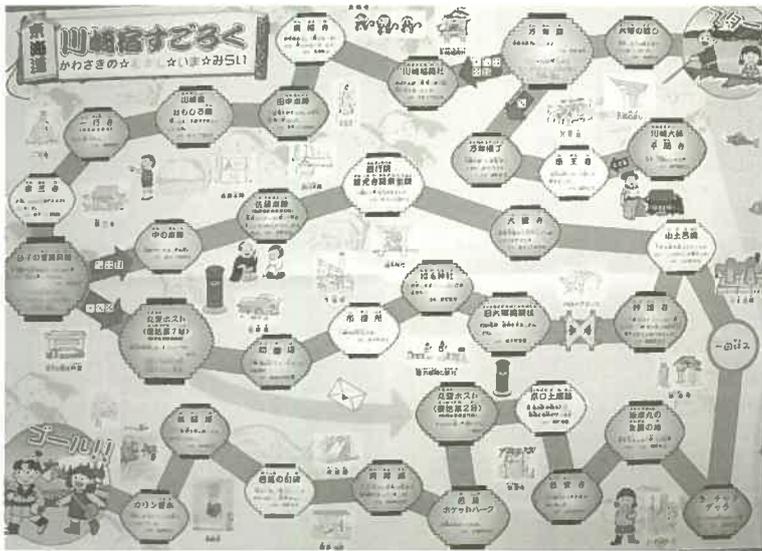
なぜ今、東海道川崎宿？

平成一三年(二〇〇二)は江戸幕府によって、東海道の宿駅制度がしかれた慶長七年(一六〇二)から、ちょうど四百年目にあたり、東海道の歴史を振り返る気運が全国的に高まりました。

川崎でも、史跡を案内するボランティアガイド組織が立ち上がり、東海道宿制四百年「大川崎宿まつり」が開催されました。



東海道の位置図



東海道川崎宿すどころ

そのような中で、川崎区内の町内会や商會などの代表の方々が、平成一四年八月に「東海道川崎宿を活かした地域活性化方策検討委員会」を立ち上げ、その中で、検討・協議を重ね、平成一五年三月に「東海道川崎宿二〇三三いきいき作戦」を作成し、歴史を活かしたまちづくり活動が動き出しました。

その活動の中で、川崎宿ができて四百年にあたる二〇三三年を目標にプランの実現を目指す市民組織が改めて設立されました。プランの方針は、身近なことを楽しみながら、市民パワーを活かそうという、考えで、①拠点づくり

- ② まちなみ整備
- ③ 文化の創出
- ④ 情報発信

この各テーマに沿って、一六のアイデアを提案して、かつての宿場町のおもかげを再現させるための活動をスタートさせました。

また、市民の力を活かし、行政と市民が協働で、街道保存の働きかけを進めるために会の中に、「東海道川崎宿まちなみ・まちづくり部会」が平成一六年二月に発足しました。

## 4 活動内容

(一) 東海道川崎宿二〇三三

先に発表した「東海道川崎宿二〇三三いきいき作戦」では、一六のアイデアの中から、遊びながら川崎宿ゆかりの史跡や名所を紹介する「すどころ」を作成し、川崎区内の小学校に配りました。

この作成にあたっては、かわさき大師観光ガイドの会(現NPO法人かわさき歴史ガイド協会)や、川崎区地域教育会議子供会協会の協力があり、それぞれのマスには、実際にその場所を訪れた小学生の一言コメントが書き込まれています。

また、昭和三・四〇年頃使われていた丸型ポストが、砂子の里資料館前と、川崎小学校正門に復活し、昔のおもかげをかもしだしています。

さらに、『佐藤惣之助』、『坂本九』などの川崎宿ゆかりの人々の企画展なども開催し、少しずつ宿場町の活気もどるよう地道な活動を進めています。

会の活動以外でも、区内のイベントに参

加をし、東海道川崎宿のPRにつとめ、様々な機会や媒体を通じて、多くの人々に川崎宿をアピールしました。

(2)東海道川崎宿まちなみ・まちづくり部会

部会の活動としては、旧東海道沿道を、現在のまちなみと調和を取りながら、宿場町としての風格や趣のあるまちなみ形成をめざします。

はじめに、三回のまち歩きを行ない、現状把握と問題点の抽出をし、話し合いを重ね、東海道のまちなみづくりの共有テーマを設定しました。

このテーマを『東海道川崎宿「心意気」を感じるまちなみ・まちづくり』とし、みんなだまちを思い、自ら行動をおこして心意気を伝えるため、三つの基本目標として

- ①「コミュニケーション」のあるまちづくり
- ②「歴史」を活かしたまちなみづくり
- ③「回遊性」のあるまちづくり

を設定し、住民・地域・行政が一体となり、お互いに協力してまちなみまちづくりの推進に役立てることを目的としてまちづくりのガイドラインを作成しました。

このガイドラインは、沿道の活性化を中心とした今後のまちなみ形成や、次世代を視野に入れた持続的な取り組みをしていくための共通指針であり、まちづくりの考え方やデザインなど、配慮すべき事項について、創意工夫をする手がかりとなるようなアイデア集となっています。

今後は、それぞれの役割分担のもと、決して無理をしないで、やれるところから、積極的に活用を図っていきます。

すでに沿道で建築行為を予定している事業者等に、ガイドラインに沿った協力を求めるなど、できることから始めています。

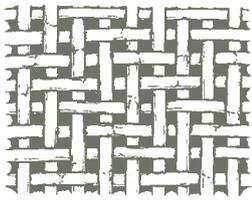
また、古くからの住民が減り、新しい住民が流入していることから、東海道川崎宿に対する思いが必ずしも高まっていない現状を少しでも改善するために、現在、ガイドラインを活用して東海道の歴史を活かしたまちづくりを進めるため、沿道住民向けのパンフレットを作成しています。

### 5 活動を振り返って

この地区では、沿道区域の人だけでなく、かわさき歴史ガイド協会をはじめ、町内会や商店会の方など広範囲の市民が、かわつてきている事が特徴です。また、川崎区役所の地域振興課も側面から、事務局の機能を担い、支援をおこなっています。

これらの動きが、点から線へ、さらに面とひろがっていけば、単に歴史を懐かしむだけでなく、お年寄りから子供達まで、伝え・教え・活かしていくことができるのではないのでしょうか。

子供の頃、すぐろくで遊んだ人々が大人になって、二〇二三年を迎える時、たくさんの人が、楽しみながらそぞろ歩きのできるまちになっていたら、それが、東海道川崎宿の、歴史を活かしたまちづくりにつながるのではないか。



四ツ目編み

## ③ 周辺部・郊外部の都市デザイン 井田みすぎ地区 について

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課 若狭公浩

### 1 対象地区の概要

中原区の井田三舞町と井田杉山町にまたがる対象地区は、町名の「三(み)」と「杉(すぎ)」をとって、「井田みすぎ地区」と呼ばれています。

この地区の都市計画としては、地区のほぼ中央を貫く幅員約一〇メートルの通りに沿って、両側二五メートルまでが第一種住居地域(第三種高度地区)；建築物の高さの最高限度二〇メートル、その他は、第一種中高層住居専用地域(第二種高度地区)；建築物の高さの最高限度一五メートル)が指定されています。用途地域の都市計画決定時には既に企業の社宅が多くあつた井田みすぎ地区を含む周辺エリアは、一二種類という限られた用途地域の分類上では、現在の指定内容で分けられます。

しかし、井田みすぎ地区の実態としては、地区面積約六ヘクタールの内の多くが戸建て住宅であり、都市計画等で許容されている条件を最大限活用した場合、地区内においては不釣り合いと思われる土地利用となる可能性があります。地区内の戸建て住宅群の合間には、貸し倉庫として使われている敷地、少し広めの月極め駐車場等が点在し



井田みすぎ地区位置図

っており、土地利用転換に対する懸念が高まっています。

地区のほぼ中央には、約一、二〇〇平方メートルの街区公園があり、地区内の様々な活動の拠点となっています。この公園は、地元により管理運営を行う「公園管理運営協議会」制度を活用しており、花壇の手入れや公園で行われる行事の調整等が地域住

民に任されています。この制度の本格実施に先立ちモデル的に試行された公園でもあり、公園に対する地域の思い入れ、もつと言え、地域のまちへの関心の深さがうかがえます。

## 2 協議会発足のきっかけ

地区の中央を貫く通りに面した敷地に、これまで地区内には存在しなかった高さ、最大七階部分を有する分譲マンションの建築計画が立案されました。「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」による手続きで初めてその計画を知った地区住民は、当然、都市計画等の制限内の計画ではありましたが、地区に不釣り合いな計画であるとし、あの手、この手で事業者との調整を試みました。しかし、結果的には、大部分を当初計画のままとした内容でマンションは完成し、現在では分譲を終えています。

このマンション計画が立案されたときにとつた地区住民の行動が二つありました。一つは、このマンション計画の見直しを求める活動。もう一つが、地区内には土地利用転換が予想される敷地がまだいくつが存在するなかで、将来を見据えた地区全体のまちづくりを考えるための活動です。こうして、井田みすぎ地区まちづくり協議会の活動がはじまりました。

## 3 井田みすぎ地区まちづくり協議会の概要

井田みすぎ地区まちづくり協議会（以下「協議会」）は、地区の町会が母体となっています。協議会を運営する中心メンバーの構成は現在町会の役員がほとんどですが、

協議会を町会とは別組織にすることで、町会の範囲を超えるまちづくりの可能性を残しています。また、町会長と協議会会長を分けることで、町会長の負担を減らすとともに、町会内の人材育成にもつながっています。

町会の成熟度や規模により個々の差はあると思いますが、この協議会の場合は、町会を母体としたことで、町会の連絡網や定例のイベント等を最大限活用できており、協議会立ち上げ初期における活動を行う上でも、機動力、判断力、情報の伝達力などの面において多くのメリットを得ています。

## 4 協議会の取り組み

協議会の活動に対して、現在、支援課では、まちづくり関係のコンサルタントを派遣する等の支援をしています。協議会とのお付き合いをとおして感じたことを交え、この間の協議会の取り組みを紹介します。

### (1) 一年目の取り組み

協議会の一年目の活動は、まちの将来像を描くために、まずは、あらためて自分たちのまちを知るための取り組みから始めました。

地域住民の意見交換の場を設け、テーマを限定せず、まちについての自由な話し合いを行うことで、普段の会話からは分からないまちへの思いや生活する上での不安などが確認できました。

また、まちの未来を担う子供たちと大人が一緒にまち歩きをし、まちの良いところや課題を見つけ共有する取り組みも実施されました。子供たちにまちへの関心を促すとともに、大人にとっては、子供の視点で



地区の子供たちが参加したワークショップの写真

のまちの見方をあらためて知る効果があったようです。

住民間での自由な意見交換やまち歩きをとおし、緑、安心、安全、協力、向上、子供という幅広い視点で将来のまちのイメージをまとめ、「いつまでも住み続けられるまち」をテーマとした「井田みすぎ地区まちづくり将来構想」を比較的短期間のうちに策定することができました。

一年目は、協議会の活動とは別にマンション計画の見直しを求める活動が、似たようなメンバーにより同時並行で進められていました。地区全体のことを話し合う協議会の意見交換の場でも、どうしてもマンション計画に対する苦情でヒートアップする場面がありました。議論が偏り、最終的に活動が思うように進まない事例は少なくありませんが、こういう場面で、地区の皆さん自身できちんと議論のすみわけをできた



井田みすぎ地区まちづくり将来構想の写真

ことが、一方で緊急を要す切実な問題を抱える状況のなかで、短期間にまちの将来構想を策定することができた一つの理由だと思えます。

### (2) 二年目の取り組み

二年目の取り組みとして、将来構想の実現を目指し、構想に挙げた将来のまちのイメージの具体化に向けて、現在、土地利用のルールづくりを中心に活動を進めています。土地利用のルールを担保するための法的な手法はいくつかあります。これらの方法によりルールを決めていくためには、法的な手続きを伴うことは当然ながら、法的な制約を強いるに足る権利者の合意形成が最大のハードルとなります。協議会の一年目の取り組みは地域の合意を得ながら比較的順調に進められたものの、総論賛成、各論反対というよくある構図を想像すると、法的な制約をはじめに示唆することで、入り口でつまずきかねないということを心配しました。そこで、協議会では、法によらない任意の約束事でも形にすることを優先し、地区の「まちづくり宣言」という名目で、守れる範囲でお互い配慮しようという

形をまずは目指し再スタートしました。

この「まちづくり宣言」の案づくりの過程では、地区内のまとまった低未利用地の売却が予想されていたということもあり、いつのまにか既存の住宅のことを忘れ、特定の敷地を意識したかなり制約の厳しい内容になっていく場面がありました。地区全体で受け入れられない内容を特定の敷地に對して求めても説得力がありません。最終的な判断は、あくまで地域の皆さんですが、支援課としては、地区全体の宣言であること、また、地区内に既にお住まいの方々に受け入れられることがまずは一番大事であることを伝えるように心がけました。

現在、地域の皆さんとの意見交換を経て作成された「まちづくり宣言(案)」を地区内のすべての住戸に配付し、その内容についてのアンケート調査を実施しています。

### (3) 事業者との話し合い

昨年末に、貸し倉庫や大型車両の貸し駐車場として利用されていた地区内のまとまった土地が、住宅事業者に売却されました。地区のまちづくりの活動を実践していることで、この情報を早期に得た協議会は、現在、土地を取得した住宅事業者と土地利用プランについて話し合いを進めています。こういった話し合いの場は、簡単に実現するものではなく、長年に渡って良好な住環境を維持している町会、まちの将来を考える主体的な活動を今まさに進めている協議会、まちの取り組みを真摯に受け止め、分譲後の居住者の生活にとって重要と判断した事業者、これらの条件がそろってはじめてこのような話し合いの場が成立したと言えます。

## 5 さとうじい

協議会の取り組みは、地区の町会が母体となっています。この地区は、支援課の業務をしていますが、なかなかお目にかかれる機会が少ないほどの小さな規模の住民間でまとまりをもった地区です。こちらの町会のはじまりは、戦後まもない昭和二六年。当時は、あちこちで犯罪が横行しており、電線泥棒、洗濯物泥棒、悪質な押し売りなど、夜の一人歩きもできない程の状態だったようです。その時に、住民同士力を合わせ、この地区を守ろうということが町会発足のきっかけとなったそうです。発足時の地域の方々の思いにちなんでつけられた町会の名は「井田協友会」。

井田みすぎ地区の取り組みを御紹介するにあたり、町会発足当初から続いている町会機関紙(現在二〇二号)を読みこのこと



協議会報告会の写真

を知り、歴代町会役員の御努力は言うまでもありませんが、この地区の現在の住民間の結束力の強さは、ここにルーツがあることを感じました。長い歴史のなかで培われた良好なコミュニティは、そのまちの様々な取り組みを実現する上で、強力な武器の一つとなることを今さらながら実感しています。

### 4 周辺部・郊外部の都市デザイン

## 二ヶ領用水 宿河原堀地区 について

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課 福本和晃

### 1 地区の概要

(1) 二ヶ領用水とは

二ヶ領用水は、川崎市のほぼ全域を流れる神奈川県内で最も古い人工の用水のひとつです。また、全長が三二キロメートルあり、川崎領と稲毛領の二ヶ領の農地に水を引くために慶長一六年(一六一一)に代官小泉次太夫によって完成しました。それまで、二ヶ領は水利事情が不便で、水田耕作による農業生産基盤が脆弱でした。二ヶ領用水の完成により、米の収穫量が飛躍的に伸びたと伝えられています。その後、欠損、荒廃が進んだ状況になりましたが、享保九年(一七二四)、本格的改修工事を経て現在にいたっています。明治以降は、横浜水道の開説明治六年(一八七三)などにより、

飲料水、工業用水としても利用され、川崎のまちの発展を支えてきましたが、都市化や近代化が進み、農地の減少などにより消えてしまった部分は少なくありません。しかし、桜並木など市民に潤いをもたらしてくれる場所が多くあります。

(2) 宿河原堀とは

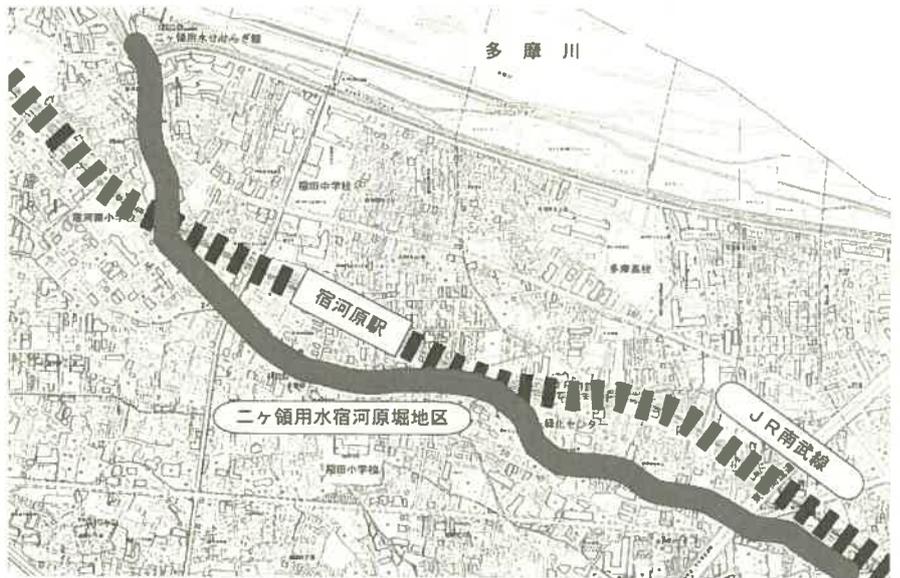
今回の地区は、多摩区内で二ヶ領用水の一部を構成する二ヶ領用水宿河原線(以下宿河原堀という)と呼ばれるJR南武線宿河原駅を中心とした地区です。宿河原堀は、JR南武線に並行するように多摩川の宿河原取水口から南東に約二・二キロメートル流下し、JR南武線久地駅周辺で二ヶ領本川に合流しています。また、市の河川整備や地元住民の活動成果から、市内でも特筆すべき良好な景観を形成しています。両岸に植えられた桜並木は川崎を代表する桜の名所のひとつであり、毎年多くの人々に楽しまれていきます。

しかし、その自然豊かな宿河原堀も現在、様々な問題を抱えています。

### 2 地区の課題

例年、宿河原堀で催される花見の後には、大量のゴミがそのまま放置され、深夜にまで及ぶ宴会は、地域住民の安眠と安全を脅かします。また、年間を通じて宿河原堀に投げ捨てられるゴミは後を絶たず、自転車まで捨てられているのが現状で、人々のマナーの低下が深刻になっています。

そのほか、木々の暗がりを用意する変質者の存在なども地域の不安材料の一つです。こうした様々な問題に加え、近年、宿河原堀の新たな課題として「高齢化した桜の



二ヶ領用水宿河原堀地区周辺図

保存」があります。

すでに地域では、宿河原堤保存会という桜の愛護組織が継続的に活動しており、桜の手入れや害虫駆除等を定期的に行っています。しかし、宿河原堀を象徴する桜並木も、寿命の時期に差しかかり、維持管理以外に何らかの対応策が必要となってきました。

そこで住民は、貴重な地域資源であり、川崎市の財産ともいえる宿河原堀の桜並木を次世代に継承していくため、この課題と向き合うことを発意しました。



二ヶ領用水宿河原堀の写真

### 3 地域の発意とまちづくりのスタンス

住民主体のまちづくり活動は、こうした地域の身近な課題が、テーマ型だけでなく多面的な地域まちづくりとして発意されることが非常に重要であると考えています。

具体的なテーマに特化した活動は、目的に沿った目に見える成果を出すことができませんが、一方で支援課としての支援手法が限定的で、また、得られる効果も画一的になりがちです。

「桜を守ってほしい。」という要望や活動は、非常に重要ですが、実現するための

予算措置や、桜並木の改修工事等に係る地元の合意形成等に多くの時間が費やされ、場合によっては行政が市民の期待に答えきれない可能性もあります。

支援課は、こうした地元の発意を受け、住民の身近なまちづくり活動をサポートするために、協働でまちづくり活動を行うことになりました。

### 4 活動の経緯「参加の場づくり」

また、支援課の役割についても、桜を植え替える事業費や手立てがないため、所管課とのつなぎ役に終始せざるを得ません。

活動の第一歩として、地域住民の「桜を守りたい」という発意を受け、支援課の前身組織であるまちづくり局街なみデザイン課がそれに応じる形で地元に入り、町内会の役員の方々に景観行政の説明会を行うことになりました。そこで地域活動の始めとして、景観形成の観点で地域のアンケート調査を実施することが決まりました。

さらに重要なことは、宿河原堀の景観阻害要因が、必ずしも桜の問題だけではないということ。あのですばらしい景色は、周辺住宅地も含めた一体のまとまりの中で形成されているものであり、マナーの悪化やごみの問題、そして周辺土地利用の変化等により、宿河原堀は大きな影響を受けます。そのため、飯に桜の保存に成功したとしても、その時点で別の課題が生じているということが十分考えられます。

その結果、回収した中の実に九五%の住民が「二ヶ領用水沿いの景観が好きである。」と回答し、さらに「景観を守るためのルールが必要である。」と答える方も約九〇%にのぼりました。

この高い数値が地域の発意をさらに加速させ、継続的に検討する必要があると認識した住民が、町内会組織とは独立した形で組織を設立することになり、前身組織である「宿河原堀を考える会」が発足することになりました。

地域の望ましい将来像を実現するためには、課題を一つのきっかけとし、多面的に捉えた活動を推進していくことが非常に重要です。

会のメンバーは七名で、すでに地元では様々な分野において活躍しており、何より宿河原堀に対する慈愛に満ちています。

宿河原堀周辺の住民は、今回の課題をまさに一つのきっかけとして捉え、それを含めた周辺一帯の景観を見つめ直し、景観形成に関するルールづくりや地域まちづくり活動の実践、さらにはコミュニティの向上なども見据えた総合的なまちづくりの検討を目指していくことになりました。

また、メンバーは積極的に検討を重ね、地域の課題や資源、情報の共有化を図っていくとともに、初期段階から「会として七人は少ない。」という認識を持っていました。

メンバーが少なければ、何らかの方針をまとめることは容易ですが、反対に、人数が多ければ、合意のハードルは当然上がり

ます。

ます。実際、少数で方針をまとめ、それを徐々に広げていくやり方もあるでしょう。

しかし、この会は前述のとおり、桜並木の扱いだけでなく、周辺地区一体の景観形成を進めるために発足しています。つまり、地域全体に及ぶ何らかのルールづくり等も、今後の方向性として十分に視野に入れていたため、たとえ困難であっても、丁寧な合意形成のステップを踏むことをメンバーは選択しました。

そこでメンバーは、「宿河原堀を考える会」を、今後の検討主体としてではなく、「正式な会議を発足させるための「準備会」として位置づけ、来るべき正式な会の発足に向けて、多様な住民に門戸を広げる形をとりました。これは、自身が今後の活動の運営・裏方作業等をも担うという宣言でもありました。

多くの事例で、こうした活動を進める際の最初の関門として、この「組織づくり」が立ち塞がります。人数が多い少ない、まちづくりへの無関心や参加者メンバーの偏り等々、実に様々な課題があり、検討に入る前に体力を消耗してしまいます。

「行政には言えても、住民同士ではなかなか言えない。」ということもあるでしょう。しかし、こうした活動には、「地域の課題は地域で解決する。」という原則が不可欠です。大きな予算の投資だけではなく、住民同士がじっくり膝を交えて、地域の将来を語らなければ、真の課題解決には結びつきません。

一方、行政には、そうした活動を支える責任があります。公共投資による基盤整備ではない、地域修繕型の身近なまちづくりにきちんと目を向け、限られた予算を適切

に配分し、積極的に支援していくことが求められています。

川崎市は、今後、今までの拠点開発のまちづくりだけでなく、基盤整備と身近なまちづくりのバランスの取れたまちづくりへと比重をシフトしていく必要があり、そのため支援課は地域活動を積極的に支援していきます。

## 5 今後の創意へ向けて

メンバーの前向きな意識と努力、及びメンバーが持つ豊富な地縁ネットワークを駆使し、平成一八年二月に、会は総勢三一人の組織に膨らみました。町内会の支えもあり、メンバーは単地区町会や宿河原堀桜保存会、地元小学校PTAなど各種団体からバランス良く集まりました。そして、第一回総会で「二ヶ領用水宿河原堀を愛する会」と正式に名付けられました。

準備会の設立から約一年、多様なメンバーの参加でようやく第一歩を踏み出すことができ、一八年度以降、いよいよ本格稼動に入っていきます。

設立して間もない会にとって、今後の活動の焦点は、この存在を広く知ってもらうことにあります。

二ヶ領用水宿河原堀を愛する会は、一部の熱心な住民による個別の活動という認識ではなく、地域全体の公益性を考えた幅広い活動であり、みんなの意見をもとに活動していることを、多くの人々に理解してもらおう。そして、そこから新たな参加者や斬新な意見が生まれていき、活動の輪が広がる、という連鎖を求めていきたいと考えています。

会設立時のメンバーの意思を思い起こせ

ば、今後も多様な人々の参加と交流の中で活動を発展させていくのは疑いなしでしょう。

## 6 景観・まちづくり支援課の業務として

支援課は、地域のまちづくり発意に対しての初期期支援を目的としており、宿河原堀をはじめとする、あらゆる地域で芽の出た発意を、軽快なフットワークで受け止め、サポートしていくことを一義的に考えています。

そのため、地域の成長とともに、支援課の役割も変化し、活動の仕組みは徐々に協働から地域主体へと移行していきます。

一年目の支援課にとって今後の大きな課題は、その過程をどう辿っていくか、また、地域活動の芽をどのように育てていくか、という点です。

初期期まちづくりとしての協働期間は限られていても、地域の活動は決して限定的ではありません。五年・一〇年・二〇年と活動が継続した時、ふと振り返ってその成果が地域で実感・共有できるような活動の進め方を、協働の枠組みの中で仕立てていきます。そして、それらを「地域独自の活動」で終わらせず、庁内で支えていくこととなり、今後の川崎の地域まちづくり発展の鍵となります。

# バックナンバー紹介

## 政策情報かわさき19号特集

【特集】川崎発「環境」の現在と未来

### 【巻頭座談会】

◇新たな時代に対応した自治体環境政策の課題と次世代への責任、持続可能な社会をどうつくるのか（田中 充／飯田和子／小林菊代／石渡和夫／鈴木直仁／伊藤和良／合同会社 小宮山健治）

【川崎の環境行政のあゆみ】  
◇これまでの川崎の公害への取り組み（山田 健二郎）

【環境産業育成の視点から】  
◇本市の環境産業振興施策について（吉澤明 充）

◇川崎市内の環境産業に取り組み企業について（児島一嘉）

【循環を視点とした環境施策から】  
◇市域における地温暖化対策の推進とその課題（伊藤英介）

◇地域環境から積み上げる循環型社会の姿（廃棄物処理事業の今後をめぐって）（石井重紀代／高橋菜摘／鈴木洋昌／伊藤孝夫）

【先行自治体から】  
◇日野市のごみ改革（大島康二）

【首都圏に位置する川崎市の地域環境保全の視点から】  
◇水と緑のまちづくりのための様々な取り組み（高田 明）

【環境教育のためのパートナーシップ】  
◇明るい未来をつくる環境教育・学習（吉川 サナエ）

◇地域環境リーダーになって（堀田あや子）  
◇環境問題に取り組む川崎市文化大使・雨谷 麻世さん（ソプラノ歌手）

◇川崎市国際施策参事のコメント（加藤三郎／末吉竹二郎）

◇編集を終えて（政策情報かわさき編集部）

## 本市の政策展開から①

本市の新たな政策展開として、平成一七年五月に設置された「川崎市債に関する調査研究会」の報告書の概要と、「都市観光・かわさき」をめざす「かわさき振興プラン」の取り組みについて紹介いたします。  
さらに、平成一八年四月から施行される「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」について紹介いたします。

# 自己決定・自己責任に基づく本市の資金調達について、市債に関する調査研究会報告書から

財政局財政部資金課 主査 二富吉浩

はじめに

地方債(注1)をとりまく環境の変化は、予想を超えるスピードで進んでいる。地方分権が粛々と進展し、地方債制度においては、平成一八年度から従来の起債許可制度から協議制度(注2)へと移行することが目前に迫る中、三位一体の改革では、その規模、内容とも不十分ではあるが、ひとまず決着をみることもなった。税源移譲と国庫補助負担金の改革によって、地方公共団体の自主性・自由裁量の範囲が一定程度広がったようにもみられる。しかしながら、地方財政計画(注3)の規模の抑制に伴い、地方交付税(注4)の縮減や臨時財政対策債(注5)の発行抑制は今後も一層進むものと考えられ、地方公共団体の財源を支える公的な資金の下支え部分は着実に縮減の道をたどっている(図1)。

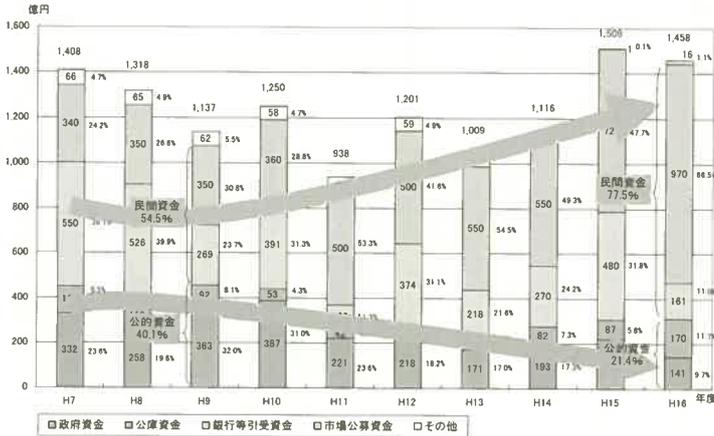


図1 市債発行額の推移 (資金区分別)

平成一三年度から始まった財政投融资制度改革(注6)や、これまでの重要な資金調達先であった公営企業金融公庫(注7)の組織改編、郵政民営化も今後の地方公共団体の資金調達(注8)に多大な影響をもたらすことは必至である。

「官から民へ」という流れは、地方公共団体の資金調達においても同様の流れを求めているといっても過言ではない。本市もこれまで以上に、自己決定・自己責任に基づく自主・自律志向を強めるとともに、民間(地方債市場)からの効率的な資金調達を目指したマーケットとの協働が求められてきている。

一方、本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取り組みの成果や、景気のゆるやかな回復による市税収入の増などからやや明るさが見えているものの、公債費(市債元利償還金等)の増嵩(図2、3)や市

債償還財源となる減債基金(注9)からの借入れ・積立繰延べにより財政収支の均衡を図っていることなどを踏まえ、依然として厳しい環境下にあるといえる。

限られた財源の中で、施策を展開していく上で、長期借入資金である市債については、基本的には総額の抑制を図りながらも有効に活用していく必要がある。そのためには、将来世代への負担の予測を明らかにし、将来にわたって市債の発行及び償還を適切に管理することがこれまでも増して重要となってきた。

## これまでの取り組みと調査研究会報告

本市では、資金調達の改革に平成一五年度から本格的に着手し、他団体との共同発行債(注10)の発行、全国初となる償還年限一五年の超長期市場公募債の発行、個人投資家販売の促進、ミニ公募債の発行など資金調達手段の多様化、市債の商品性の向上に取り組みとともに、利回りなど発行条件の決定方式(注11)においては、従来のシンジケート団交渉方式に加え、入札方式や提案による主幹事方式の導入など新たな取り組みを行ってきたところである。

さらに、IRR(注12)(投資家への広報活動)においては、全国初となる市民(個人投資家)向け投資セミナーの開催や、IRR説明会では他に先駆け、市長自らが経営ビジョンを投資家に直接訴えとともに、ホームページ上にIRR専用サイトを立上げるなどに取り組んできた。

今後も、これらの取り組みを踏まえつつ、民間からの資金調達の柱となる市場公募債を中心に、自らの責任と力で市場からより

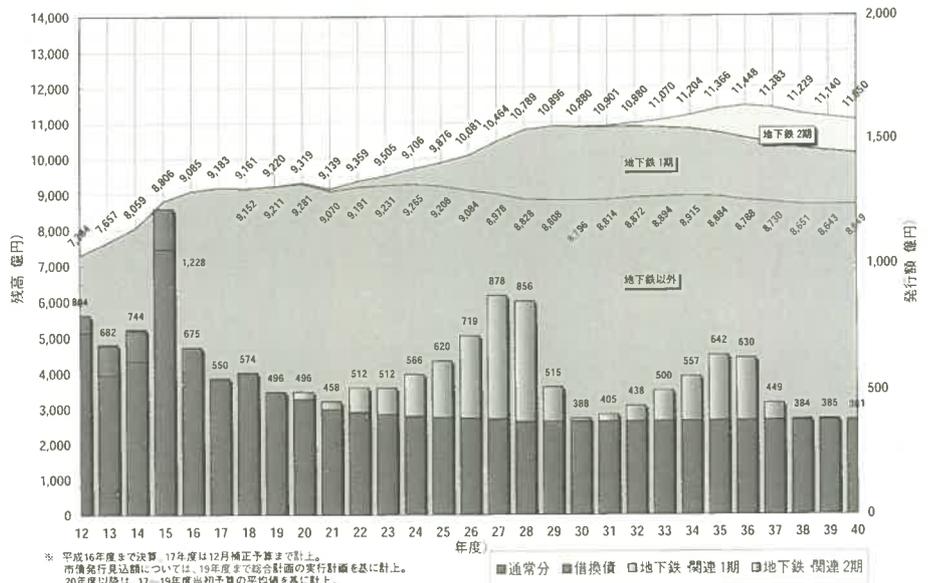


図2 今後の公債費等の推移（実質一般財源ベース）

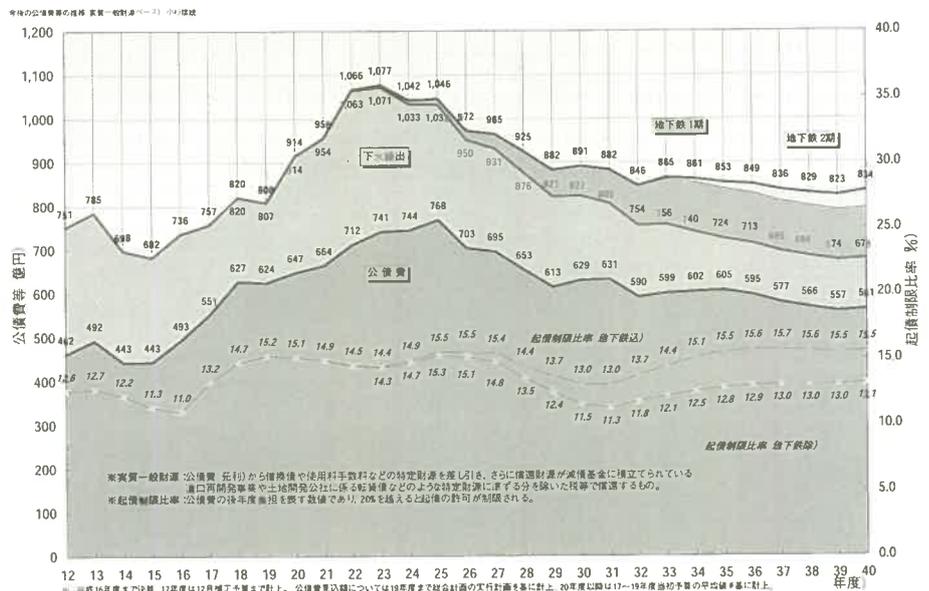


図3 今後の市債発行額・残高の推移（一般会計）

有利かつ安定的に資金調達を行う取り組みの一層の充実強化を図ることが必要であると考えている。

「川崎市債に関する調査研究会」は、かかる状況にある中で、財政運営上も一層重要性を増してきている市債の今後の起債運営と管理のあり方について、もっぱら金融実務の観点から、学者、市場関係者などの専門家の知見をもとに調査研究を行ったため、平成一七年五月に設置されたものである。

本稿では、平成一七年一二月に当調査研究会から市長に提出された報告書の概要について紹介することとする。検討内容は多方面にわたっており、なかでも以下の三点が柱となっている。

第一に、市場公募資金を核とする資金調達に民間資金にシフトしながら、中長期的な観点から公債費負担を抑制していくにはどのようにすればよいか。例えば、起債運営

のあり方では、市場公募資金と銀行等引受資金、固定金利と変動金利の適切な選択、金利変動リスクの抑制策と償還年限の適切な設定など、多様かつ総合的な議論を行っている。また、条件決定方式の適切な選択、市債引受シンジケート団（以下、シ団）の編成の充実、投資家懇談会設置等の情報収集体制の整備など、実際の運用面についても検討している。さらには、CSR（注13）（企業の社会的責任）の視点に立ったミニ

### 調査研究会からの提言内容

次に、提言の具体的内容についてであるが、紙面の都合から、筆者なりにポイントと思われることを選んで紹介する。

（一）シ団編成の充実強化

従来、固定的であったシ団メンバー・引受シェアについて、定期的な見直し、入替えを進めるとともに、シ団内での調整後に

公募債の創設など、新しい金融商品としての地方債の可能性についても検討している。

第二に、将来にわたる適切な財政運営を確保する方策を検討していることである。ポイントは、前述の起債協議制度への移行を間近に控え、市債の市場の信託を維持、高める計画的な市債管理手法である。具体的には長期にわたる発行計画、償還計画の策定や債務分析の手法について、アカデミックな世界で議論された目新しい手法、例えば資金フローと、将来の債務も含めたストックの両面を考慮した管理手法などについて研究している。

とはいえ、このような手法を検討するだけでは十分とはいえない。行政サービスの受け手であり、市の貴重な経営資源を提供する「市民」の視点のほか、何よりも川崎市債を支える「投資家」の視点を忘れてはならない。

そこで第三に、起債運営から市債管理全般にわたり透明性を高め、市民及び投資家の市債に対する一層の信頼を確保する方策を検討している。例えば、IRに関する基本的な活動指針となる「IRポリシー」の制定という、地方公共団体では初めてとなる取り組みについても検討をしている。

本市が承認していた手続面においても幹事権限を強化しつつ、本市が能動的に決定する方向に転換していくべきである。

その際には、安定性、競争性、透明性の観点から、できる限り客観的な指標を用いることとし、発行年限や対象投資家層の特性に依りて、定量的評価と定性的評価からなる適切な基準を設けるとともに、メンバーの特別な責任と資格の付与についても併せて検討することが必要であるとしている。

## (2) 個別条件決定方式への移行

現在本市では、基幹的地方債である五年債及び一〇年債の発行条件の決定を総務省に委任し、他の三二団体と統一条件で市場公募債を発行している。東京都及び横浜市は平成一五年度に、総務省委任方式から離脱し、自らの責任で発行条件を決定する個別条件決定方式へと移行、将来的にも発行規模が大きく、資金調達能力の高い団体の移行が想定される。

本市の個別条件決定方式への移行は、他団体や流通市場の動向を注視するとともに、起債運営体制、起債方法等の確立の進展状況を踏まえつつ、一定の有利性の確保を前提として、中長期的観点から慎重に判断するべきであるとしている。

その結果、現在の市場環境からは、移行のメリット（好条件の獲得）が必ずしも明確でないことから、平成一八年度の個別条件決定方式への移行は見送られることとなった。

なお、現時点での川崎市債の市場評価について、対国債流通利回りの格差をもって他銘柄と比較してみると、圧倒的な流動性を誇る東京都債は別として、横浜市債や名

古屋市債と同等の中位に属しているが、今後、金利の上昇などにより、各団体間の市場評価の格差が鮮明になれば、個別条件決定方式への移行を保守的に考えざるを得ない場面も想定される（図4）。

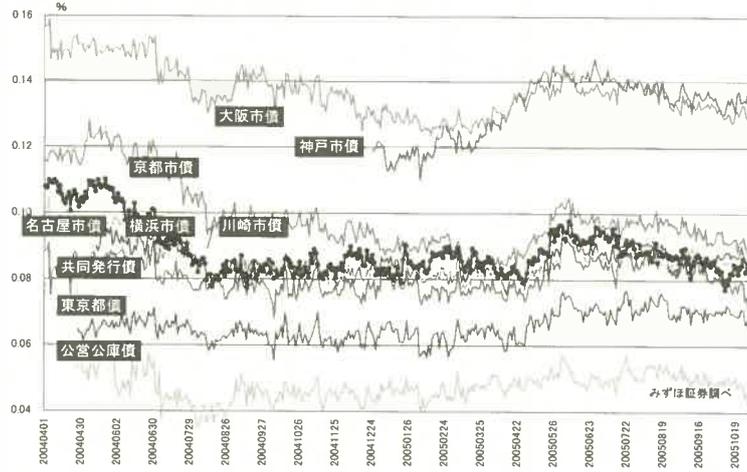


図4 対国債利回り格差の推移（10年債の流通実勢）

## (3) 資金調達の側面からのCSRへの取組

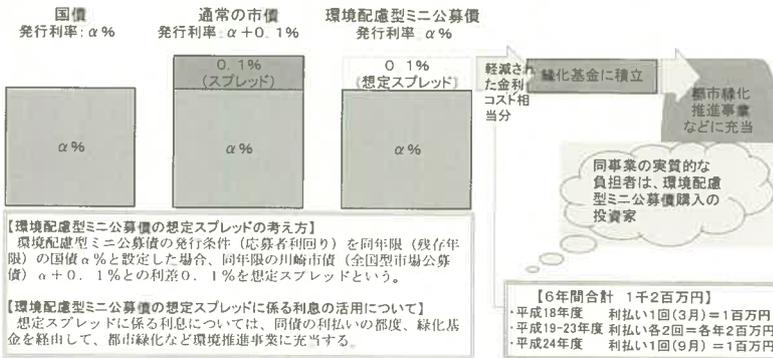
持続可能な地域社会の構築に向けた企業活動など、環境と経済とが好循環するまちづくりを推進するため、資金調達の側面から、市内で事業活動を行う事業者等のCSRへの取組を促進することが考えられる。具体的には、①環境配慮型ミニ公募債の創設、②シ団編成基準の評価項目へのCSR理念の反映、③IRポリシーへのCSR理念の反映等が考えられるとしている。

このうち環境配慮型ミニ公募債の具体的な仕組みについては、図5のとおりである。全国的にも初めての取り組みとなることから、さらに課題を整理し、平成一八年度中の発行を目指すものである。

## (4) IRポリシーの策定

本市のIR活動は、「市債の安定消化を図るために投資家層を拡大するために「活動」と位置づけられる。その投資家層の拡大のためには、市債の認知度向上と市政

【平成18年9月発行 発行額20億円 満期6年 想定スプレッド0.1%と仮定した場合】



- ◆発行条件を国債と同等に設定することで、通常の市場公募債に比べ、応募者利回りを少し低めにし、軽減された金利コスト相当分を緑化基金に積立てた上で、市民参画型の都市緑化推進事業など環境施策の実現に向けた財源に活用する。
- ◆購入者にとっては、類似の市場公募地方債と比較して利回りが低くなるが、国債並みの利回りを確保するとともに、このミニ公募債の購入を通じて、資金面で直接的に環境配慮・循環型の地域社会づくりに参画していただくことになる。
- ◆購入対象者は、個人限定とした従来のミニ公募債と異なり、市内で事業を営む企業も対象に含め、企業の社会的貢献を促進する。市民に加え、市内で事業活動を行う企業の地球環境配慮や地域社会への貢献につながる活動を促進し、よい活動が次のよい活動へと連鎖していく好循環による持続可能な地域社会の構築に向けた協働参画型事業の推進、社会的責任投資の発展を目指すもの。
- ◆従前、本市のミニ公募債は満期5年としていたが、神奈川県民債（7年）や横浜市債（5年）など同一エリアにある競合商品との差別化を図る意義からも満期年限の差別化を図る。具体的には満期6年とすることが考えられる。

図5 環境配慮型ミニ公募債の仕組み

に対する理解の促進、投資家との信頼関係の醸成が必要であることから、より積極的なIR活動を行っていくため、IRに関する基本的な活動方針であるIRポリシーの策定が望まれるとしている。

大手民間企業では一般的に制定されているこのIRポリシーは、従来からの本市IR活動の取組姿勢を明文化するものであるが、ここで定められたことは、投資家に対して履行責任を負うことにもなり、より積極的、不断の努力、全庁的な対応が求められる。

れるものである。具体的には①信頼性の高い情報発信、②双方向活動、③わかりやすい情報発信、④組織の対応、といった点を定め、これらの方針をもとに具体的な取り組みを展開していくことが重要である。

### (5) 的確な情報収集体制の整備

市債の商品性、流動性の維持・向上を図り、市債の消化を一層確実かつ円滑なものとするともに、市場原理に即して中長期的に資金調達コストを抑制していくためには、的確な情報収集体制を整備し、継続的に市場のニーズ、動向等をフォローアップして行く必要がある。

そこで、①本市の主要な引受金融機関(地域金融機関等・証券会社)及び有識者から起債運営の実務面に関して直接かつ継続的に助言を得ることを目的として「起債運営アドバイザー・コミッティ」を、また、②地方債を保有・運用する国内の主要な機関投資家(生保、損保、投資顧問、共同組合等)及び有識者から市債の市場評価、市場ニーズ等に関して直接かつ継続的に意見を聞くことを目的として「投資家懇談会」を新たに設置することが望まれるとしている。

### (6) 計画的な財政運営と市債管理の推進

川崎再生フロンティアプランにおける実行計画や第二次行財政改革プランの中期的な財政計画の進捗を踏まえつつ、引き続き歳入歳出全般にわたる中長期的な財政計画を策定する必要がある。その際には、後年度負担を明らかにすることをはじめ、主な歳入歳出項目についての確な見通しを立てることが求められる。

これまでの財政状況の分析では、いわゆる資金フローや資金繰りを重視した手法が用いられ、地方債の管理に活用されてきた。しかしながら、現下の厳しい財政環境から、将来の債務償還能力などのストック面に着目することがますます重要となってきた。

そこで、既存の財政分析指標では対応できないようなストックの分析に対しては、新たな指標を活用しつつ、的確に財政状況を分析・把握した上で、将来負担の今後の見通しを的確に予測し、将来の財政運営に及ぼす影響が大きいと考えられるような場合は、指標値の改善に向けた対応を行う必要があるとしている。

また、計画的な財政運営の一環として、適正な起債管理を行うためには、超長期にわたる市債の発行計画及び償還計画を策定することも重要である。本市では、一定の前提条件のもとに平成四〇年度までの公債費、市債発行額、市債残高等の将来推計(図2、3)を公表しているところであるが、さらにこの取組を進展させる必要がある。その際には、前述の債務分析を踏まえ、一定の基準に基づき、市債発行額や償還額について数値目標を設定するといったことも有用であることから、今後とも専門的見地から研究を進める必要があるとしている。

### おわりに

調査研究会の開催は全七回に及び、昨年の五月から一二月までの長期にわたった。座長の稲生東洋大学助教授を始めとした委員の方々により、時に予定の時間を大幅に超過しながら行われた各回の議論は、「市

場」からの見方を十分に踏まえた高度かつ実質的なものであった。筆者は、事務局の一員として議論を身近に聞くことが許され、報告書の取りまとめを手伝うことができた。この紙面をお借りして委員の方々から感謝を申し上げる。

本市の取り組みは、まだ道半ばであり、今後「示された枠組みに基づき、これから実践的な取組を着実に積み重ねることが、将来にわたって適切な財政運営を確保する上で大変重要であると考えている。調査研究会からいただいた率直な意見や提言を踏まえ、今後も川崎市債に関する自主的な取り組みの一層の充実強化に取り組んでいきたい。

なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解が含まれていることをお断りしておく。また、報告書とその概要版を市のホームページに掲載しているので参照願いたい。

<http://www.city.kawasaki.jp/23/23skin/home/ir/ir.htm>

注1 地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。地方財政法第五条では「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない」ということを原則とした上で、そのただし書きにおいて地方債の対象とすることができる経費として、公営企業に要する経費、出資金及び貸付金、公共施設、公用施設の建設事業費等を列挙している。これ以外の経費では他の法律による特別措置がある。

注2 地方公共団体では従来、地方債発行に際しては「当分の間」国の許可が必要とされてきた。許可に当たっては、起債対象範囲や起債充当率、資金調達先などが許可条件として細かく定められ、地方公共団体の財政自主性を制約するものとして議論を呼んできた。地方債の発行に伴って、平成一八年度から地方債計可制度を廃止し、協議制度へと移行することが決定された。新制度においては、地方公共団体は、地方債発行について総務大臣等と協議するが、同意が得られない地方債も議決後に報告すれば発行することができるようになる。なお、同意を得た地方債と得ない地方債では国の財政措置や手続に違いがある。また、起債協議制度では、地方債についての関与の特例として、赤字団体、実質公債費比率(協議制度移行に併して導入された公債費等による財政負担の度合いを判断する指標で、早期は正措置として許可団体移行及び起債制限の基準となる)、一八%以上の団体、赤字公営企業等は、地方債を発行することは総務大臣等から許可を受けなければならないこととされている。

注3 地方財政計画は、地方交付税法第七条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出するとともに一般に公表されるものであり、翌年度の地方公共団体(普通会計)における歳入歳出総額を見込むものである。

注4 地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての団体が一定の水準を維持しようとする財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準に基づいて再配分するものである。このうち普通交付税については、本市の場合、平成一五年度から政令市唯一の不交付団体となっている。

注5 通常収支に係る地方財源不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として発行される地方債。いわゆる赤字地方債である。

注6 平成一三年度以降実施された国の①資金運用部の廃止と財政融資資金の設置、②郵貯及び自主運用金の預託義務の廃止と金融市場を通じた自主運用、③簡保積立金の特殊法人等に対する融資の廃止等を柱とする改革。これに伴い地方公共団体への公的資金(財政融資資金、郵政公社資金及び公営企業金融(財政融資資金)の貸付けは縮減、重点化されてきており、資金調達能力の高い大都市は市場からの自力での資金調達が一層求められている。

注7 公営企業金融公庫は、地方公共団体に対し、長期、低利の資金を安定的に融通することにより、住民の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和三二年に創設された。貸付の原資となる資金の調達には、政府保証債を中心とする債券を発行して、市場から直接調達している。政府の経済財政諮問会議(平成一七年一月二十九日)では、「政策金融改革の基本方針」を決定、当公庫については廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行することとなった。

注8 地方債資金を借入先別に分類すると、公的資金(政府資金、財政融資資金+郵政公社資金)+公営企業金融公庫資金、民間等資金に大別できる。このうち民間等資金は、市場公庫資金と銀行等引受資金からなる。市場公庫地方債は、広く投資家に購入を募る方法により発行される地方債であり、現在、ミニ公庫債を除きこれを発行できる団体は、本市を含め資金調達能力の高い三五団体(二一都道府県と一四政令市)に制限されている。また、銀行等引受債は、指定金融機関等から直接、証書借入又は証券引受の方法により発行される地方債である。

注9 減債基金は、将来の公債の償還費に充てるため所要の財源を計画的に留保することをその設置の趣旨とする基金であり、本市では川崎市基金条例第三条に基づき設置されている。

共同発行市場公募債は、全国型市場公募債を発行する地方公共団体が地方財政法第五条の七に基づき共同して発行する債券で、平成一五年度から本市を含む二七団体の連帯債務によって発行されている。

注11 条件決定とは、債券の発行にあたり発行体と引受金融機関等が、発行体の信用力、流通市場での評価、市場環境などを踏まえながら、利率や価格などを決定することと定議される。全国型市場公募債の条件決定方式の類型としては、大別すると条件決定を総務省に委任し各団体統一の条件とする統一条件交渉方式と、各団体毎の条件決定による個別条件決定方式とがある。現在、本市の一〇年度及び一五年度は、統一条件交渉方式によって発行条件を決定しており、東京都と横浜市は平成一五年度から個別条件決定

IR (Investors relations) とは、一般的に株式や社債などの発行体が、自社に対する投資価値を投資家に訴えて、市場において正当な評価を得るための広報活動のことであり、投資家に対する説明責任 (accountability) の一環でもある。

CSR (Corporate Social Responsibility) とは、企業の社会的責任と訳され、「経営活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み入れ、アカウンタビリティを果たしていくこと」(谷本一橋大学教授) である。川崎再生フロンティアプランにおける重点戦略プランでは、CSRの視点に立った事業者の取組促進と自治体としての取組を進めるとしており、資金調達との側面からも具体的施策展開を図るものである。

## 本市の政策展開から②

# 「かわさき観光振興プラン」の推進 〜非観光地・かわさきの挑戦

経済局産業振興部商業観光課主幹

板橋洋一

### エピソード

ある市外観光バス事業者との会話である。市「川崎市内を観光で周遊するバスツアーを作れないですかね。」

事「そうですね。私どもは利益を上げなければなりませんので、他のツアーと差別化する意味で、お客さまの目を引くようなサブライズなものがございますか。」

市「川崎を観光周遊すること自体がサブライズではないでしょうか。」

事「???。そうですね!。」※  
このジョークが、簡単に受入れられてしまつてところが、川崎の観光の現状を物語っている。

定方式に移行している。また、個別条件決定方式における類型では、①シロ交渉方式、②入札方式、③主幹事方式と大別できる。①のシロ交渉方式は、予め組成されている協議融資団(シロゲート)団が発行体など関係者間で流通実勢、需要動向等を協議した上で、金利の絶対値によって発行条件を決める方式である。②の入札方式は、多数の購入希望者から希望する発行条件と購入額を提示(入札)させ、その落札状況に基づいて決定する方式であり、コンベンショナル方式、イールドタッチ方式などがある。③の主幹事方式は、債券発行に際し、発行体が主幹事となる金融機関を入札や提案などにより選定し、一般的には投資家需要を積上げた上で発行条件を協議により決定する方式である。

(※だが、限定三回で行われた東京からの川崎市内ツアーは幸いに参加者も多く採算ベースにのり、定期的な商品化の方向で検討されている。)

### 観光振興プランの策定

昨年七月、「観光振興プラン」を本市ではじめて策定した。観光基本計画を策定する考え方は2010プランの頃からあったが、観光業務の大半が夏の花火と冬の光のイルミネーションの二大イベントの消化に追われ、計画をまとめるまでには至らなかった。また、市民や事業者、庁内からの計画策定への要請もそれほど強くはなかった。そのような、「非観光地であった川崎」

(「かわさき観光振興プラン」より)において、突如として「観光」が脚光を浴び、体系的な整理が求められたのは、主に次の理由による。

- ①小泉首相の観光立国宣言
- ②シテイセールスの先行と新・総合計画における政策的な位置づけの転換

#### ①小泉首相の観光立国宣言

小泉改革の評価についてはいろいろ分かれるが、その中で「観光立国宣言」については、国や自治体だけでなく民間も含めて大方の賛意を集め、各地で観光推進施策が積極的に取り組まれている。

小泉首相は、二〇〇三(平成一五)年一

月の施政方針演説で「訪日外国人観光客数を、現状の五〇〇万人から二〇一〇(平成二二)年までに倍増させる」ために、観光立国の実現を政策目標に掲げた。

日本から外国に向かう観光客(アウトバウンド)は年間一、五〇〇万人を超えるが、外国からの観光客(インバウンド)はその三分の一にも満たない。このように極端な出超状況にある観光市場の格差を縮めること、そして観光産業の雇用効果、波及効果に着目し、観光産業を日本のリーディング産業として育成していくことを目標としたのである。

観光立国宣言を受け、国では国土交通省を中心にビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)、観光によるまちづくりなどの観光施策が展開されている。また、関連事業として、経済産業省では観光産業の育成、外務省では外国ビザ発給の緩和、文部科学省では学校休暇取得の自由化などが取り組まれている。さらに最近では、一九六四年に制定された観光基本法を四三年ぶりに抜本的に見直して「観光立国基本法」を制定し、各省庁でバラバラに取り組まれている施策を効率的に行えるように観光庁を設置することが検討されている。

自治体においては、国の施策に合わせ、バブル期のリゾート法で痛い目を浴びた地方では地域おこしとして、また都市部では新たな集客産業の育成をはずみとして景気浮揚を図ろうと、官民上げた観光振興策が積極的に取り組まれている。さらに都市間競争の激しさが、自治体ががける観光事業の競いあいを煽り、今や観光事業ブームといってもよいほど、観光花盛りである。

本市においては、二〇〇九年度に予定さ

れている羽田空港の再拡張・国際化、また本号のテーマでもあるターミナル駅を中心としたまちづくりや集客産業の活性化が進んでいることから、この機運に合わせて早急な観光政策の体系化が求められたのである。

## ② シティセールスの先行と新・総合計画における政策的位置づけの転換

本市のイメージアップを図る先陣として、二〇〇四年に総合企画局にシティセールス担当部門が設置された。音楽のまち、映画のまちなど、本市の中で埋もれていた資源に光をあて、灰色、公害、ギャンブルといった暗いイメージを払拭するために、先駆的な情報発信や事業に取り組んでいった。それと併行して行われたシティセールス戦略プランの策定作業の中で、積極的に観光振興を図ることが求められたのである。

おりから総合計画の見直しがあり、2010プランでは産業振興策の中に位置づけられていた観光が、川崎再生フロンティアプランでは「個性と魅力が輝くまちづくり」としてシティセールスと同じ分野に位置づけられていくのである。

以上のことから、本市の観光事業は一躍脚光を浴びていくことになるのだが、現状は市民、行政だけでなく、観光関連事業者の観光マインド（志向）は、観光振興に向けた周囲の期待に比べられるほど高くはなく、まずは「川崎と観光」のミスマッチから脱却し、新たな都市観光イメージについて理解を得ることから取り組むべきものと考えてるのである。

（※二〇〇三年度市民意識調査、二〇〇四年度観光関連事業者調査の結果によれば、

本市が観光振興策に積極的に取り組むことへの支持は、いずれも二〇％程度である。）

## 個性を生かした

## 新たな都市観光地をめざして

新たな都市観光のキーワードは、次の三点である。

- ① 名所・旧跡周遊型観光から体験学習型観光へ
- ② 産業、消費、文化、活動などの都市観光の魅力
- ③ 市民・民間主導の観光事業の推進

## 観光ニーズの変化

価値観の多様化・個性重視といった世の中の変遷に伴い、市民の観光へのニーズも、単なる「名所・旧跡を訪れ・観る観光から、参加・体験・交流・癒し・学習型の観光へ」と移ってきている。

都市住民がグリーンツーリズムやエコツーリズムなど東の間の農業体験や田舎の生活に癒しを求めるように、地方の人たちのショッピングやグルメ、エンタテインメントなど華やかな都市への憧れは根強く、情報化の進展により、都市機能、地域文化、市民活動など、都市そのものの営みを魅力とした集客事業へのニーズがますます高まっているのである。

このような観光ニーズの変化は、観光資源となるような名所・旧跡の乏しい川崎市にあっても、交通至便な立地状況、商業集積度の高さ、まちづくり事業の進展など、新たな観光・集客事業を図り、「都市観光地・かわさき」をめざす環境が整いつつある。

かわさき観光振興プランの構成

「かわさき振興プラン」は、次頁図のように、一つの基本理念、三つの目標、五つの指針、八つの戦略で構成されている。

そこに貫かれているのは、市民の地域愛である。

観光の語源は、中国の古典「易経」の中の「国の光を観る」にあるように、観光振興の原点は、地域が持つ光と地域力の発輝にある。住民が地域の個性や魅力を磨き、他に誇りをもって観てもらいたいという気持が高まることで観光振興に求められるのである。

地域の個性は地域が営んできた歴史であり、育んできたアイデンティティである。それを、住民が主体的に守り、育て、磨き続けていくことが地域個性の発揮なのである。けて背伸びすることなく、身の丈のものを誇らしく観てもらおうこと、新たな観光は、そのような観光の原点への帰帰なのである。

観光振興プランを市議会市民委員会に報告したとき、「総花的」であるとの指摘をいただいた。初めて策定したプランであるがゆえに総花的にならざるをえないことは理解されたが、確かに限られた予算・スタッフ、なかなか理解されない庁内世論※の中で、あれもこれも施策や事業展開は難しい。

（※観光分野の予算・人員配置は、他の政令都市と比較して、一般会計上の予算比率は一〇〇分の一から一〇分の一、人員配置比率は一〇分の一以下であり、みじめなものとなっている。）

また、今後の観光事業手法は、市民・民間主導により推進していくべきであること

から、行政は後方支援に徹し、情報発信力の強化、観光マインドの醸成、観光事業主体の育成、まちづくりにおける観光の視点の刷り込みなど、当面は都市観光を推進する基盤づくりに比重をかけていきたいと考えている。

## 産業観光

その中で、かわさきの個性を生かした観光振興の最重要項目として位置づけられている産業観光について、その取り組み状況を紹介しておきたい。

参加・体験・学習型観光の一つとして、ものづくりや近代産業に対する評価が見直されてきたことから、これまで観光資源とはみなされなかった産業遺産や工場見学、ものづくり体験などが、産業観光として人気を集めている。

日本の近代化とともに成長してきた川崎市には、このような産業観光資源になりうるものが数多く存在している。既に川崎区では、二〇〇三（平成一五）年三月に企業市民と行政とのパートナーシップを通じて産業ミュージアム構想を策定し、川崎区内に散在する近代化遺産・産業文化財をネットワークし、区域全体を展示場に見たてた事業を進めている。また、市内のいくつかの企業では、工場見学を積極的に受け入れ、また資料館などを整備するなど、来訪客にもものづくりの醍醐味を伝える取り組みを行っている。

産業観光は、イギリスやドイツなどのヨーロッパ諸国で、産業構造の転換により廃れていった都市の活性化に寄与し、また国内でも名古屋・愛知県などの中部圏では、温泉などの既存の観光資源と連携をと

【川崎の観光をとりまく環境】

非観光地であった川崎

工業都市として発展してきた川崎市は、名所旧跡見物の従来型の観光資源が乏しかった

社会環境の変化

余暇時間の増大  
少子高齢化社会の到来  
観光立国

観光スタイルの変化

《人々の観光に対する  
ニーズの変化—参加・体験型へ》  
《人々の旅行形態の変化—個人・グループ化へ》

変貌を遂げる川崎

羽田空港国際化、研究開発拠点、シティセールス、音楽のまち、シネマコンプレックス、魅力ある区づくり

新たな観光

- 都市観光
- 地域の歴史遺産の発掘
- 産業観光
- 自然や農業とのふれあい
- 外国人旅行者（インバウンド）の受入れ
- おもてなしの心（ホスピタリティ）と観光ガイド（案内人）・インタープリター（解説人）の役割増大

かわさき観光振興プラン（案）の全体構成

基本理念（ビジョン）

住む人が「かわさき」というまちに誇りと地域愛を持ち、ホスピタリティ（おもてなしの心）をもって、「かわさき」の良さを広く紹介し、訪れる人がそれを楽しみ、人々が集い・交わる観光のまちづくりを目指します。

3つの目標

- I 市民が愛着と誇りをもつ「観光をおしたまちづくり意識」の高揚
- II 観光をおした都市イメージの向上
- III 交流人口1,800万人のまちづくりと観光・集客産業の振興

指針

- ①「おもてなしの心」とインタープリター・ガイドなどの人材育成
- ②「楽しさ・学ぶ喜びと感動・安らぎ・意外性」などの空間・時間の提供
- ③観光情報の提供、サイン・案内所等の拡充、交通アクセスの改善、観光環境の整備
- ④観光・商工業の振興、企業誘致、雇創出、芸術・文化の振興
- ⑤市民、地域、観光関連事業者、産業界、行政の協働

8つの観光戦略

- 1 「かわさきの人」を生かした観光振興と人材の育成
  - 観光ガイドの育成強化
  - 「おもてなしの心」の意識啓発
- 2 「かわさきの産業特性」を生かした産業観光の振興
  - 産業観光資源の発掘
  - モデルコースや事業所の選定
- 3 「かわさきの文化」にこだわった都市型観光の振興
  - 音楽のまち、映画のまちの推進
  - 東海道川崎宿のイメージアップ
- 4 「かわさきの自然・歴史資源」のブラッシュアップによる観光振興
  - 多摩川流域のイメージアップ
  - 歴史的文化財の保護と活用
- 5 観光インフラの整備
  - ユニバーサルデザイン化の促進
  - 観光情報ネットワークの整備
- 6 観光・集客産業の振興と連携強化
  - 共通利用（割引）システムの開発促進
- 7 集客マーケティングの推進と情報発信
  - 外国人、修学旅行、個人・グループに分けた観光振興
- 8 東京、横浜等近隣都市・地域との連携強化
  - 首都圏ツーリズム

個性と魅力が輝くまちづくりに向けた観光振興

別表：産業観光推進課題

番号	項目	内容
1	窓口機能の設置（修学旅行者（中高生）・外国人旅行者・国内の産業視察団などに対する受入斡旋機関）	産業観光ツアーの紹介・斡旋、宿泊・交通機関等の紹介・斡旋
2	具体的なターゲットの設定（修学旅行者、外国人、産業視察、高齢者）	修学旅行をターゲットにした旅行代理店向けのパンフレットを作成、売込み、ガイド・通訳の養成
3	インタープリター（ガイド）養成	産業観光資源のガイド、インタープリターの養成、紹介
4	水上交通	川崎港内部の周遊、横浜港との連携、東京湾周回水上バス
5	ツアーコースとPR方法（ツールの作成）	京浜臨海部もしくは川崎の産業観光のイメージの確立、テーマ別コース設定、食事・土産・ショッピング・宿泊等アフターサービスとの連携、メディアの活用、HP、パンフレット
6	他都市との連携（東京、横浜、鎌倉、箱根）	京浜臨海部全域の周遊、内陸部企業・博物館の周遊、ショッピング・エンタテインメント・宿泊・飲食の多様な提供
7	産業観光推進にあたっての課題の整理と改善	受入れ事業所の個別的課題（危険性、人数制限、休日、スタッフ等）の課題抽出とその改善方法の検討、産業観光推進にあたってのメリットの研究
8	川崎産業観光の推進体制の整備	民間主導のネットワーク化、事業所間の連携・協力
9	川崎産業観光プロモーション	協力企業・事業者によるネットワーク組織の創設、キャンペーン事業の展開
10	インフラの整備	ランドマークになるような施設の建設、トイレ・駐車施設、案内板・サインの整備、公共交通機関の充実

りながら、集客力向上の実績を上げている。このようなことから、本市においても、「かわさきの産業特性」を生かした産業観光の振興（観光振興プラン戦略②）に積極的に取り組んでいる。また、京浜臨海部の空洞化の解消は国や神奈川県にとつても重要な課題であることから、京浜臨海部活性化方策の一つとして、産業観光を推進することによって来訪客を増やす施策・事業が取り組まれている。

残念ながら今年度は本市の予算が全くないうちで、昨年七月に川崎商工会議所とともに「川崎産業観光振興協議会」を発足させた。協議会では、市内の協力企業、旅行代理店やホテルバスなどの観光関連事業者、観光ボランティア、マスメディアなどを構成員として、モデルツアーなどを実施しながら、本市の産業観光を進める上での課題などを検討している。また、神奈川県と連携しながら、産業観光シンポジウムを開催し、産業観光の周知を図っている。

さらに、神奈川県が行った体験的教育旅行の誘致事業に参加し、東北地方、近畿地方の旅行代理店に川崎の産業観光を大いにアピールし、中学生・高校生の修学旅行を主に誘致活動を行ってきた。また、逆に東北地方の旅行代理店を招き、川崎の産業観光を実際に紹介しながら、修学旅行を誘致

するにあたっての具体的な課題や要求を抽出した。

川崎の産業観光については、まだ緒に付いたばかりであり、受け入れ体制の整備など別表のように課題が山積している。しか

## 本市の政策展開から③

# 川崎市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

市民局地域生活部地域生活課主幹

小池基希

しながら、日本の近代一〇〇年を牽引してきた川崎市の産業の過去・現在・未来を紹介することは、そのニーズも高く、けして背伸びしたものではない、ありのままの川崎市の営みを観光資源化するものであって、

充実・発展する可能性は高い。「川崎の産業観光」が、全国・世界に通用する地域ブランドとなるよう、市民・企業・行政が一体となった取り組みを進めていきたいと考えている。

## 条例制定の背景

近年、駅周辺等の人通りの多い道路等において、たばこの火により、他人に火傷を負わせたり、衣服等を焦がすなどの危険性が社会問題となっており、本市においても、市長への手紙、インターネット広聴、オンブズマンへの苦情申し立てや議会での質問において、対応が求められてきた。

すでに市として、「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成七年三月二〇日川崎市条例第一一〇号）以下「ぼい捨て防止条例」という。）を施行し、「飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかす」を規制の対象として環境美化の観点で取り組んでいた。関係局課長会議において、路上喫煙対策の取り扱いを検討したが、「危険防止」、「安全確

保」の観点から取り組む「喫煙行為」を「ぼい捨て防止条例」による規制対象とすることは困難と考えられ、「環境美化」ではなく、「歩行者の安全確保」の観点から条例化を含めて取り組むことが必要であると判断された。

このことから、市民の関心の高い施策として、路上喫煙防止対策を「川崎再生プロジェクトアプラン（川崎市新総合計画）」において、「暮らしの安全を守る」ために、「安全な地域社会の確立」を目指した、「地域で発生する危険性の防止に向けた取り組み」として位置づけ、「道路等における他の市民への危険防止を図るため、路上喫煙を防止する条例を制定するとともに、啓発を図り、安全な歩行環境を目指す」こととなった。

## 条例化の検討にあたって

路上喫煙防止対策を条例化するにあたって、次の二点が特に重要であると考えた。一つは、喫煙という個人の嗜好と歩行中の安全確保の課題をどう折り合わせるかべきなのかという問題であった。

従来から嫌煙権を主張する団体、個人があり、喫煙が他者の健康被害の原因になっており、全面的に排除すべきとの運動があった。この運動は、健康増進法の施行もあって大きな広がりを持ちつつあると考えられた。その一方で、喫煙は個人の嗜好の問題であり、喫煙の権利を主張する市民も多いこと、マナーやモラルの領域を法的に規制することは、「監視社会化」につながるとの意見も想定された。

いずれにしても、個人の権利を制限し、義

務を課す条例については、特段の配慮、慎重さが求められることから、なるべく定量的に、丁寧に市民意見を把握しながら検討を進めることとした。

二つ目は、縦割り行政の弊害をどう排していくかという課題であった。主要駅周辺には、前述したとおり、すでに「ぼい捨て防止条例」が適用されており、放置自転車対策も行われていた。また、区役所を中心とした美化活動も実施されている。これらの活動は、局別縦割りに推進されていることから、予算面はもとより、看板など標識類が別々に建ち景観を悪くしているなどの問題があった。また、啓発活動等についても住民組織から「いったい同じ駅前の活動を何回やるのか」との不満も挙がるなど、市民や事業者との協働の取り組みとしても問題があった。そこで、後発の路上喫煙防止対策を契機に、駅前総合環境整備と位置づけ、可能な限り連携して取り組むこととし、具体的には、関係局部課長会議を立ち上げ、調整を図ることとした。

## 市民アンケートの実施

平成一七年五月に、川崎駅、武蔵溝ノ口駅及び新百合ヶ丘駅の周辺で路上喫煙に関する意識を把握するために市民アンケートを実施した。

その回答をみると、路上喫煙の危険性の認識は、七七・七％あり、その中で「被害にあった（一件）」、「特に子どもに危険と感じている（二件）」という発言があった。また、路上喫煙の防止が必要と九二・一％が回答され、そのうち喫煙者も八四・七％が必要と回答している。さらに、条例という手段で他都市が規制しているこ

とを八四・七%の人が知っていて、規制の必要性を七四・四%が認め、駅前を禁煙にすべきと八一・二%の回答があり、その中で、喫煙場所の確保などの要望意見が四〇件あった。

この市民アンケートにより、従来からあった市民からの苦情、要望のひとつの方向性を確認できたものと考えられる。

### パブリックコメント手続き

市民アンケートの実施後、条例骨子案を示して、市民意見を具体的に把握するためパブリックコメント手続きを行うこととした。

条例骨子案では、「①路上喫煙を防止することに歩行者の安全を確保することを目的として、②全市域で路上喫煙しない努力を求め、③特に路上喫煙を防止する必要がある区域を重点区域と指定して、④重点区域での路上喫煙を禁止し、⑤違反行為に罰則を予定している」こととした。

この骨子案を公表し、平成一七年七月一日から八月一日まで、市民意見募集を実施したところ、持参一件、郵送四四件、ファクス二〇件、メール八三件、合計一四八件という多数の市民からさまざまな御意見をいただくことができ、市民の関心の高さが伺えるものであった。

寄せられた市民意見については、件数の多寡や意見表明者が市内在住であるか否かについて区別せずに取扱い、これに対する市としての考え方を市のホームページに掲載した。

市民意見の中で特徴的なのは、市民が危険の防止とともに美観を損なうまい捨てや健康被害に対する取り組みを求めているこ

と、また、「自分はマナーを守っているが、喫煙場所の確保が必要」、「共存のためにも適切な場所に喫煙所の設置を」など、喫煙者への配慮を要望する意見も多かったことである。

### 条例案策定

条例案策定のため、寄せられた市民意見を参考にしつつ、他都市の取り組み状況を調査したところ、罰則の有無、喫煙所の有無、執行体制などにより効果が異なることがわかった。

千代田区では、徹底したキャンペーンをすることとともに積極的に罰則適用することと効果をあげているが、それなりに人的資源と経費が必要である。港区では、罰則なしの条例でキャンペーン中心に啓発活動を行い、喫煙所への誘導により効果をあげている。渋谷区では、条例はないがマナーアップキャンペーンと喫煙所の積極的な設置と清掃活動で改善している。その他、政令市において、経常的に巡回指導による啓発を実施することで効果をあげ、罰則適用を延期している都市もあったが、その一方で、キャンペーンのみで執行体制（嘱託員の配置など）がない場合、改善がみられない、などの状況があった。

これら他都市の状況と市民意見、要望を参考に、条例案を策定した。条例案の骨格は、全市に路上喫煙をしない努力を求めること、市内主要駅を重点区域として、その区域内を路上喫煙禁止とするが、喫煙者への配慮と条例目的を効果的に達成するため、喫煙場所を設定すること、また、抑止効果としての罰則を規定するが、現実の運用では、キャンペーン等の意識啓発を重点に喫

煙マナー向上を図ることとした。

条例案は、政策調整会議において意思決定した後、平成一七年第四回市議会定例会へ上程することができ、平成一七年一二月二二日制定公布となった。

### 関係局との調整

条例化の検討と並行して、関係局部課長会議を立ち上げ、市内主要駅周辺における、「ぼい捨て防止」、「放置自転車対策」、「美化活動」などを所管する関係局との連携について、調整を図ってきた。それぞれの局が目的別に展開している事業を、路上喫煙防止対策を契機に、駅前総合環境整備の観点から、区役所を中心に総合的に取り組むためである。

条例施行後の路上喫煙防止対策には、条例に基づくキャンペーン等の啓発を中心とした取り組みが重要で、効果的に実施するために、町内会・自治会、商店会などからの市民の参加協力が不可欠であり、これら住民組織、団体との密接な関係にある区役所を中心に取り組むことになる。

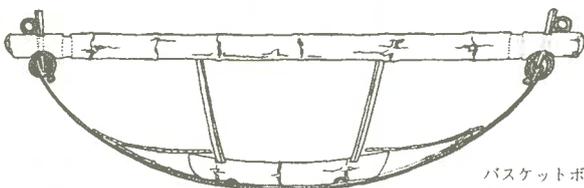
この会議を通じて、キャンペーンなどの啓発活動を統一して実施すること、設置する標識等を共通仕様にするなど、また、配置される職員・嘱託員などが相互に業務補助しあうことなど、可能な範囲で関係局が連携し、区役所を支援していくこととなった。

### 条例目的達成のための取り組み

今後は、条例に基づき、各種広報媒体を活用して条例の趣旨を周知し、喫煙マナーの向上を図り、「路上喫煙しない」ことを社会ルールとして定着を図るため、区役所

を中心にキャンペーン等の啓発活動に取り組んでいく。

その取り組みに、関係局の連携が奏功し、区役所を支援することができれば、従来の縦割り行政の枠を超えて展開する施策のモデルケースとなれるのではないかと考えている。



バスケットボートの竹で造られた横軸の構造図  
(正面からみたボート中央部の断面)

# 平成一七年度の 政策形成研修について

総務局職員研修所主査

星野宏幹

研修は大きく二種類に分けることができます。ひとつは、「受けさせられる研修」、もうひとつは「自ら参加する研修」です。別に紹介がある「自治体法務ゼミナール」は、勤務時間外に自由参加の職員が集まる「自ら参加する研修」の代表ですが、政策形成研修も参加者を公募し、手を挙げて集まった職員で構成される研修です。

政策形成研修は、本市の職員が政策の立案等を行うために必要となる政策形成能力の向上を狙いとしており、他の自治体においても政策形成研修は実施されています。その多くは、研修生に政策提言をさせることで擬似的な政策形成の場を体験させるもので、以前は川崎市も同様の研修を実施してきました。しかし、この研修方式は、観念的抽象的な政策案の提言となりがちで、現実との乖離が課題として指摘されてきました。

そこで職員研修所では、平成一五年度から、川崎市で実際に取り組まれた施策の中から研修課題を選び、その政策形成過程を調査する研修を実施しています。(注)この

取り組みは、現実の政策を検証・回顧する作業を通じて、当時の政策担当者が現実に直面した選択状況を追体験することによる政策形成能力の育成を狙っています。平成一七年度は、過去の大規模開発の過程をたどる「八〇年代の川崎のまちづくり」と、平成一一年一二月に公布された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」がどのように策定されたかを研究する二つのチームで実施しました。

研修では、「昔、川崎で実際に行われたこと」を調べていきます。調査研究の中心は、文献資料を読み込み、当時の担当者への聞き取り調査を行う作業です。先輩や関係者の体験を直接聞くことは、文書を読むだけでは聞くことができない、仕事の背景や当時の状況を理解することができず、また、話し手は当然と想っていることでも聞き手には新鮮な気づきともなることもあります。この聞き取り調査により、個人の記憶の中にある政策ノウハウを文章の形で組織の記憶とすることができるようになります。そしてなにより、業務に携わった職員たちの「思い」を受け止めることができました。

この研修は現在の施策に対して新しい提言を行うわけではありません。研修で調べることが、必ずしもそのまま現在の業務に利用できるわけでもありません。しかし、研修という限られた時間での取り組みではありますが、現在私たちが立っている基礎が、どのように作られてきたのかを知ることができました。研修成果をまとめた報告書により、多くの人にもこの貴重な政策事例を知っていただくことができればと思います。

二〇〇七年問題とよばれる団塊の世代の大量退職が目前に迫っています。ふだん当

然のように使っているインフラや条例・規則がどのようにしてできたのかを、運用する立場にいる者はよく理解しておく必要があると思います。この研修に携わって感じたことですが、予想以上に資料は残っていません。貴重な記憶が消えてしまう前に、多くの職場で、ベテラン職員から後輩への伝承が行われることを願います。

注 この経緯については、日笠健二「政策形成研修の課題と意義」『政策情報かわさき』一七号七七頁二〇〇五年、星野宏幹「政策形成能力と職員研修」『政策情報かわさき』一六号、二〇〇四年を参照されています。

## 研修の窓①

《政策形成研修「政策過程の記憶をたどる」》

# 一九八〇年代の 川崎のまちづくり

財政局税務部課税指導課

伊藤淳也

交通局自動車部営業課

重信悟士

はじめに

二〇〇七年問題が間近に迫ってきている。

これはその名の示すとおり、同年の団塊世代の一齐退職による様々な影響、特にノウハウの消失を懸念するものであり、川崎市も例外ではない。そこで、今回の政策形成研修Aチームでは、過去の文献・資料を分

析する他、特に、当時政策を担当された職員へのヒアリングに重点を置いた。「分析」と「ヒアリング」によって、「八〇年代の川崎のまちづくり」というものがどのように考えられ、また、その構想から実際に行われたプロジェクトまで、どのような政策過程があったのかを探り、それを「文字」という形に表すことで、その「ノウハウ」

をストックとして残したいと考えたのである。そして、その「文字」情報を共有することで、各々の政策形成能力を高めていくことを目標に設定した。

## 八〇年代のまちづくり

一口に「八〇年代のまちづくり」と言っても、川崎市内全体で考えるとエリアがあまりにも広大であるため、絞り込みが必要と考えた。そこで我々は、川崎市の表玄関であり、今なお開発が続く「川崎駅周辺」にスポットを当てることとした。今日の川崎駅周辺においては、東口（北口）の再開発は一段落し、開発の中心が西口に移っている。大宮町地区では都市型住宅施設の建設が進み、堀川町地区では「ラゾーナ川崎」が今秋の開業に向けて工事が進行中である。この二地区の開発が完了すると、川崎駅周辺の開発に一定の目的がつく訳であるが、これら川崎駅周辺のまちづくりは、実は八〇年代に構想されたものであった。

## 川崎市の歴史

八〇年代のまちづくりの構想を知るためには、まず、そこに至るまでの歴史を認識する必要があると考え、川崎市の歩みを調べた。ここで、終戦からの歴史を簡単に振り返ってみよう。

昭和時代における川崎市の象徴とも言える「京浜工業地帯」は、戦争によって壊滅的な打撃を受けるも、朝鮮戦争の特需によって息を吹き返した。その後は、高度経済成長の到来により飛躍的な発展を遂げ、川崎市の財政規模も大幅に拡大する。しかし、経済成長の影で「公害」や「人口急増問題」等が徐々に表面化していくことになる。急

激な人口の増加により公共基盤整備の必要性に迫られ、歳出は急激に増加し、また、その後の工業規制三法による工場の市外移転や、オイルショックなどの影響から京浜工業地帯の衰退が始まり、財政危機に拍車がかかった。「青い空、白い雲」をキャッチフレーズに誕生した伊藤市政では、環境・福祉政策を優先していくこととなるが、その代償として都市計画道路の建設等、都市基盤整備は立ち遅れた。それは、東京や横浜などとの「都市間競争」が激化していく中で顕在化し、環境・福祉などのソフト系から、まちづくりなどのハード系への政策転換に迫られることとなった。

## 総合計画2001プラン

政策転換の必要性から都市基盤整備に着手していくこととなるが、その整備方針として「総合計画2001プラン」は重要である。「川崎の夢」が凝縮されていると言われたこの総合計画では、川崎駅周辺を「商業・業務機能が高度に集積した核都市としての都心地区」と位置づけ、その中で、東口を「商業・業務地として魅力ある地区」、西口を「既存の先端科学技術を中心とした中枢業務管理機能の集積地」と区分した。東口については、以前から集積している「商業系」としての更なる発展、西口については、従来の製造業からの脱却と、

中枢業務管理機能が高度に集積された「業務系」としての発展を、それぞれ目的としたものと言えるのではないだろうか。具体的なプロジェクトとしては、「従来型」の公共事業としての性格を色濃く持つ「川崎駅東口広場地下街建設」や、「新手法」として、民間資本を積極的に活用した「川崎

駅西口テクノピア地区再開発」など、幅広い事業手法を用いている。

## 政策担当者へのヒアリング

八〇年代のまちづくりでは、幅広い事業手法が導入されているが、当時、政策を担当された職員は、川崎市の将来像をどのように描き、どのような思いで、政策を立案していったのであろうか。直接ヒアリングを行い、文献や資料にはない「生の声」に耳を傾けた結果、政策過程の中に三つの要点が浮かび上がってきた。

### ①工場跡地の住宅化への懸念

東京への一極集中が進んでいく中で、東京へのアクセスに極めて優れている川崎市では、工場の移転に伴う「遊休地の住宅化」が予想され、人口の増加に伴う歳出の増加、財政の圧迫が懸念された。また、市の表玄関であり、総合計画で「魅力ある都心地区」として位置づけられた川崎駅周辺が住宅化されることは避けなかった。

### ②産業構造の転換の必要性

製造業等、重厚長大産業中心で繁栄してきた京浜工業地帯も、高度経済成長の終焉に伴い衰退を始める。工業規制三法等の要因により、工場の市外移転が加速していく中で、製造業から脱却し、情報・サービス産業の集積に努めること、すなわち第二次産業から第三次産業への「産業構造の転換」が必要となった。

### ③川崎を財政的・人的に支える仕組みづくり

新たな産業集積により、市内に就業地を

設け、商業集積も併せて充実させることによって、市内の購買力も高まる。こうした市内循環型の都市を形成することにより、川崎市という都市の財政力・魅力を高めていくしくみ作りが考えられていた。

## 研修成果

八〇年代のまちづくりの政策過程においては、概ね右記の三つの要点があった訳だが、実際にこれらの考え方に基づいて、様々なプロジェクトが進行し、今の川崎が形作られ、なおも発展を続けている。ただし、プロジェクトの遂行にあたっては、当時、政策を担当された職員が、対企業、対地元、そして対市内と地道な交渉を重ね、調整を行ったことにより、成功に導かれたということをお忘れはならない。そこには、言葉では語り尽くせぬほどの努力の積み重ねがあり、また、既存の開発手法にとらわれず、各々のプロジェクトに適合するよう新たな手法を導入していくといった柔軟な発想があった。そして、このような努力が続けられたのは、「過去の暗いイメージを払拭し、清潔で明るい都市を作り上げたい」、「他都市に負けない、魅力のある都市にしたい」といった、川崎という都市に対する彼らの情熱があったからこそであり、その情熱によって、今の川崎があると言っても過言ではないだろう。そして、この情熱こそが、我々が研修を通して学び得た、最大の産物であったと思う。

## おわりに

今回、我々が取り組んだ「川崎駅周辺のまちづくり」は、先に触れたとおり「八〇年代の川崎のまちづくり」の一端であり、

「総合計画2001プラン」においては、溝口や新百合ヶ丘をはじめ様々な箇所の開発が計画された。そのいずれに取り組みられた方々も、「川崎駅周辺」を担当された方々同様、川崎に対する情熱を持って取り組まれたことであろう。

我々も時間や通常業務といった制約のある中、できる限りの努力をもって研修に取り組む、多くのことを学ぶことができたと思う。それらをそっくり「文字」という形にすることは至難であるが、できる限り報告書に反映させ、読者の方々に伝えることができないならば幸いである。

最後になるが、お忙しい中ヒアリングに御協力をいただいた方々、御指導いただいた東京大学の金井利之先生、そして研修に際し全面的に御支援いただいた職場の皆様方に、この場を借りて御礼を申し上げます。

平成17年度政策形成研修

「政策過程の記憶をたどる—80年代のまちづくり—」チーム

- 伊藤 淳也 (財政局税務部課税指導課)
- 里館 慶晃 (まちづくり局市街地開発部事業推進課)
- 重信 悟士 (交通局自動車部営業課)
- 千代反田誠 (高津区役所区民サービス部建築課)
- 濱松 里佳 (建設局総務部庶務課)
- 水野 陽介 (川崎区役所建設センター工事課)

研修の窓②

《政策形成研修「条例づくりの過程をたどる」》

# 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

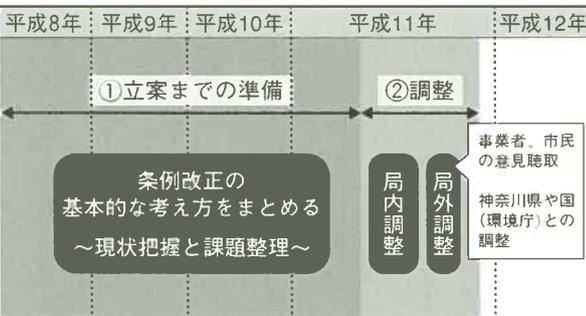
環境局公害部化学物質対策課

江田良将

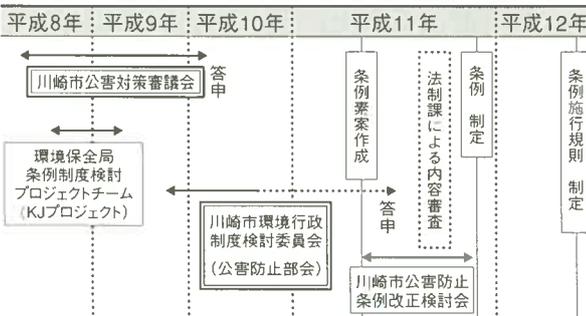
## 川崎市の公害に関する条例について

本市は古くから、公害病の発生等を経験し、公害対策を重要な基本的政策の一つとしてきた。昭和三五年年度には「川崎市公害防止条例」が成立したが、その後、激増する大気汚染や騒音の苦情に対応するべく、昭和四七年度に公布された(新)「川崎市公害防止条例」条例は、「川崎方式」と呼ばれる独自の総量規制方式を導入し、公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。平成に入るまで本市は同条例に基づいて公害問題に対応してきたが、近年になって、市民の関心が公害から環境へと変化してきたこと、新たな時代に対応した法体系を構築する必要が生じたこと等から、平成一一年度に同条例は廃止され、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下「新条例」という)が制定された。新条例は一三六条からなる大規模な条例であり、事業者に対する許可、指導、命令等を含む公害に関する規制等について規定したものである。(注1)

条例制定までの流れ



条例制定までの動き



## 条例班について

等、幅広い。  
 私たちは新条例について調査した。研修生の構成は、環境局で実際に本条例の運用を担当している職員五名と水道局の職員一名である。本研修では、研修生を技術系の職員に限定しているわけではないが、今回は化学職の職員が多かった。

水質汚濁等のいわゆる典型七公害のほか、化学物質、自動車公害等への対策、地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊等の地球環境問題への対策、さらには環境負荷の低減など、非常に広範な分野にわたっている。そのため、新条例の成立までには、多くの時間と労力が必要であった。関係者、関係団体の範囲も市民、業界、庁内外の行政機関

求される内容が含まれていても、従事させる職員を技術系に限定する必要は必ずしもないと考える。むしろ、考える力や調整能力のほうに求められており、条例の制定作業においては、正にそのような能力が必要になるといえよう。したがって、本研修にも可能な限り様々な職種の職員が参加することが望ましく、今回の報告も、技術系以外の職員にとっても有益なものとなるよう努めなければならないと考えている。とはいえ、今回は技術系職員が中心であったが、私たちに託しても貴重な体験となった。

## 調査の進め方

調査方法としては、調査と、条例の立案等にかかわった職員へのヒアリングを実施することとした。文献調査においては、条例案が作成された当時の関係部に保管されている

資料等を閲覧し、公表用に作成された資料のほか、打ち合わせのメモ等をも調査した。資料の量が非常に多いので、重要と思われる事項を分担して抽出し、一覧にまとめる作業を実施した。

当初は、条例制定までの過程において特に重要な役割を果たした人物を会議等の記録から特定し、彼らの行動を年表形式にまとめ、調査が進むと考えた。しかし、文献を調査するうち、条例案の作成のために検討された事項がやはり多岐にわたっており、また、立案や調整の過程において関係者の行動を変化させる契機となる出来事が、同時多発的に発生していた。すなわち、特定の人物の思惑が政策の行方を左右するというより、庁内外から上げられる様々な声を数名のプロジェクトチームのメンバーがまとめ上げる形で進められたと見るのが妥当だと思われた。

そこでヒアリングでは、当時、プロジェクトチームにおいて業務を行っていた職員の話聞くこととした。そのほか、当時の条例の運用担当者や法令審査の担当者からも話を聞くことができた。

本研修で得られる成果がどのようにすれば価値あるものになるかは、実は難しい問題である。充実した調査とするためには、もちろん作業の地道さも重要である。しかし、その作業が単なる事例集作りに終わってしまうとすれば、報告書を読んだ本市の職員が他の機会でも政策の立案等にかかわるときに、過去の事例を生かすことは難しいだろう。調査を進めるに当たっては、どのような視点で事例を調べ、まとめるかが重要になると考えられる。私たちは、単なる事実の集積作業だけではなく、政策を実施

するまでの過程において下された様々な判断がどのような考え方や条件でなされてきたか、また、限られた時間の中で作業を着実に進めるための手法がいかなるものであったかに着目し、その中から有益な情報と思われるものを拾い上げることには注意して調査を進めてきたつもりである。

### 調査の結果とその報告について

条例案の作成に関する検討は、実際には、素案が作成されるより数年も前から行われていた。その検討の後、条例制定に向けて用意されたプロジェクトチームは前述のようにごく少数だったが、新条例のような大規模な条例では、そのような作業の方式が必要になると考えられる。

新条例は、当時の地方自治体に多かった単なる法律の横出しではなく、また、横浜市・川崎市を除く地域について新条例と同様の内容が規定されている神奈川県条例にもない、独自の要素も盛り込まれている。例えば、バスケット方式と呼ばれる粒子状物質対策や環境負荷低減行動計画の策定がそれに当たる。条例の成立までには、多くの作業、調整等が必要とされ、労力と時間が費やされた。そこには、プロジェクトチームのほかにも、作成に携った多くの職員の思いが込められている。

このような調査結果を一月末に開催された中間発表会において報告したが、発表時間は約一五分間であり、十分に語り尽くせたとはいえない。聴講者からは様々なアドバイスを頂いた。例えば、当時の担当者の間で行われたやり取りについて詳述したほうがよいとか、本市の職員が公害行政と条例に傾けてきた思いについて更に触れるべ

きだといった意見である。最終報告書は年度内に作成・提出する予定だが、中間報告における指摘をその中に反映できるよう、最終的に確認しておくべき項目について調査しながら、現在、執筆の作業を進めているところである。

本調査を実施するに当たっては、大変多くの方々のお世話になった。特に、資料の提供、ヒアリング等に快く応じてくれた関係職員の皆様に厚くお礼を申し上げる。また、分かりやすいアドバイスをしてくださるなど、何かと助けていただいた講師の金井利之東京大学法学部助教教授にも感謝したい。

注1 川崎市環境行政のあゆみについては、山田健二郎「これまでの川崎の公害への取り組み―政策情報かわさき」一九号二頁二〇〇六年を参照されたい。

## 研修の窓③

# 自治体法務ゼミナールに参加して

### 自治体法務ゼミナールの概要

自治体法務ゼミナールは、七月から翌年三月までの約九か月間、概ね月二回のペースで職員研修所で行われている研修で、自治体が直面している様々な法的課題につい

建設局総務部庶務課 主査

藤村 崇

て、グループ討論を通じ分析及び研究を行います。

このゼミナールの特色は、勤務時間終了後の午後六時から八時まで行われる研修であること、ゼミナール形式で研修生相互の討議が研修の主体であることから、研修生

#### 平成17年度政策形成研修

##### 「条例づくりの過程をたどる」メンバー

- 江田 良将 (環境局化学物質対策課)
- 小池 朋子 (環境局環境対策課)
- 鈴木 利康 (環境局環境対策課)
- 西谷内 光春 (水道局潮見台浄水場)
- 福永 顕規 (環境局化学物質対策課)
- 森下 容光 (環境局企画指導課)

の「自主性」が特に求められることが挙げられる。自治体法務ゼミナールは平成一七年度で発足以来三年目になるが、発足当時から著名な行政法学者であり川崎市代表市民オンブズマンの兼子仁東京都立大学名誉教授をお迎えして御指導をいただいている。

## 平成一七年度の自治体法務ゼミナール

これまで自治体法務ゼミナールは、平成一五年度一五名、一六年度二一名、そして一七年度一七名と、新人職員から中堅職員まで幅広い参加を得ている。

参加の動機は人それぞれであろう。学生時代に法律を勉強してきた人もいるし、法律とは直接関係ない職務の職員もいる。総じて言えることは、地方分権により自治体職員にも「自主性」や「判断」が求められるようになり、その判断について法令遵守が強く要請されるという現在の状況を参加者は意識しているのではないだろうか。

私は昨年から、二年連続で参加している。昨年度は、自治体が現在直面している法的課題を知ること、視野を広げることが目的とした。活発な討論や兼子先生の御指導を通しその成果を十分に上げられたものと自覚し、引き続き本年度も参加した次第である。

## テーマの選定とアプローチ

私の本年度のテーマは「ごみ集積所における有価物廃棄物の所有権の所在問題」である。私は道路管理を担当とした経験があり、本テーマが廃棄物処理法、道路法及び民法などの諸問題が関係し自分の興味に合致したからである。

環境局生活環境部収集計画課の田中厚義

さんもまた、廃棄物処理を担当としている関係から本テーマに関心があり、田中さんと私の二人で本テーマを題材とすることになった。

環境対策が重要な社会問題となりリサイクルを促進するための法整備が進められ、空き缶等の分別収集が行われるようになっていく。ところが、自治体が回収する前に再生資源であるこれらの有価廃棄物が持ち去られてしまうという問題が多発し、自治体によっては条例により有価廃棄物がごみ集積所に排出された時点で自治体が所有権を取得するとしたが、法令等との関係が未整理であり違反者を告発したものの結局不起訴処分となった事例がある。

市民が空き缶等の有価廃棄物を一般家庭からごみ集積所に排出し自治体が回収するというプロセスの中で、空き缶等の有価廃棄物の所有権は誰に帰属するのだろうか。ごみ集積所の多くは道路上に設置されているが、ごみ集積所の設置及び管理の関係が明確となっていない。そのため、市民がごみ集積所に空き缶等の有価廃棄物を排出した時点でいわゆる「無主物」となってしまう可能性が高く、持ち去り者が空き缶等を占有した時点で民法二三九条の「無主物先占」により所有権を取得することとなる可能性が強い。ゼミではこれらへの対応方法について活発な討論となった。研究の詳細は後日発行される報告書をご覧ください。

## 自治体法務ゼミナールに参加して

本研修のメリットとして、まず冒頭述べたとおり自治体が直面している最新の法的課題に触れることができ視野が広がること

が挙げられる。次に、テーマ発表者の詳細な分析及び検討に触れ、かつ兼子先生による法的着眼点の指摘や全国レベルでの取り組み状況の紹介を聞くことで課題に対する理解が深まった。さらに、実際に業務に携わっているゼミ参加者から現場が直面している問題点が指摘され、理論と現実のギャップを埋めるべく解決方法を討論し、講師の意見を聴くことで法的な思考を身につける訓練となった。

自治体職員は自分の担当している業務に  
ついてはよく勉強し問題点についても把握している。しかしながら「木を見て森を見ず」の例えどおり、自分の理解と知識がドグマに陥ってしまう危険もある。社会経済情勢の変化を見極めつつ積極的に課題に対処していくためには、正確な法的知識と問題解決のための柔軟な思考が必要不可欠である。このような政策法務能力が求められる現在、自治体法務ゼミナールは好個の機会を提供するものと言えよう。

## 研修の窓④

## 《韓国富川市と川崎市との交流》

# 日本の川崎市での派遣生活を振り返って

富川市交流職員・総務局秘書部交流推進課

李有慶（イユギョン）

## はじめに

映画ラブレターで見た「桜花が雪花のように落ちていく風景」を思い描いて来た私は、川崎市で一年間の派遣生活を始めた。

日本語を勉強していたので、日本の文化にも関心があり、ある程度は知っていると  
思っていた私に、日本での生活は、本やマスコミからは知ることができなかった大事な  
なことを教えてくれた。やはり「百聞は一  
見に如かず」だった。

あまりにも短かった時間ではあったが、

大事な日々を過ごせたと  
思う。それでは、一年間の派遣生活を振り返りながら今までの歩みを少し書かせていただきたい。

## 思わず出てしまう「すみません」

「日本の生活は韓国と何が違いますか」と言われたら、これほど答えにくいことはないと思う。生活そのものが違うことばかりだからだ。例えば韓国では動物園に行かないとめつたに見られないカラスが朝から都市のあちこちで鳴いている（びっくりする場面もあり、鳥肌が立つ時もあった）、学

生らの「超」短いスカートを見て、本で学んだ「コギャル」という単語を思い浮かべた（さらにびつくりするのはその姿で自転車に乗っていることだ）。自転車が多すぎるとバスより電車が発達している！一人でもご飯を食べる！などだ。

しかし、このような違いを述べることにどんな意味があるのだろうか。このような違いについての情報は関心があれば本やインターネットを通して、いくらでも得られると思う。それより、重要なのは文化や生活環境等を作っている日本の歴史と日本人に注目することではないかと思つた。

韓国は家族中心の傾向が強い社会であるが、日本は個人主義的な傾向が強い社会であるようだ。これは日本の歴史を見ると、西洋の文物を早く受け入れ、国際交流の方向も東洋より西洋に傾いている。その影響で日本の現代生活の雰囲気は西洋風だと感じる。それで、個人のプライドを尊重し、人の事にはあまり干渉しない。上下の関係でありながら水平的なコミュニケーションができ、男女や歳の差が無い呼称を使っている。携帯番号は勿論、病院では病室にいる患者の名前すら公開しない。昼休みや休日などは個人の時間なので、用事があれば前もって約束するのがエチケットなのだと感じた。

人の面で見ると、子どもの時から「人に迷惑をかけてはいけない」という家庭のしつけが日本の特徴だと思ふ。それで、携帯の使い方が厳しく、駅や店など、どの場所でも秩序を守っている。ごめんなさいやすみませんがいとも口をついて出てくる。基本的に人に迷惑をかけないように心掛けて

いる。

これらによつて、韓国と大きな文化差が生まれていくと思う。食事文化（会食、職場での昼食など）も仕事のやり方も「個人主義」と「迷惑をかけてはいけない」という考え方の上でスタートし、このような考え方が日本の文化や生活に反映されているようだ。だから、生活の違いは当たり前のではないだろうか。そして、韓国と比較するより違いを認めた上で日本の文化を理解しようとするれば、人間の属性は同じだと思われる。

一年間を過ごして知らず知らずのうちに慣れている「すみません」は、どの場合でも、口をついて出てしまう。

### これはよかつたな！

（一）最初から根本的に取り組む  
クリスマスイブの日、六本木ヒルズから眺めた東京タワーは素敵だった。川崎市の南部斎苑に訪問したことがある。また、川崎市が行財政改革の実施後三年間で、約一〇〇〇人余りの人を削減した。

以上には共通点がある。それは事業が始まる前から反対する団体や人がいたのである。しかし、主体側は無理やりに事業を進めず、何年にもわたって交渉し、ついに計画通りに実行した。実行後も問題がないと言ふ。

偉い（上の）人や行政機関が無理やりに弱い人（団体）を押さえず、その問題の原因を何年も掛けて（中には一〇年間にもわたつて）根本的に対処することに感銘を受けた。

### （二）日本の商業性

小さいアイデアやこだわりを商品化させる日本はやはり経済感覚が優れた経済先進国と言える。

博物館に見学に行つてみよう、必ず出口の手にあるミュージアムショップには、博物館の展示作品が商品化されており、色々な品目や、多様なデザインは予想以上だ。展望台や美術館なども独自のお菓子はじめ、作品の模様を利用した記念品がたくさんあり、買わずにはいられないくらいになる。まして、観光地は言うまでもない。

地方に観光に行くと、たやすく見つけることができる。そのような各地方の名物を買つて来るのも一つの楽しみだった。

### 派遣者としての役割

時々、派遣職員の役割は何だろう？と考へたりした。人的交流は物的交流と異なつて結果が可視的にくつきり現れない。また、派遣者の考え方によつて役割は一つではないと思ふ。

一年間の派遣生活を通じて考えると、私はただ富川市の職員ではなく、富川市を代表する立場であり、広くには韓国人の見本のような状況でもあった。派遣者としての役割を誠実に果そうとしたが、今、振り返つてみると、不足したところが多かつたと思ふ。

### （一）行政研修

行政研修の課題として改革の分野を選択し、集中課題で新人事制度と指定管理制度を研修した。

日本の改革は高度成長の終焉と本格的な少子高齢化社会の到来という社会経済の環境の大きな変化によつてもたらされたもの

で、全国的な現象である。川崎市は市長の強いリーダーシップで、既に存在している行財政のパラダイム（注）を変えようとする。新総合計画・川崎再生フロンティアプランに合致する政策を志向しており、改革の進捗状況において市民や議会に報告し、意見を聞く、開かれた改革だという印象を受けた。

新人事制度の全般的な印象は年功序列が崩れていくというものだ。しかし、変化のスピードが少し遅いのではないかと思ふ。それはひよつとしたら「実行する前に計画を検討する時間が長くなる」という日本の一般的な傾向や人事と関連があるので慎重に検討されるべきだと考えるからなのかもしれない。

様々な職員の要求や希望を満足させるため、色々な制度を試しながら修正したり（例えば異動希望申請、庁内公募制度等）、若い人材を登用するための仕組みを設けていたり（例えば係・課長昇任選考など）、組織が必要だと感じる制度の検討をしたり（例えば、複線型人事管理制度、下からの評価と三六〇度評価など）、能力本位の目標管理制度を試験中だったりしている。

指定管理制度を導入する前の管理委託制度は韓国の管理委託制度とは少し違う。韓国の管理委託機関は地方公共団体に限らず、民間団体にも管理委託ができるが、事業が日本のように幅広くない。韓国は、公共部分の効果性やサービス、市場経済の論理や財政運営などの状況をチェックし、現在の日本やイギリスの公共部門改革が進んでいる状況を注視する必要があるのではないだろうかと思ふ。

このような日本の改革の流れを見ると、

来るべき韓国の社会環境が見通せる。例えば、少子高齢化や自治体の歳入減少、歳出増加のような変化や公共部門の民間参入の拡大や市町村の合併等だ。

韓国も国を始点として自治体ごとに社会変化に能動的に取り組んでいる。もう少し欲を出し、韓国より先に環境が変化しつつある日本の改革事業を参考にして欲しいと思う。

### (2) その他の活動

市民との交流には大体、市民館を通して参加した。一番記憶に残っているのは幸市民館の識字ボランティアを対象とした研修会に参加し、富川市の紹介や韓国語を教えさせていただいた時だった。韓国人として自負心を感じ、韓国に関心をお持ちの市民の皆様へ感謝している。

それ以外に韓国の視察団や多様な交流団が約七回日本を訪れた。私の行政研修と重ならない時は韓国の訪問団と行動を共にしようとした。私もわが国の人のためにやる仕事ができ嬉しかった。

また、川崎市の事情や施策などを韓国人の視点で富川市に知らせる仕事がある。新しい情報や環境の変化などは両市が交流するのに重要な基盤になると思う。

### (3) 今後の姿

日本での派遣生活は一年間だったが、役割は一年間で終わってはいけないと思う。

日本に来たばかりの頃は文化差と社会適応に大変だった。その時、前に川崎市から韓国へ派遣された職員との交流ができ、そこから他の職員との交流もだんだん広くなった。これは八年間の相互職員派遣事業で

築いてきた人的交流の成果の一部分だと思う。

私も派遣生活の中、苦勞して学んだ言語や日本で広めた見聞、失敗と共に体験した日本文化を引き続き勉強し、韓日文化交流事業の役に立ちたい。

### おわりに

派遣生活の中、病気がかかって辛かった時があった。しかし、だからこそ多くのことを学び、良い友だちとの付き合いもできて、感謝している。

一年間の派遣生活を過ごしてみると、その他の活動も派遣者の行政研修と優秀を争えない重要な領域だと思うようになった。様々な活動で得られた人的交流の輪は人と人の触れ合いを通して広く深くなる。個人の人脈が広くなり、さらに市の組織の一員として両都市の交流活動を応援することになる。もっと大きく見れば、両国民はお互いの文化を理解し合い、より一層よい関係になるのではないだろうか。

一年間の派遣生活が無事に終わったのは交流推進課の課長と職員のおかけだと思ふ。一番近いところで、物心両面で後押ししてくださった課長や職員の皆様から感謝申し上げます。また、行政研修を助けてくださった人事課と下水道管理部業務課の職員や他の国の文化にも開かれた心で韓国文化に関心をお持ちになった市民の皆様へ御礼申し上げます。

注 その時代の支配的な見解や考え方

## 現場の目①

# 交通局の戦略

## ラッピングバス事業

交通局自動車部営業課

石渡幸夫

### はじめに

交通局営業課営業推進係は、平成一七年度の組織改正において、貸切バス事業や広告事業などを独立させて、さらなる営業推進を目指すことを目的として新たに設置された係です。その担当業務の中でも、私が主に担当しているのは広告業務です。バス車内には、ポスターやチラシ、ステッカー、車内放送など様々な媒体を利用した広告が掲出されています。その中でもここ数年において、広告料収入の約半分を占めているのが「ラッピングバス広告」です。

ラッピング広告とは、バスだけに限らず公共交通機関である電車や航空機を媒体とした全面車体広告をいいます。また広告媒体としての歴史は浅く、平成八年（一九九六年）アトラントオリンピックの際に初めて披露されました。日本では、平成一〇年長野冬季オリンピックの際に、関係者の移動用のバスに施されたものが最初だと言われています。路線バスでラッピング広告が導入されたのは、平成一二年四月に東京都が車体広告の規制緩和を行い、事業を開始しました。それを受けて、全国の自治体へと広がっていきました。

本市では、平成一五年五月に屋外広告物条例施行規則の一部が改正され、同年九月から商業広告としての掲出が始まりました。

### デザインの審査

例えば「川崎フロンターレ」のバスや「音楽のまちかわさき」のバスであったり、不動産や家電量販店などの広告であったり、様々なデザインのバスが市内全域を走っています。それが「ラッピングバス」と呼ばれるバスの車体を媒体とする広告なの

ラッピングバス広告は、とても人目を引きインパクトも大きいので、広告媒体としては優れています。ただ、それだけ影響力の大

大きさを考慮しなければなりません。本市では屋外広告物条例施行規則に基づいて車体利用広告のガイドラインが定められていますが、交通局でも「川崎市交通局車体利用広告自主審査基準」を設けて有識者委員も交えた「交通局車体利用広告デザイン審査委員会」で、ラッピング広告のデザイン審査を行っています。ここでは「デザインだけではなく、都市景観や交通安全にも配慮したデザインであるか、お客様への配慮についても考えられているかを審査しています。事業者名の表示は審査会の中でも特に重要視していますし、「全面車体広告」と先に述べましたが、車体の前面にはラッピングは施していません。これは、バス停等で待っているお客様に、バス会社ごとの識別性を保つために決められたものです。

それ以外のデザイン審査をする上での主な注意点をあげますと、簡潔で、広告で伝えたい内容がコンパクトにまとまっていて、



写真① 貼り付け前のシート

広告に視線がとどまる時間が短くなるようなデザインかどうかということも大きなポイントになります。これは、広告を目にするのはバスを利用する人だけではなく、一般のドライバーも目にする広告ではなく、一般のドライバーも目にする広告であることが理由となつていきます。絵柄が混みあつていたり、文字情報が多いデザインをラッピング広告として掲出してしまうと、内容を読み取るために時間がかかり、それだけ運転に対する注意がそがれてしまうからです。

デザイン審査後には、交通局と広告依頼主とで、修正方法などのやり取りで時間がかり、場合によっては当初予定していた掲出開始日に間に合わなくなってしまうこともありました。ラッピング広告が広告を見る人に与える影響力の大きさを考えると、慎重に審査を行うことを最優先と考え、然るべきであると思います。

●どのようにラッピングするのか



写真② 貼り付け作業風景

「ラッピング」というと、プレゼントを買ったときなどに「包装する」ということをイメージされる方が多いと思います。ラッピング広告もそのイメージで正解です。バスの車体を特殊な粘着シートで包装しています。ただし、印刷が可能なシートの大きさに限界がありますから、数十枚のシートをつなぎ合わせて全体をラッピングしているのです。

写真では大きさがわかりづらいですが、一枚あたり一畳程度の大きさと考えていただくとわかりやすいと思います。

シートを少しずつ重ね合わせながらバスに貼り付けていきます。ほんの少しでもずれたまま貼り付けてしまうと、それに合わせて全体に影響してしまうので、写真やロゴマークがずれないように貼り付けていくのは、とても難しい作業です。

一枚ずつ車体とシートの間には空気が入らないように、ヘラで押し付けながら貼り付



写真③ 音楽のまちかわさきラッピングバス

けます。その後にはシートを切り取る作業があります。通気穴やエンジンカバーなどの開閉部分を塞いでしまうと、バスの性能や点検整備に支障が出てしまいますので、車体の形状に合わせて切り取る必要があるのです。もしバス停などで間近にラッピングバスを見る機会がありましたら、職人さんの細やかな「技」が発見できると思います。

●ラッピングバスの掲出状況

平成一五年から広告媒体として取扱いは始めたラッピングバスは、平成一六年三月末では三四台、平成一七年三月末で六〇台となり、現在でもほぼ同数のラッピングバスが市内を運行しています。川崎市内の他のバス会社を含めると、市民の皆さんがラッピングバスを目にすることが、この三年間で飛躍的に増えたといえます。

●今後のラッピングバス事業について

交通局は、バス事業者である一方、公営企業であるということを考えなければなりません。企業として商業広告の掲出をすることも当然必要ですが、それだけではなく市の行政や市内の産業の発展を担う役割についても、展開していく必要があると思います。

写真③にあります「音楽のまちかわさき」のラッピングバスは、現在四台が市内各営業所にそれぞれ配置されています。このような市の事業のPRや活性化に繋がるラッピングは、今後さらに推進していく必要があります。製作コストなどのこともあり、短期間でのイベントの周知といった目的の広告には難しい面がありますが、長期的にイメージを定着させるといった目的には適

## 現場の目2

# 一歩ずつ進めたい高津区職員の防災対策

大地震への不安と実践のギャップを埋めるための意識調査

高津区役所区民協働推進部地域振興課副主幹

久喜成郎

していますので、より柔軟に対応できる施策を考えていきたいと思えます。また、依頼されるのを待つだけでなく、交通局からも提案できるようなシステム作りにも取り組みたいと思います。

「川崎発」、「川崎オリジナル」と呼ばれるような広告体系を作り上げることができ

たならば、交通局のみならず川崎市全体の活性化にも繋がっていく事業へと、発展させていくことが可能になります。交通局の企業の側面と行政的な側面をバランスよく取り入れた事業を、今後作り上げていきたいと思えます。

阪神・淡路大震災から一一年が経過し、大地震への考え方が徐々に風化してきている。一方、一昨年から宮城県沖地震、新潟中越地震、スマトラ沖地震・津波、福岡西方沖地震などの大地震がたてつづけに起きた。関東地方でも「今日起きてもおかしくない都市直下地震」（今後三〇年以内に七〇％の確率で起こる）が想定されている中で、区民の生命と財産を守る最前線としての高津区職員（以下「区職員」という。）の防災意識（①災害時の動員、②火災や自宅の耐震化対策、③区民への要望など）調査を実施した。調査は、区職員三四五名に平成一七年九月実施し、有効回答率は二三・三三名（六七・五％）であった。（表1）（表2）

最初に調査結果の、主な点について述べ

表1 意識調査の回答率(%)

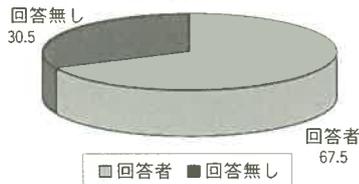
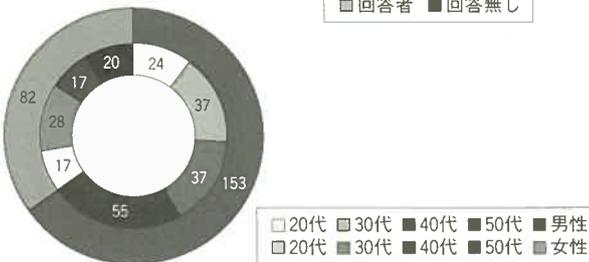


表2 男女・年齢別構成(人)



てみたい。

### ●大地震に対する不安と対策

阪神・淡路大震災のような大地震が起きるといふ不安を七九・四％の職員が感じているが、個人レベルの防災対策はなかなか進まない。「なんの備えや対策もとっていない」一八・五％と答え、さらに、住んでいる家屋が地震に強いかを尋ねたところ、「分からない」三八・六％と答えている。これは震災時、区職員として個人的な不安を感じながら仕事をすることになり、身を入れた災害緊急対策ができるかどうかの問題にも派生する。

### ●時間外での自動的（震度5強以上の発生時）に参集する場所の周知

時間外の、自動参集場所を尋ねたところ九四・四％の人が参集場所を知っていた。これは、毎年、危機管理室が参集場所の情報を確認しているためと考えられる。このように防災情報を常に発信し、確認を取り続けることが区職員の周知となる大切な要素となる。

また、区職員の時間外の参集場所と区役所への参集では、どちらへ早く着けるかを調べたところ、一時間以内に来る区職員が、参集場所で一・二名（四八・一％）に対して区役所では五五名（二三・五％）で倍以上の人が参集場所へ着けることがわかる。

### ●業務内容の周知や区内の地理案内（避難所等への物資搬送の便乗等）の実践

業務内容の周知と区内の地理案内を尋ねたところ、業務内容については、五〇代

（六〇・〇％）が「だいたい知っている」と答え、四〇代（五五・六％）、三〇代（三六・五％）、二〇代（二九・三％）と年齢が下がるにつれて少なくなる。区内の地理案内についても、「だいたい知っている」が四〇代（五六・六％）で最も高く、次に五〇代（五一・三％）、三〇代（四一・三％）、二〇代（二九・三％）と続いている。（表3）更に男女比で見ると、業務内容を「だいたい知っている」が、女性側が八・二ポイント上回（男性・四四・四％、女性・五二・五％）っている。一方、区内の地理案内については、「だいたい知っている」で

表3 業務内容と地理案内(%)

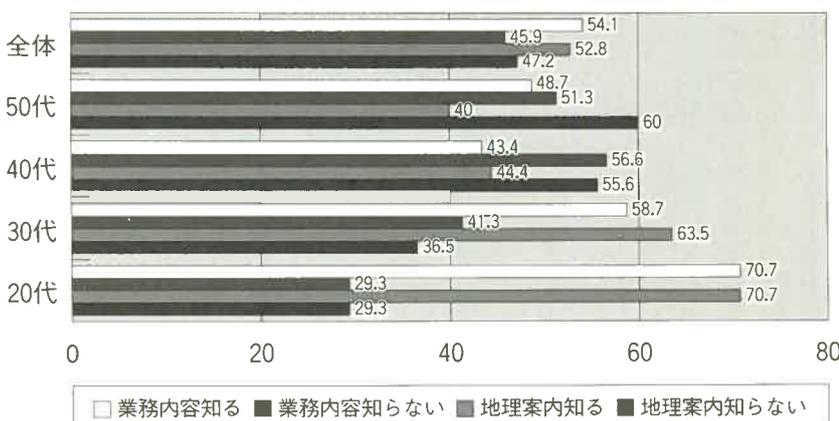
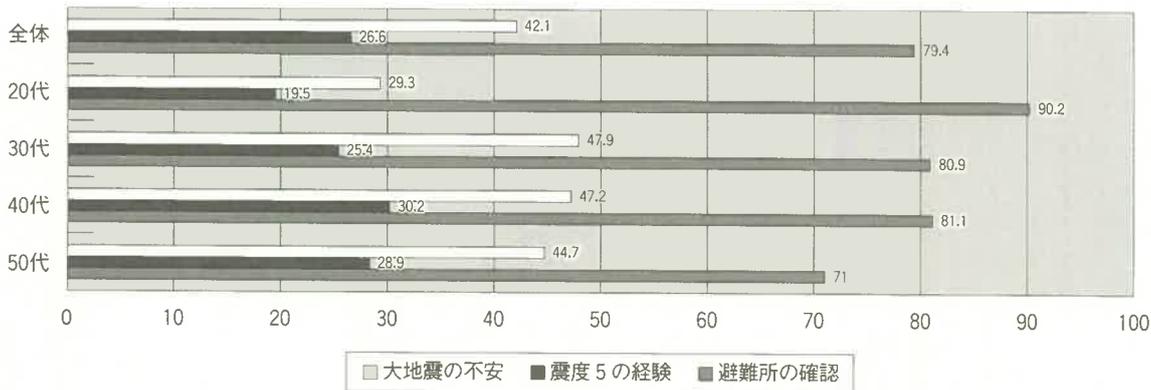


表4 年代別の地震への対応(%)



●年齢別にみる避難場所や震度5の確認割合  
 阪神大震災級の地震に対する不安を年齢

男性側が上回っている(男性:五四・九%、女性:三八・八%)。別にみると、最も高いのは二〇代の九〇・二%で、続いて四〇代の八一・一%、三〇代の八〇・九%、五〇代の七一・〇%と続く。

さらに、避難所の確認、震度5の疑似体験の項目と結び付けて検証すると、四〇代が最も不安に思うとともに、「避難所の確認」八一・一%や「震度5の疑似体験」三〇・二%と、他の年代よりも積極的に実践している。次に三〇代、五〇代そして二〇代と続いている。(表4)

●区職員の近所付き合いからみた防災対策の姿勢

自宅での近所付き合いの程度によって、防災対策への取り組み姿勢が変わる。「親しい付き合いがある」三八名は、防災対策への前向きな姿勢が見える。「避難所の確認」を五七・九%がし、「非常持ち出し袋の準備」を四四・七%がしている。さらに、「家具などの転倒防止」にも四七・四%が備えている。

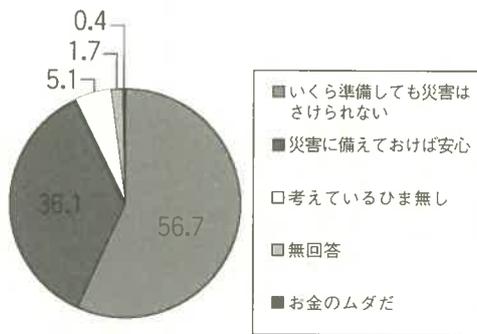
「挨拶する程度」の一五二名は、「避難場所の確認」四四・一%、「非常持ち出し袋」四〇・八%と全体的に下回る。さらに「余り付き合いがない」の四三名では、「避難所の確認」二二・九%と低くなり、「何もしていない」が三一・七%と非常に高くなっている。普段からの近所付き合いなど住民との連携が、防災の重要な要素になる。次に、「親しい付き合いがある」「挨拶する程度」の人で、区民等にどのようなことを力を入れて取り組んで欲しいかを尋ねると「地域のつながり強化」(四二・一%)や「自分の命は自分で守る」(三六・八%)を実施して欲しいと願っているが、「あまり

付き合いがない」人は、「食料等物資の保管」(六一・〇%)を望んでいる。この違いは地域の人達が何を望んでいるかHごろから区民等と話合っているか、が表れているかもしれない。

●区職員の災害感について

災害感について答えてもらうと、「いくら準備しても災害は避けられない」が五六・七%で最多。「常に備えておけば安心」は三六・一%、「忙しくて考える暇がない」が五・一%になっている。これは地震災害について、あらかじめの気持があると思われ、どう備えてもらうかを検討しなければならぬ。(表5)

表5 災害に備える準備をすること(%)



●区の防災対策に対する意見について

意識調査を提出した区職員の内五〇名が意見を提出している。(1) 震災

時の正確な情報の流れや指示系統を明確にしてほしい、(2) 区職員の参集場所が今のままで、顔見知りでない職員と対応するので実践に繋がりにくい、など防災対策の問題点を真摯に考えていることから、関係局と連携して考えていきたい。

最後に、この意識調査では、①区民の命や財産を守るために、区職員はもとより家族の命をどう守るかの対策を考えているのかどうか、②災害時の緊急的な業務内容及び対応を理解しているのかを主体的に調査した。結果的に、災害対策の実践を考えると、まだまだ不十分ところがあるが、ここ数年を一つの実践活動の場づくりとして前進させたい。進め方としては、意識調査内容での、「なんの備えや対策もとっていない」や「我が家が地震に強いかどうか分からない」との回答に対し、「どう対応したらよいか」などの情報提供を継続し、理解度をあげていきたい。さらに区本部訓練(危機管理室との連携)や情報班など各班担当者への防災研修を増やしたり、防災関連情報提供による情報の共有化を行なうなど、基本的な防災対策や訓練を繰り返すことで区職員の災害イメージ作りを進めたい。このことが区職員全員に大地震(都市直下)を迎え撃つ意識を高め、区民はもとより区職員やその家族が死なないための一歩となる。

# 誰でも気軽に「学び」に立ち寄れる 小さな小さな塾「学び場・月桃」

大塚史織

● 学び場・月桃設立

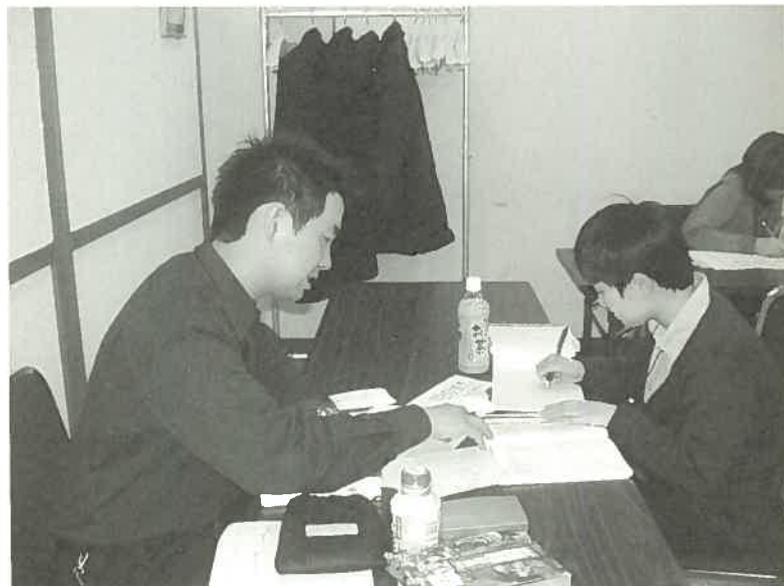
「何だか、ここは寺子屋みたいですね。先生」

以前、学習会の様子を、そんなふうに表示した学習者さんがいました。様々な人たちが、生きていくために必要なことを学びに来る場所、学び場・月桃は、確かに寺子屋のようなところかもしれません。誰でも気軽に学びに立ち寄れるような場所をつくりたい：学び場・月桃は、そんな思いから始まりました。

月桃というのは、日本では沖縄の野山に自生する他、民家の庭先にも、よく植えられている植物の名前です。初夏には白い花が咲き、種々は漢方薬などに利用されています。様々な効能のある月桃は、沖縄の人たちにとっては、とても馴染みのある植物なのです。

私は、旅行で度々訪れる沖縄で、この花と出会いました。散歩中の道端など、ふと目にとまるようなところに咲いている月桃のような存在になって、地域の人たちを何らかの形で支援する活動がしたい：そう思い続けた結果、私は、私自身が住みなれた

町川崎で、二〇〇四年に、学び場・月桃を立ち上げました。  
● 教えることは、教わること



私は、学生時代から、日本語ボランティアに参加し、また教育の問題にも関心があつたため、「ことば」の問題で苦労している人たちが、日本の教育システムから何らかの形で、はじかれてしまい「学び」を得ることができなかった人たちに、出会う機会がありました。

戦後の混乱期に子ども時代が重なつたため基礎教育を受けられなかった人、不登校の経験があつて学校の勉強が中途半端になつてしまつた人、家族の都合で日本に来たけれど日本の学校にも日本語にも馴染めない外国籍の子どもたち…。そういった人たちに支援するボランティア活動に参加し始

めた頃は、私は、自分には一体何ができるのだろうかという不安と、何かしてあげなければならぬという焦りのなかで、戸惑うばかりでした。

ある日、私は、当時のボランティア先で、年配の学習者さんから、こう言われました。「先生、大丈夫だよ。私は長生きするから。そんなに焦らなくていいよ。文字を勉強したいと思つてから、三〇年経つて、やっと先生に会えた。一日に一文字ずつでも覚えられれば、私は幸せ」

その二週間後に、その方が亡くなつたとき、私は、自分が情けなくて、悔しくて仕方がなかつたのと同時に、とても大切なも

のを学ばせてもらったような気がしました。

「教えることは、教わること」：何かをしてあげようとするのではなく、辛い時期を乗り越えてきた人たちが乗り越えようとしていて人たちが何かを学びたい、そして、少しでも豊かな人間になって、その人たちの役に立ちたい：私は、そう思うようになりました。

### ● 教育者ではなく、協力者であること

学び場・月桃でボランティアをしたいと希望する方々に、最初にお話しするのは、学び場・月桃のボランティアは教育者ではなく協力者であってほしいということ。熱意のあるボランティアほど、以前の私のように「教えること」に夢中になり、学習者さんの気持ちに気づかなくなってしまうことがあるのです。ゴール＝目標を決めるのは、学習者さんであり、私たちは伴走者であること：それは例えば、走ることにだけに夢中になっている学習者さんに給水所の場所を教えたり、今走っている場所を教え走りプランをアドバイスしたりするのが、私たち学習支援ボランティアの役目だということなのです。

頭では理解できても、現在、こういう形での学習支援を行っている場所が少なく、また日本の公教育の形に慣れてしまった人たちには、「学びの協力者」という考え方をすんなりと受け入れ行動に移すのは難しいのかもしれないと思うことも、何度かありました。それでも活動に参加していくうちに、ほとんどのボランティアは、時には悩みながらも、学ぶことを学習者さんとの共同作業としてとらえることができるようになっていくようだ、私は学習会の現場

を見ていて感じます。

### ● 現在の学び場・月桃

二〇〇六年現在、学び場・月桃には、六歳から七〇歳まで、九つの国から学習者さんたちが、通ってきています。学び場・月桃の学習者さんになる資格は、「学ぶ気持ち」を大切に、他の人の学ぶ気持ちも大切にできる人、それだけです。学習者さんのなかには、他の場所で断られたり、他の場所では自分の希望するような学習をすすめることができなかつたという人たちもいます。誰でも学びに立ち寄れる：そのことを大切にして学びの場所づくりをしてきた私たちにとって、次のように学習者さんから言っていただけは、本当に嬉しいことです。

「ここは、みんなが一人ひとり違うから、私も、いいんだと思えるんです。とても居心地が良くて、ほっとするんです」

「こういう場所をずっと探していたんです。誰に引け目を感じることなく、自分のやりたい勉強ができるから」

そして、始めは恥ずかしがったり自信のなさそうな様子だった学習者さんたちが、新しいことを学んで知識を増やしていくにしたがって、表情を自信と明るさで輝かせていく：その様子は、ボランティア側にも大きな喜びを与えてくれます。

「色々な人たちに出会えて嬉しい」

「学習さんの熱意に心から励まされ、自分も頑張ることができた」

ボランティアたちも、やはり学び場・月桃の活動のなかで何かを得ている、私はそんな気がします。

人と人との間では、やはりうまくいかな

いこともありすが、様々な状況を抱えていたり、色々な立場にいる人たちが集まっているからこそ、お互いに理解しようとする気持ちや認めあう気持ちが生まれ、自然と学びあうことができているのだと思います。

### ● 今後の学び場・月桃の課題

最初、他の団体で私と一緒に活動していた人や友人数名と手探りで始めた学び場・月桃も、二年目になりました。一年の間には、新しく入ってきた人、去っていった人も何人かいて、私は様々な思いを、学習者さんや他のボランティアと一緒に、経験することができました。日々、熱心に新しい

ことを学んでいる学習者さんたちに、運営者（ボランティア）たちも学び、これからも学習者さんたちの想いに応えていくためにも、より参加しやすい場所をつくること、より多くの人たちの理解と協力を得ること、安定した学習会の開催を行えるようにすること、他団体とも交流や協力事業を行い常に団体内に新しい風を入れる努力をすることなどを目標とし、努力していきたいと思っています。

月桃の花は、多年草です。これからも、月桃の花のように、末永く地域の人たちに、「共に学べる場所」を提供することができればと、私たちは思っています。

## 市民の目②

# 神様がしかけた贈り物

特定非営利活動法人「カルミアネット」理事長

衿津順子

きっかけは、由紀さんでした。由紀さんと出会わなければパソコンの必要性、可能性に気づく事ができませんでした。ましてや「障害者就業支援」こんな大きな夢を抱くこともありませんでした。それだけ、今までの人生観をひっくりかえすようなハリケーンのような出会いでした。

川崎市在住の岩谷由紀子さんは、私のパソコンボランティアのサポート仲間です。聞こえない方や車椅子の方など身体に障害のある方にパソコンをお教えしたり、パソコンを通して社会参加を応援するお助け部隊です。サポート依頼が入ると由紀さんと一緒に自宅にうかがいアドバイスをします。

由紀さんは自力でパソコンを習得して、ワード、エクセルはもちろん、フォトショップ、自分のホームページを作成したりパソコンを自由に使いこなすベテランです。由紀さんが普通のひと、ちょっと違うことは、脳性まひの影響で体が不自由です。パソコンは手でマウス操作をします。そして、喋ることができません。そんな由紀さんの通訳代わりに私は同行します。彼女とは普段は文字表で会話をします。不自由な指で文字表を指差し濁音は同じ言葉を二度指差します。でももう慣れているため文字表など使わなくても言いたいことは表情でわかります。いつもメールでも会話をしていますから、何も不自由はありません。

そして、もう一人、一年以上サポートをしている頑張り屋の本間かおりさん。彼女は突然二十九歳で障害を負うことになり不自由になった右手にかわって左手だけでマウ



ス操作をします。また、他の頑張っている障害のある方と会うたびに「趣味だけのパソコンで終わらずに、パソコンを通じて社会に参加して、障害も関係なく仕事ができるはず」とずっと思い続けていました。仕事を持つことによって、金銭的な面だけではなく、生きがいと自信に繋がります。でも現実には、難しい問題がたくさんあり、就業の機会はなかなか実現しませんでした。でも諦めきれずにいました。「いつかは、絶対に・・・」と念じ続けていました。

ところが！ある日、幸福な女神さまがつこりと微笑みかけたのです。起業家ネットワークのメーリングリストで「前からの夢である障害者就業支援活動をしたいと思えます。どなたか協力していただけますか！」という一通のメールが目にとまりました。メールを読み、五秒後には「私の夢



と一緒に協力させてください！」メールを送信しました。そのメールがきっかけで、(株)アークオルの伊藤敏子さんに出会う事ができました。すぐに由紀さんとかおろちゃんのことを相談にのっていただきました。早速に面接という段取りになり、まるで親子面接のようにどきどきしながら付き添いました。パソコンで入力した履歴書。そこには書ききれないたくさんの、苦勞を背負ってきた彼女たちの人生。やっとなが叶った瞬間です。

その感動から一年、研修期間を無事終了して、自宅でのSOHOという形態で実務についています。勿論お給料もいただいています。仕事内容はデザイン系とWeb関連を任されています。仕事ぶりも真面目で迅速、自慢の優秀な社員です。研修を積み重ねた成果が着実にあらわれスキルも一年間で見違えるようにアップしました。なによりも違ってきたのが表情です。自信に満ちて以前にもまして明るくなりました。それは、彼女達だけではありません。今では、障害者就業支援のメンバーが一四名にも増えました。障害内容もべつべつ、それぞれが違った人生を過ごした一四名の人生が、同じ仕事という目標のもとやっとな出会えたのです。出会えた一四名のおひとりずつの個性を大切に、きめ細やかなフォローをしたいと願って一件ずつ家庭訪問をします。自宅にうかがって、パソコンの福祉器具相談、スキルアップのアドバイスそして、一番大切なのはお話を聞くことです。普段は自宅で一人での作業が多いため、不安な気持ちもあるかと思えます。それを少しでも取り除いて研修と仕事に専念していただきたいと思えます。最近、国の政策として障害者就

業支援があげられています。大規模でなく本場に小さな支援ですが、小回りのきく温かい個人に合わせたフォローをしたいと願っていました。それが着実に実現しています。

メールで全てこと足りるこの時代に逆行するようですが、人と人とは会わないとダメです。そんな思いが通じたのでしょうか。横の人とのつながりを持ちたいという強い希望があり、一四名全員で打ち合わせ兼、ランチミーティングを開催できました。一四名の笑顔がやっとな揃いました。普段は仕事の連絡は全てメールですから、全員で顔合わせは初めてでした。

そんな期待と不安を抱きながらも、着馴れないスーツで緊張を隠せない女性たち、そして笑顔の表情がまだ固い女性たち、ぞくぞくと待ち合わせの三〇分前に到着しました。右方麻痺の方、車椅子の方、聴覚障害の方、言語困難の方・・・おそらくこれだけバラバラな障害がありながら、こうやって一つに集まることは、初めてのことだと思います。

一言では語り尽くせない人生を過ごされた一四名の仲間、やっとな会えた喜びに幸せを感じました。みんなの共通な話題は仕事。嬉しそうな笑顔でみんなはつらつとしていきます。思い思いに名刺交換をしたりあちらこちらで笑い声のする楽しい時間でした。

その中でも一際目立つ男性がいました。五十嵐慎之さんでした。彼は生まれつき体が不自由です。持ち前の明るさと根性で自力で大学にも合格しました。また英語も独学で勉強をして子ども達に英語を教えています。現在はインターネットの検索と原稿

作成をしていただいています。そんな彼が当日のことをコラムにして送ってくださいました。

ミーティングに参加して

「ミーティングのお知らせをいただいていた、皆さんにお会いするのを首を長くして待っていました。普段は孤独な環境で仕事や研修をしているので、皆さんと交流できるのが楽しみでした。

ミーティング会場に入り、初対面の方々に前にして、ガラにもなく少し緊張していましたが、メルマガで目にした名前や、一緒に仕事をさせていただいた方々の名前がこちらこちらから聞こえてきて、私の緊張もすぐにほぐれました。皆さん気さくな方々で、楽しくお話しすることができました。

障害の種類や程度は一人ひとり異なりますが、皆さん努力家で、向上心のある方ばかりでした。皆さんの前向きな姿勢に、私

は「喝！」を入れられた思いがしました。これからは、自分に甘えが出そうになったら、皆さんのことを思い出して頑張ろうと思っています。」(五十嵐慎之)

「生きていてよかったです……」そんな言葉が聞こえました。この出会いがなければ……と考えると気持ちが引き締まる思いで一杯でした。帰りにいつまでも手を振る一四名を見送りながら、次に続く一五人目のためにも、障害をマイナスとしてとらえるのではなく、一つの個性としてみるような世の中に、今生きている私たちが変えていかなければいけません。いいえ！今私たちが変えているという実感がします。この出会いは神さまが仕掛けてくださった贈り物です。大切に育てていきたいと思えます。

特定非営利活動法人「カルミアネット」  
http://www.kalmia.jp  
E-mail:netsu@kalmia.jp

## 記者の目

# 自治体の適正規模と 区民会議

時事通信社川崎支局長

燕昇司卓史

私事で恐縮だが、筆者はこの三月末で入社以来丸二〇年が経過する。入社してすぐに神戸に赴任し、熊本、本社、大阪、高松

と、ほぼ三年に一度のペースで異動して、昨年一月から当地に着任した。それぞれの土地でいろいろな経験をさせてもらったが、

行政について感じたことについて少々述べてみたい。

基本的に地方自治体というのは、特例を除けば、肥大化願望がある。平成元年当時、熊本市は人口五八万人を抱え福岡市・北九州市に次いで、九州第三の都市であったが、その二都市が政令市であったので、次は熊本という意識が非常に強かった。二年後、周辺四町を合併し六〇万を超え、現在は六七万にまで拡張しているようだが、HPなどで見る限り、首長が変わってもその志向はまったく変わっていないようだ。ただ、周りの町は熊本市との合併に否定的な考えをしているところも少なくなく、今後の膨張は困難な状況にあると思われる。

平成の大合併で七年前、三、二、三二あつた市町村が、今年四月には一、八二〇と五六％程度に減少する。合併特例法の後押しもあり、一、四二二の市町村が消滅した訳だが、道州制の流れの中で、人口・面積・職員数・議員数など、基礎自治体の適正規模はどの程度なのかという疑問に突き当たる。宮城県では、県内を一〇万人〜二〇万人程度の市にまとめる構想を発表しているが、その程度が人口的には適正と考えているようだ。

合併先進県と言われた香川県では、筆者が赴任していた平成一二年には五市三六町であったものが、この四月には八市九町に統合される。全国平均を上回り、半数以下になる訳だ。人口は県全体で一〇〇万人をわずかに超える程度、面積も都道府県では最も狭く、岐阜県高山市よりも狭い。暴論だが、ここまで来れば県という余分な枠組みは必要なく、全県一市で構わないのではという気がする。

翻って川崎市は人口一三三万人を超え、区役所への分権を進めている。七区の人口はそれぞれ一四万〜二二万人台となっており、まさに宮城県が考える適正規模に分かれている。縦に長い当市では区ごとに抱えている問題が多岐にわたり、特に「川崎都民」と呼ばれる人が多い北部と比較的古くからの住民が多い南部では、考え方に隔たりの地域で解決しようと、この四月から区民会議条例が施行され、一層の住民自治への道が促進される予定だが、今回発表された区民会議の運営に若干の疑問を感じる。それは「出席することができ、区民会議参加として必要な助言をすることができる」とされた区・市議会議員の存在である。区民会議は、「区民の参加と協働によって地域の課題を地域で解決するための調査審議を行う」ものであるが、その会議の中に議員を入れるということは議員個人の意見だけではなく、意識的であるかどうかは別として、所属政党・組織の主張が出る可能性が高い。また、議員同士の中で対立した意見が出ることも予想され、そうなった場合、会議そのものが機能しなくなることもあるのではないかとこの危惧を感じる。ある議員も語っていたが、議員になるような人間は他人よりも話しているので発言の機会が多くなり、住民の発言機会が妨げられかねない。議員の地域に対する問題意識向上のためにはメリットもあると思うが、前述のような理由で、筆者は議員の参加は時期尚早と考える。

# 新ものづくり ベンチャーズの時代

有限会社 大脇金型製作所

（財）川崎市産業振興財団産業支援部  
創業支援課産学連携担当 主査 桜井亨

世界の最先端を行く日本の金型産業。今回は、この金型産業の一端を担う有限会社大脇金型製作所を紹介いたします。

## ●ダイカスト製造会社からスピニアウト

川崎市高津区下野毛は百数十の中小製造業が軒を連ねる町工場の街である。

この下野毛の一角に、『南大脇金型製作所』大脇雪夫氏（現社長）が創業したダイカスト金型設計・製作会社がある。

筆者が工場を訪ねると、ワイヤー放電加工機や放電加工機がジリジリと静かに音を立てながら自動運転され、平面研削盤や旋盤にむかってハンドルを握りながら黙々と作業する金型職人たちの姿が目に入った。自動車部品、通信機器、電子機器類の金型の加工が行われているようだ。「ここにある金型の多くは機密扱いであり、存在すら口外できないのです。」と大脇社長。

そこで、既に製品化されているダイカスト成型品を見せていただいた。「カメラフレームは、当初から手がけてきたものです。そして、この小型エンジンは、構造が複雑なため、苦労した一品です。（写真1）」

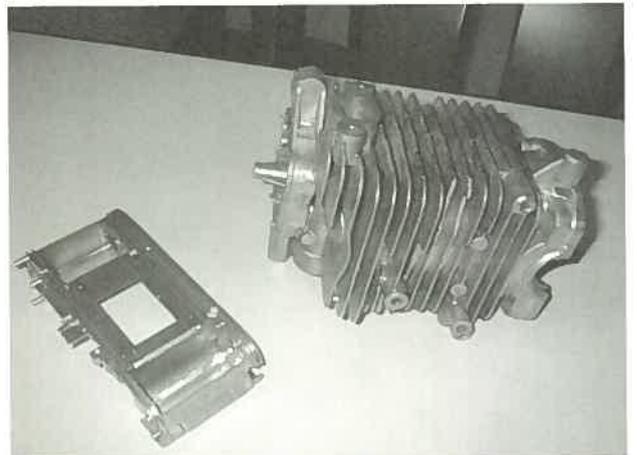


写真1 カメラフレーム、小型エンジン部品

同社の設立は、昭和四七年に遡る。大脇氏が昭和二八年、高校卒業と同時に、鹿児島から上京、当時、東京都大田区にあった旭東ダイカストに入社。ダイカスト（注1）による自動車部品、カメラボディ等の成型品加工に従事した。入社してまもなく、府立東京商工奨励館（東京都立産業技術総合研究所の前身）で、設計、油圧技術について学ぶことができることを聞き、入門、昼間は仕事、夜は勉強という日々を過ごしたという。

努力を続けた大脇氏は頭角を現し、金型を設計・製作を社長に提案、大脇氏が中心となって、同社の中に金型設計・製作部門を設立、同社は、これを契機に金型の設計製作からダイカスト製品の製造まで総合メーカーとなった。

金型設計・製造のリーダーであった同氏は、後輩の育成に力を入れ、入社する新人

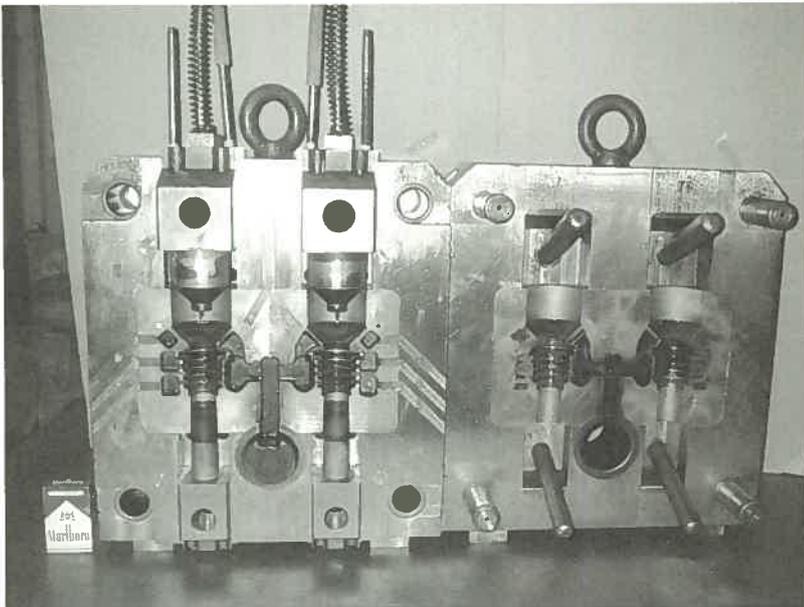


写真2 金型ブロック

に金型設計のイロハを教育した。こうして、金型設計の後継者が育ったところで、独立を決意した。同社の応援を得て、昭和四七年、大脇金型製作所を高津区下野毛に仲間三人と設立し、金型設計・製作専門メーカーとしてスタートした。

メーター、バルブ等の空圧機器の金型設計・製造の依頼が舞い込み、順調に滑り出した。昭和五一年に有限会社に改組、業況拡大とともに、昭和六一年、隣接地に工場を増設し、増大する需要に対応する生産体制を整え、ご子息の正稔氏も社業に加わり、従業員は一〇名を数え、現在に至っている。

## ●次世代照明ランプの金型開発

同社ではダイカスト金型が九割、その他がプレス金型、プラスチック金型で、年間一〇〇種類を超える。設計から製作まで平均二か月を要するというところから、月平均一〇種類の金型を設計・製作している勘定となる。数センチメートル角のものから、大きなものでは、一・五メートル角のものまで大小様々だ。大きいサイズの金型ブロックの重量は、六トンにもなるという。

「これがダイカスト用金型ブロックです。」（写真2）と大脇社長が指差した先には、四〇×五〇センチメートルの金属ブロックが二個並んでいた。重さは合わせて六〇〇キログラム。ブロックの中央に、製品を形づくる金型本体が埋め込まれている。この金型ブロックをダイカストマシン（射出成型機）に装着、二つのブロックを組み合わせた中に、七〇〇℃に溶融されたアルミ合金を圧入し、冷却、高速に成型することが可能。

この金型は、（株）キシムラインダストリー（横浜市）が開発した商品名「E26 Mass'y」という高輝度のLED照明ランプのボディが二個成型できるように製作されている。（写真3）

この金型から生み出されるランプは、二・五ワットの消費電力量ながら白熱灯二〇〜四〇ワット相当の明るさに輝き、寿命も長持ちする次世代照明として国際的にも注目されている代物である。この製品の製作に同社も加わり、今春には、一部出荷が予定されているという。世界に先駆けて登場するランプがまもなく誕生する。

●金型を支える職人技

同社が手がけている金型は精密な金型で、精度は一〇マイクロメートル（一〇〇〇分の一ミリメートル）である。五〇マイクロメートルといわれている髪の毛の太さより、僅かな誤差も許されない高精度な金型を製造している。

同社は、一五年ほど前からCADを導入、CAC/CAMへと発展させ、豊富なデータを持ち、複雑な形状の金型設計を可能にしている。同社が持つノウハウが取引先から重宝され、製品開発の段階から同社が参画、最適な金型を提案、製造している。

高精度な金型づくりを支えるのは、職人技だと大脇社長は断言する。「設計、材料、加工、組立て・調整すべてがかみ合わない」と良い製品ができないのです。特に、金型製造の最終工程である「磨き、組立て」は、長年培った経験と知恵、そして触っただけで誤差がわかる職人技が不可欠です。この技が日本のものづくりを支えており、海外では簡単には真似できない。技術・技能の伝承が今後の大きな課題です。」

●下野毛の発展に向けて新たな取り組み

大脇社長は、下野毛地域をまとめる下野毛工業協同組合の理事長として、明治大学

を始めとする産学連携活動や、災害救助機器の開発を企画するなど、地域の活性化に向けた取り組みを着々と実行している。そして、同社取締役の長男である正稔氏をはじめ、下野毛地域の二世の若き経営者が中心となって、「下野毛工業協同組合青年部」では、神奈川工科大学と積極的に交流、具体的な介護関連機器の開発プロジェクトが進められている。

若い力と職人技が融合する下野毛地域の数々の挑戦と、製品開発を陰ながらサポートする職人集団の大脇金型製作所、そして、それを牽引する大脇社長の取り組みは、川崎市の基盤技術産業の将来に向かって新たな道を切り開いている。

注1 ダイカストとは、溶融金属を金型に圧入して鋳物を成型する鋳造方法の一つ。



写真3 大脇社長とLEDランプ

所在地	〒211-0006 川崎市高津区下野毛
ホームページ	<a href="http://www.kinetor.jp/owada/">http://www.kinetor.jp/owada/</a>
TEL	044-811-0261
FAX	044-821-1105
設立	昭和四七年
資本金	五〇〇万円
従業員	一〇名
代表取締役	大脇雪夫
事業内容	ダイカスト金型設計・製作

バックナンバー紹介

政策情報かわさき18号特集

【特集1】新たな公共管理の可能性

◆【座談会】新たな公共管理の可能性を探る「行政サービスの外部化と指定管理者制度、委託、契約における課題から」①これまでの公共サービスの現状と課題、②民間の力の活用への具体的な取り組み、③民間何が問われているか。支援、連携、評価と選定、④まとめ「新たな公共管理への展望（法政大学法学部教授 武藤博己）総務局行財政改革実施本部内部改革担当主幹 小金井勉／財政局管財部契約課主幹 渡辺元久／市民局地域生活部地域生活課主査 三枝正孝／健康福祉局地域福祉部地域福祉課長 佐々木元行／「司会・編集長」総合企画局政策部長 木場田文夫

◆民間化の動向と委託契約手法の変容「日本におけるPFIと指定管理者制度を中心として（東海大学政治経済学部教授 前田成東）

◆入札・契約制度改革検討委員会の検討結果と今後の方向性（財政局管財部契約課主幹 渡辺元久）

◆CSRにおける総合評価型入札制度（政策入札）導入の可能性（収入役室出納課指導係 廣岡真生）

◆市民が管理する公共施設にかける市民自治社会の発展への期待（まちづくり局計画部都市計画課主査 加治屋淳一）

【特集2】政策形成過程における参加のデザイン

◆【座談会】参加技法のイノベーション「科学技術政策とコンセンサス会議（東京電機大学理工学部教授 若松征男／法政大学人間環境学部助教授 小島聡／水道局経営企画担当主査 高山正太郎）

◆水づくりをテーマにした市民参加の社会実験について「新たな合意形成手法・コンセンサス会議の可能性を探る（水道局経営企画担当主査 川添文夫）

# 川崎市政日誌

(2005年7月~12月)

七月一日

市立川崎病院・井田病院は、七月から診療体制を強化。川崎病院は「救急センター」を開設して救急搬送患者受け入れ態勢の強化と迅速化を図った。井田病院は一部診療科で第一、第三土曜の外来を開始して市民の医療ニーズに応えた。高津区役所は「市政だよりかわさき高津区版特別号」を発行した。きめ細かい区政情報を発信し、情報の共有化による区民との協働を推進することを狙いとしている。

七月五日

市はオープン一周年を迎えた「ミューザ川崎シンフォニーホール」の利用状況を発表した。二〇〇五年三月末までのホールの利用率は九七％で入場者数は一四万八、〇〇〇人。指定管理者の川崎市文化財団は、好調な利用状況や合理化努力により経費を当初予算から約三億円圧縮、余剰分を市に返還した。

七月六日

阿部市長は、総務省を訪れ、二〇〇六年度の国の予算編成への要望書を提出した。要望書には、三位一体改革に伴う地方税財源の充実確保、ルート変更した川崎縦貫高速鉄道事業の補助採択・事業認可、都市拠点機能整備に対する財政支援、医療保険制度改革の充実など五項目が盛り込まれた。

七月八日

七月九日

市は、区民が地域の重要課題を審議する「区民会議」の試行を七月一九日の中原区を皮切りに各区で開催することを発表した。区民会議の設置は自治基本条例に規定されており、二〇〇六年度から本格実施を予定している。

川崎区東田町の東田公園が再整備され、オープンした。市の公園として初めて住民が交流できるコミュニティセンターが建設され、商店街や地域を活性化させる拠点として期待されている。公園とセンターの運営は地域住民らで組織するNPO法人東田公園管理運営連絡協議会が市と一緒に担当する。

七月十四日

市男女平等推進審議会（会長・国広陽子武蔵大学教授）は、男女共同参画社会実現に向けた市、市民、事業者のネットワークの設置について答申した。答申では、幅広く市民団体や事業者団体にネットワークへの参加を呼びかけ、団体代表者による会議を設置すること、さらに、実務者レベルの運営連絡会を置き、イベントの実施や情報紙の発行、インターネットによる情報発信を行うことなどを提案している。

七月十六日

市は、川崎駅周辺総合整備計画策定協議会（委員長・中井検裕東京工大大学院教授）でJR川崎駅周辺の整備に向けた方針案を明らかにした。市が検討課題に挙げた事業は、東口駅前広場の再編、北口自由通路の新設、駅周辺自由通路のバリフリー化、府中街道アンダーパス部改良、自転車対策など三八項目。整備計画は協議会での議論とパブリックコメントを経て、年度内にまとめられ、来年度以

降順次整備が進められる。

七月二十七日

指定都市市長会（会長・松原武久名古屋市長）は、三位一体改革で国が計画している生活保護費の国庫負担率引き下げを阻止するため、生活保護に関する国への月次報告を停止する措置などを盛り込んだ緊急アピールを全会一致で決定、発表した。

七月二十八日

市は、今後一〇年間の産業振興の指針となる「かわさき産業振興プラン」を策定した。プランは、東京に近い立地優位性や羽田空港の再拡張・国際化などを踏まえて、市の産業の将来像として国際知識創造発信都市の実現を目標に掲げている。

七月二十九日

市と川崎商工会議所は、地域経済活性化に向け産業観光事業を推進するため、市内立地企業、関係団体、学識経験者などで組織する「川崎産業観光振興協議会」（会長・羽田耕治横浜商科大教授）を発足させた。京浜臨海部を中心に発展してきた産業都市としての特性を生かし、川崎ならではの魅力発信に向け、新たな観光プランをまとめる。

市は、二〇〇四年度一般会計の決算見込みを発表。一般会計の実質収支額は前年度比五、〇〇〇万円増の五億六、〇〇〇万だったが、市税収入は三年連続の減少となり、歳入総額は前年度比七〇七億円減の五、一三四億円。市債残高は初めて九、〇〇〇億円を突破。依然、厳しい財政状況が続いている。

八月一日

宮前区は窓口で置く封筒に広告入り封筒を導入。業者が広告主を募集し、広告収入で作成した封筒を区に寄贈するという

新手法。

八月五日

市は、二〇〇四年度病院事業会計の決算概況を発表。収支は一〇億五、〇〇〇万円の赤字を計上し、七年連続の赤字。累積赤字は一七四億円に膨らんだ。今後は、年度内に経営改善化五か年計画を策定し、効率的な経営の推進を目指す。

八月一〇日

市は、ヒートアイランド対策として、川崎区の東田公園で打ち水作戦を実施し、周辺の住民ら約八〇人が下水を高度処理した再生水約一トンをまいた。

八月十一日

環境省が実施する二〇〇五年度「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に、地下街アゼリアで実施する「かわさき都心部循環型まちづくり事業」が選定された。事業期間は三年で、CO<sub>2</sub>排出削減効果のある最新の省エネルギー型空調システムの導入のほか、循環型まちづくりイベントの開催などに取り組む。

八月十八日

市は、市民の購買活動の実態を把握するとともに、消費者・生活者としての意向や商業集積に対する考え方を抽出し、商業まちづくりの展開に向けた基礎資料とするため、「川崎市購買スタイル実態調査」を実施。市内の購買率は平均で六四％。市民の購買の市外流出率は三五％と、六年前の前回調査より約一ポイント増えている。

八月二十五日

国、県、川崎市などで構成する川崎縦貫道路計画調整協議会が開かれ、川崎縦貫道路の大師ジャンクション以西の工事計画が凍結されている問題で、国は市に対し、並行する国道四〇九号を先行整備す

の方針を示した。また、二期計画（国道一五号―東名高速道）については、東京外郭環状道路との一部一本化を含め検討するとの新方針も示された。

八月二十九日

国は、市の川崎縦貫高速鉄道計画の事業再評価を承認し、「新百合ヶ丘」元住吉ルートは「収支採算面で長期的に安定的な経営が難しく、事業継続は困難であり、中止する」との再評価結果を公表した。

八月三十一日

市は、二〇〇五年三月に策定した第二次行財政改革プランの着実な推進を図り、改革について意見を聴くことを目的として、学識経験者や市民代表などによる「川崎市行財政改革委員会」（座長・辻塚也一橋大学大学院教授）を設置した。

九月一日

総合防災訓練が宮前区中央会場と川崎区東扇島会場の二会場を中心に実施され、地域の自主防災組織、企業、行政など計六四団体、約二、五〇〇人が参加した。防災の日には小中学校の始業式と重なるため、生徒は参加できなかったが、子どもたちの震災への心構えを持たせるため、今年初めて市立犬蔵中学校の生徒の参加が実現した。

市は、中国江蘇省江陰市と産業交流の推進で合意、意向書を交わした。今後、人材や企業、産業技術の交流と協力を進める。

九月五日

県・横浜・川崎三首長懇談会が開かれ、水道事業の効率化など今後の水道事業のあり方を考えるため、学識経験者らによる懇談会を設置することで基本的に合意した。懇談会ではほかに、神奈川口構想の早期実現を求めて国に要望書を提出す

ること、生活保護の負担を転嫁しようという動きに連携して反対していく方針などを決めた。

九月十三日

市は、アスベスト問題に対する当面の対応について発表。スーバーなどの不特定多数の人が出入りする建築物は、国からの調査依頼を越えて随時実態調査を行うほか、立ち入り調査などによる解体工事や除去工事での適正処理の指導など約四〇項目の取り組みを挙げた。

九月二十七日

市水道局は、二〇〇〇年四月から〇二年六月までの家庭用水道メーターの入札三六件すべてで談合があったとして、メーカー八社に対し、約八、二〇〇万円の損害賠償請求を行ったと発表した。一〇月末の督促納入期限までに支払いがなければ、議会の議決を得て提訴する方針。

九月二十八日

市教育委員会は、庁内公募していた二〇〇六年四月開校の市立土橋小学校（宮前区）の校長に、南宮小の山田雅大教頭を内定した。市教委による校長の庁内公募は初めて。土橋小は、住民が学校運営に直接関与できる市内初のコミュニティ・スクールを目指している。

一〇月一日

市は、一〇月一日から、多摩川河川敷にある駐車場二か所の有料化に踏み切った。有料化は、周辺道路で起きる渋滞対策の誘導員の雇用や放置されるごみの処理など経費の一部を利用者に負担してもらうことが目的で、利用者が多い土曜、休日を対象で一日五〇〇円。二〇〇五年は一、一月末まで実施する。

一〇月三日

羽田空港の拡張・国際化に合わせ、空港

機能の一部や連絡道路を市内に設ける「神奈川口構想」について、松沢知事と阿部市長は、石原東京都知事と会談し、連絡道路整備に協力して取り組み年内にもルートを決めることを確認した。今後は県、横浜市、川崎市、東京都、国の実務者で組織する「京浜臨海部幹線道路網整備検討会議」で具体的に道路のルートや構造などを検討する。

一〇月八日

かわさきタウンマネージメント機関連営協議会（遠藤恭正会長）は、八日から一六日までJR川崎駅周辺地区で、地域一体型の「音楽のまち・かわさき イベントスタンプラリー」を実施。大型商業施設と地元商店街が協力して、訪れる人の回遊性を高めようとする試み。また、市が進める「音楽のまち・かわさき」事業の一環として、ミュージザ川崎のイベントとも連動性を持たせた。

一〇月十二日

国は、歩行者・自転車優先で快適な道路空間を形成する取り組みである「くらしのみちゾーン」の対象地区に、JR川崎駅東口周辺地区を登録、正式に発表した。登録されると地元で行われる社会実験が国費で賄われる。市は、利便性向上、バリアフリー化の観点から、駅東口広場で一般車の通行を遮断し、歩行者の平面横断を可能にする社会実験を行い、その有効性や課題を検討する。

一〇月二十三日

任期満了に伴う川崎市長選は、市政改革の継続を掲げた現職の阿部孝夫氏が、神奈川県労働組合総連合副議長岡本一氏を破り、再選を決めた。投票率は三六・三二％だった。

一〇月二十四日

市は、多摩丘陵から三浦丘陵に残る緑地を自然歩道で結ぶ「緑の回廊」構想について、関係自治体に働きかけ、ルート整備を支援していく方針を固めた。構想を提唱しているのは、歴史と景観を楽しむながら歩く自然歩道の普及に取り組んでいる町田市のNPO法人「みどりのゆび」。対象エリアは一二の自治体にまたがり、川崎市が推進役となって広域連携すること、効率的な全体整備を目指す。市としては〇六年度に改訂する緑の基本計画に具体的な施策を盛り込んでいく。

一〇月二十七日

二六日午前、川崎区千鳥町の川崎湾千鳥運河にホオジロザメのオス（全長約四・八メートル）の死骸が見つかった。オスとしては世界最大級の大きさで、日本では非常に珍しいため、市は、市民、特に子供たちに迫力を実感してもらおうと、剥製化して川崎マリエンで展示することに決めた。一般公開は来春の予定。

十一月一日

市は、市政全般にかかわる市民からの問い合わせや意見、相談などに一元的に対応する総合コンタクトセンター「サンキユーコールかわさき」をスタートさせる。これまで内容に応じて所管課が対応してきた市民からの問い合わせについて窓口を一本化、たらい回しを解消し、市民サービスの向上を目指す。電話のほか、ファクスや手紙、電子メールにも対応。二〇〇五年度中は試行期間で、平日の午前八時半から午後五時までだが、〇六年度以降は午前八時から午後九時まで、年中無休に拡大する予定。

市は、年間七万台を超える放置自転車問題で、引き取り手のない自転車、海外向けに販売する業者に限定し、入札で売

却する制度を始めた。年間約一、九〇〇万円に上る処理費の軽減や撤去・収容の迅速化を目的としている。

一 一月四日  
市は、各主体が環境に配慮した自主的な活動を通じて持続可能な地域社会、つくり

一 一月六日  
市は、多摩川の魅力を活かす取り組みを総合的に推進するための指針「川崎市多摩川プラン」の二〇〇六年度策定に向け、市民意見を反映するための「多摩川サロン」を開催し、講演会や意見交換会を実施する。端緒となる講演会では、多摩川の自然にまつわる啓発活動を続けている俳優中本賢氏が多摩川の魅力を語った。講演会に続き、多摩川サロンの三回開催され、これからの多摩川のあり方について市民とともに考えていく。

一 一月八日  
六五歳以上の高齢者が住民の約三割を占め、高齢化率が高い河原町団地（幸区河原町）に民間の高齢者向けデイサービス

施設が開所。団地の開設スペースはこれまで、市住宅供給公社が倉庫として利用していたが、団地住民の高齢化などを見据え有効活用をしようと、福祉・介護機器の開発や販売などを手掛ける企業に賃貸。デイサービスセンターにリニューアルされた。阿部市長は、内覧会で各種福祉機器を使ってサービスを体感した。

一 一月九日  
八都府市首脳会議（座長・上田清司埼玉県知事）は、生活保護費などの国庫負担割合を引き下げる厚生労働省案に反対する緊急意見書を同省に提出した。また、川崎市の九つの福祉事務所は、厚労省の生活保護費と児童扶養手当の国庫負担率を引き下げる方針に現場から反対表明する緊急アピールを同省に提出した。

一 一月一〇日  
市は、二〇〇六年度予算の編成方針を発表した。前年度予算との比較増減を中心とした編成手法を転換、新総合計画の実行計画事業費を基本とする方式にして、第二次行財政改革プランの着実な実行を目指す。市税は前年度比一・五％増を見込むが、市債償還に備える減債基金からの借入金一五〇億円を加えても、歳出で三七億円が不足する見込みで、今年度に続き緊縮型の編成に取り組み。

一 一月一四日  
市内の一般廃棄物の中で約四〇％を占める生ごみの減量化・資源化を目指し、「（仮称）かわさき生ごみリサイクルプラン」の策定検討会議（座長・後藤逸男東京農大教授）が発足した。会議は、市民団体、農家、企業など一四人で構成され、月に一回ほど会議を開催、来年六月に中間報告をまとめ、市民説明会を経て、同一〇月にプランを策定する予定。

一 一月一五日

市は、副読本「川崎サイエンスワールド」世界に誇る先端科学技術」を作製、市内の中学一年生に配布した。副読本は、光触媒やプラズマテレビ、集積回路チップ、ロボットなど市内の産業が生み出した最先端の技術や製品などを中学生にわかりやすく紹介し、次代の担い手への科学技術教育を充実することを目的としている。

一 一月一六日  
八都府市首脳会議が開催され、国の生活保護費国庫負担率引き下げ案に反対し、月ごとに国へ提出している生活保護の基礎データの報告停止を合意した。また、東京都が二〇一六年に計画している五輪誘致支援決議が採択され、阿部市長は首都圏ボンドの活用を再提案した。

一 二月二日  
市は、震度5強程度で倒壊の恐れがある」と指摘されたマンション住民の支援体制を整えるため、「構造計算書偽造問題対策会議」を設置した。住宅金融公庫に公営住宅入居向けの緊急融資制度の検討を要請するなど、具体的な救援策を検討していく方針。

一 二月二四日  
市は、市民ミュージアム改革基本計画を

発表。経営的観点を重視した新館長の公募や特色を活かした企画展の強化、市民への施設開放などに取り組む。〇九年度以降の利用者数を現在の約一四万人から三〇万人に倍増することを目指す。

一 二月三〇日  
市は、耐震強度偽装問題で、市税条例の特例措置を適用し、使用禁止命令を出したマンションの所有者が退去した場合、今年度半年分の固定資産税、都市計画税を免除することを決めた。市営住宅の使用料等も三か月を限度に免除される。税の減免を実施するのは全国自治体で初。

一 二月八日  
市は、学識者と公募市民により構成される「川崎市住民投票制度検討委員会」（委員長・寄本勝美早稲田大学教授）を設置した。住民投票制度は自治基本条例に規定されており、すでに〇三年度に設置された検討委員会が、住民投票制度を導入する場合に想定される課題等を整理して最終報告書を提出している。新検討委員会はこの論点をもとに検討を進め、市民フォーラムを三回程度開催して、〇六年八月ごろに最終報告書をまとめる予定。市は最終報告書の提出を受け、〇六年度中に条例案を作成する。

一 二月一〇日  
市は、二〇一〇年度をめどに水道料金を引き下げる方針を固めた。給水能力が使

用実態を上回り無駄な支出が多いとして、効率的な事業運営を目指す。

市は、環境審議会の答申を受けて二〇〇六年度の早い段階で地盤沈下につながる地下水の揚水に許可制を導入する方針を発表した。市内ではここ二、三年、工業用水法の対象外となる非製造業者の地下水利用に関する問い合わせや希望が急増している。

二月一三日

市は、滞納市税の改善策として、市税滞納者からの差し押さえ物件のインターネット公表を導入すると発表した。

二月一五日

市議会は、任期満了となる東山芳孝副市長の後任に砂田慎治総務局長を選任する議案を採択した。

二月二六日

市民活動推進委員会（委員長・武藤博己法政大学教授）は、市民活動の評価に関する提言をまとめ、市長に提出した。市民活動の公正な評価は、市民と行政が適切な関係を築いていくうえで重要な要素であるとし、評価がどのように行われるべきか、評価基準の体系や評価の視点、評価手法などの点から報告。市は、今後提言の具体化について検討していく。



バスケットボートにはられた竹のシート

## （財）かわさき市民活動センターは、市民活動を応援しています！

当センターは、ボランティア・市民活動団体に対する中間支援組織として、市民活動の推進と地域の活性化を図るべく様々な事業を行っています。

- ・ 情報提供…情報紙の発行、ホームページの開設など
- ・ 人材育成…入門講座、各種研修など
- ・ 活動拠点…会議室やフリースペース、印刷機の提供など
- ・ 財政支援…市民活動助成金制度など
- ・ 交流促進…ネットワーク組織の運営など



助成金審査会の風景

当センターは現在、中原区の川崎市中小企業・婦人会館2階に事務所を置き、午前9時から午後9時まで、年末年始などを除いて毎日開所しています。川崎市内のボランティア・市民活動の息吹きを、センターに来て感じてください。

# 編集後記

①川崎市人口一三三万人は、ドイツワールドカップ出場のトリニダード・トバゴの人口とほぼ同じ。市民でワールドカップ級のチームが作れるかも。②イタリアの工業都市ミラノ市も人口一三〇万人、川崎もミラノに比肩するイメージ向上ができるだろうか。③川崎市の面積一四四平方キロメートルは北海道の虻川島と同じくらいの大さき。ちなみに人口は四、〇〇〇人に満たない。

人口や面積などデータの比較は地域のあり方やポテンシャルをわかりやすく伝えますが、時にリアリティが感じられないこともあるのは、数値が各地域の個性を捨象してしまっているからでしょう。特集テーマの広域調和と身近なまちづくりは、首都圏において外発的に期待される役割に比べながら、地域における内発的なまちづくりに取り組みむということであり、これらをあわせて進めていくことで、データの単純比較では表すことのできない、地域の多様性や個性がより際立っていきのではないのでしょうか。

（総合企画局都市経営部企画調整課 長沼芳之）

独身で就職したばかりの頃、大規模マンションのコミュニティづくりとして某地区で「ママと赤ちゃんの集い」に取り組んだことを思い出す。子育て中のお母さん数名との協働事業で先輩職員に見守られ、月一回、雨風に関わらずに開催した地域活動であり六年間汗水流した。当時は、プライベートを重視した近代的な高層マンションとして売り出されたが人居した子育て中のお母さんと子どもにとっては一種の隔離された環境にもなり、ストレスの高い孤独な育児を強いられる生活が浮かび上がってきた。やがて「自分のような思いで育児をして欲しくない」という母親が次々と現れ、リレー方式でボランティアがなくなり、その様子を見ていた中高年の女性が、さらに、自治会が協働の輪に加わりまちの集いとして定着した地域活動であった。魅力的な景観と生き生きと生活できる空間を実現するのはやはり、人との関わりでありコミュニティであろう。このことが今日の私のまちづくりの原点でもある。

（川崎区役所総務企画課主任 中原真理子）

今回の編集には全くと言っていいくらい関わることが出来ず、申し訳ありません。

私自身、今年四月で介護保険課認定係に異動となり、これまでの保育園・母子家庭支援等の業務とは正反対である年配の方を対象とした業務に変わり、全くのゼロからのスタートです。あー、早く仕事を覚えて独り立ちしなければと思う毎日です。通勤もこれまでの倍以上の時間がかかり、時間の有効活用を考えねば……。また、私的には一〇月に子供が生まれる予定で、今年は本当に激動の年になりそうです。

（宮前区役所保健福祉センター保険福祉サービス課 松原貴史）

行財政改革も第二ステージへと進み、改革を継続して推進していくパワーが求められています。しかし、新しく始めることにはエネルギーが集中しますが、地道に良質な市民サービスを持続していくことは、目立たないものです。維持と言っても同じことをただ繰り返していけばよいのではなく、変化する社会状況に対応していくには断続的な努力が必要です。そのためには、自主的に自らの仕事を改善・改革していく職員が欠かせません。改革の推進力となる職員の育成のためには、仕事の課題を常に話し合う職場風土の醸成がたいせつだと感じます。

私事ですが、四年間在籍した職員研修所を離れることになりました。この間、多数の意欲ある職員の方々や触れ合う貴重な機会を得ました。川崎市役所には豊富な「人財」があります。本誌の一年はこの人財たちが残した貴重な宝と云えるのではないのでしょうか。

（総務局職員研修所主査 星野宏幹）

先日中学校の同級生と久々に飲んだときのことで、行政に何か要望しているものがあるかと訊いたところ、「せいぜい税金は大事に使ってくれ」とそっけない答えが返ってきました。まあ、三〇歳代の現役世代というのはいくらなんでもののかと思っただけで、福祉施設に勤めている別の友人からは直接的な要望をたくさん聞き、また近所のお母さんたちは道路に歩道がないことや公園が少ないうちに不満があるらしいし、自分の母親にいたってはごみを毎日持って行ってほしいとぼやいていました。

こうした身近な市民の話を知ると、自分も市民の一人として行政に対する様々な思いが巡ってき

ます。たまにはこういう休日を通して仕事の励みにしたいものです。

（財政局財政部資金課 茂木政樹）

地方で生まれ育った私の目から見ると、シャッター通りではない立派な中心市街地を持ち、田舎では国道沿いに点在しているような大規模店舗が林立し、しかも市役所からの幅員道に中心市街地にも大規模店舗にも気の向くままにふらりと立ち寄れる川崎駅周辺地区は、信じられないほど恵まれたまちである。それでもなお、本号の特集からもわかるように、まちとしてのアイデンティティの確立という課題は残されている。これは、全国の多くの中小都市からすれば、ずいぶん贅沢な悩みなのかもしれないが、このような悩みを持つことと自他、良かれ悪しかれ、他の都市にはない川崎の大きな特徴なのだろう。数多くの地方出身の市民や、数は少ないかもしれないが地方出身の職員が、本号を読んでどのような感慨を持つのか、大変興味深い。

（政策課題専門調査員 棚橋 匡）

今号の特集では、川崎駅周辺のまちづくりを中心に取り上げたが、私が通勤のため川崎駅を利用するようになって二〇年余りが経つ。今の川崎駅にはない北口改札を利用していた。当時は、ちょうど地下街アゼリアがオープンした直後で、駅周辺には、ルフォーン、東西自由通路、駅ビルB.E、テコピア、リパーク、ラ・チッタデッラ、ダイス、ミューザ川崎、今秋オープン予定のラゾーナなど次々と新しい顔が生まれ、二〇年間の変貌ぶりには目を見張るものがある。変わっていないのは東口駅前の京急線の高架ぐらいか。

まちの魅力は、いろいろどころにあるが、駅裏の細い路地を入った奥にあるうらぶれた居酒屋の空間などは、中年族にとっては明日への活力を紡いでいくための数少ない居場所のひとつかもしれない。個人的願望ではあるが川崎のまちも是非そのような多様性のあるまちでありつづけてほしいと願っている。

この政策情報誌も節目となる二〇号を迎えた。まちづくりと共に進化するが、その魅力は思考の多様性にあるように思う。これからも、新しく多様な視点を提供する政策情報誌でありつづけられるよう編集作業に努めたいと考えている。

（総合企画局政策部主幹 土方慎也）

川崎駅西口や武蔵小杉では現在、産業構造の変化に伴う用地転換による基盤整備や住宅開発等、ビッグプロジェクトが進行中です。特集では、川崎駅周辺地区の拠点整備事業を中心に、個性・魅力的な川崎のまちづくりについて、幅広い視点から論じていただきました。分権時代を迎えて、地域主体のまちづくりへの機運が確実に盛り上がりつつあります。座談会で中井先生から、様々なリスクに強い都市というのは、内部に多様で自立したより小さなコミュニティをいろいろと包含している、とお話がありました。小さな単位が生き生きすること、大きなまちが輝く。区民会議の取り組みも、地域の各々の問題意識に合わせて重層的・多層的なしくみを確立することであり、多様性・自立性を育み、リスクに強いバイタリティのある大きな都市づくりの鍵となるのだと思います。

（総合企画局政策部主査 菊地一恵）

二〇号を迎えるにあたり、バックナンバーに目を通しました。創刊当時のほうが職員は自由に書き、論じているように感じます。こういった情報誌の宿命でもあるのですが、認知度が上がれば、書くことの責任も生じ、自然と筆にも自己規制がかかってくるのかもかもしれません。もちろん、それも度が過ぎれば弊害物としての「生きのよさ」が失われてしまいます。生きのよさを保ちながらも責任ある文章にする、そんな執筆者の苦悩が、特集をはじめとした今号の記事にも見え隠れします。街づくりのダイナミズムと、異なる主体間の意思の調整。行政マンの仕事の醍醐味を、少しでも感じていただければうれしい限りです。

（総合企画局政策部 広岡真生）

## 投稿をお待ちしています

本誌は職員の皆さんが自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています（執筆は個人・グループのいずれでも構いません）。

応募される方は、事前に研究の概要をA1判紙二枚以内にとめて政策部担当までお送りください。



9784862090119

ISBN4-86209-011-7

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体600円+税)

20

第20号  
2006 March no 20

# 政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

# かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第20号

2006年 3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640